

あけみお・すくすくプラン

第2期名護市子ども・子育て支援事業計画



令和2（2020）年3月

沖縄県 名護市

はじめに



我が国における少子化の進行や労働力人口の減少は依然として問題となっており、将来の社会保障をはじめとする社会経済全体に深刻な影響を与えるものと懸念されております。また、少子化の進行だけでなく、世帯規模の縮小等が進み、核家族化や地域社会の連帯感の薄れ等により、子育てを取り巻く家庭環境や地域環境も変化する中、保育ニーズの多様化も進んでいます。

こうした中、国では平成24年8月に「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法が成立し、市町村においては、子育て等支援策を定めた子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

本市では、平成27年3月に「第1期名護市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づき子育てに係る各種施策を展開する中で、平成30年9月には、市内の認可・認可外保育施設に通う子どもたちの利用料等について、実質無償化もしくは利用料低減となる「名護市幼保助成事業」を全国にさきがけて開始するなど、子育て環境の充実に努めてまいりました。

この度、同計画の実施期間が令和元年度（平成31年度）までとなっていることから、「第2期名護市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、前計画の検証を行うとともに、引き続き子育て支援を計画的に推進していくこととしています。

第2期計画におきましては、地域や社会全体で「子どもは地域の宝」であることを共有するとともに、全ての子どもが愛情に包まれながら健やかに育ち、安心して子どもを生み育てられる社会を実現するため、「子どもの健やかな育ちと子育てを皆で支える共生のまち」を基本理念に掲げています。子育て世代から「子育てをするなら名護市で」と評価されるような、安心して子育てできるまちづくりを目指し、地域全体で子どもの視点に立った、切れ目の無い子育て支援に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力いただきました「名護市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」などで貴重な御意見・御提言を頂戴した市民の皆様にご心から御礼申し上げるとともに、第2期名護市子ども・子育て支援事業計画と併せて、本計画の上位計画となる第5次名護市総合計画の実現に向け、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月 名護市長

渡具知 武豊

< 目 次 >

第1章 計画の策定に当たって	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 名護市の子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計資料等からみる現状	5
2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	24
3 子育て支援に係る名護市の取り組み状況（現行計画の評価）	33
4 国の主な方針等	41
5 計画課題の整理	43
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 計画の基本理念	47
2 計画の基本的視点	47
3 基本目標	48
4 施策体系	50
第4章 具体的な取り組みの展開	51
基本目標 1 全ての子どもと子育て家庭を応援する地域づくり	51
施策の方向 1 地域における子育て支援の推進	51
施策の方向 2 保育サービスの充実	54
施策の方向 3 地域との協働による児童の健全育成	57
基本目標 2 子どもが健やかに成長することのできる健康づくり	60
施策の方向 1 子どもを産み育てる親等への支援の充実	60
施策の方向 2 次代を担う子どもの健やかな成長の支援充実	62
施策の方向 3 食育を通じた子どもの健全育成の支援	65

基本目標 3 名護市の次代を築く心豊かな人づくり	67
施策の方向 1 子どもの健全な心身の発達に向けた就学前教育・保育の充実 (名護市幼児教育アクションプログラム)	67
施策の方向 2 子どもの豊かな心、生きる力を育む学校教育環境の充実	71
施策の方向 3 次代の親となる子どもの健全育成の推進	73
基本目標 4 子育てにやさしい環境づくり	74
施策の方向 1 快適で安心な生活空間の確保	74
基本目標 5 家庭生活と社会的活動の両立を応援する社会づくり	76
施策の方向 1 男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現	76
基本目標 6 子どもの人権を尊重する仕組みづくり	77
施策の方向 1 児童虐待防止対策の充実	77
施策の方向 2 支援を必要としている家庭・児童への支援の充実	79

第 5 章 子ども・子育て支援法に定める事業計画（第 2 期） 83

1 教育・保育提供区域の設定	83
2 子ども・子育て支援事業計画において定める事業	84
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の考え方	86
4 幼児期の教育・保育の事業計画	93
5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画	101

第 6 章 計画の推進に向けて 111

第1章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の背景と趣旨

我が国においては、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等からなる“**子ども・子育て関連3法**”に基づき、平成27年度より『子ども・子育て支援新制度』がスタートしました。『子ども・子育て支援新制度』は、従来の保育や幼稚園教育、放課後児童健全育成事業等の事業の枠組みを根本から見直したものであり、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとなっています。

なお、市町村においては、「子ども・子育て支援法」第61条において、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）に即し、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、名護市においても平成27年3月に第1期計画となる『名護市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

第1期子ども・子育て支援事業計画策定後の国の動向をみると、「待機児童解消加速化プラン」及び「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保に向けた積極的な支援を行うとともに、「企業主導型保育事業」の創設等、待機児童の解消に向けた対策を進めています。また、人材への投資の観点や女性の活躍推進に向けた取り組みを後押しする方策の一つとして、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月閣議決定）において、3～5歳の全ての子ども達の幼稚園、保育所、認定こども園の利用料の無償化を打ち出し、令和元年10月より利用料の無償化が始まりました。待機児童解消に向けた今後の取り組みにも影響があることが予想されます。また、国の働き方改革実現会議において、「働き方改革実行計画」が策定され、子育て・介護と仕事が両立できるよう柔軟な働き方を推進していくこととされています。

名護市では、この間、第1期計画となる『名護市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、保育所等の整備や定員増をはじめ、認定こども園への移行、教育・保育の受け皿確保に努めるとともに、課題である保育人材の確保・定着など、様々な取り組みを進めているところです。平成29年度の間見直しの際には、児童の健全育成等を目的に、放課後の子どもの居場所などに関するニーズ把握を行い、地域の中で子どもたちが安全に遊ぶことができる場所を確保するため、児童館や放課後児童クラブの設置に向けて計画を推進してきました。平成30年9月には、子育て世帯における経済的負担を軽減することを目的とし、公立幼稚園、認可保育所等の認可保育施設及び市内に所在する認可外保育施設（一部対象外施設あり）に通う児童に係る利用料等を免除した等の施設に対して助成金を交付しています。今後も多様化する子育てニーズや課題に対応するため、各種子育て支援策の充実が必要となっています。

そのような中、本業務は、第1期計画の満了に伴い、新制度施行後の本市における教育・保育施策の進捗等、点検評価を行うとともに、新たな子育てニーズを調査し、幼児期

の教育・保育、また、地域における多様な子ども・子育て支援を推進していきます。そして、今後の5年間を見通した新たな計画として「第2期名護市子ども・子育て支援事業計画」の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け等

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

そして、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うために、これらについての量の見込み、提供体制の確保などを定めることにより、市民の協力や事業所の参画を得ながら子ども・子育て支援の充実に取り組むものとし

ます。

また、次世代育成支援対策推進法は、時限立法であった法律の有効期限が10年間延長され、平成37年3月31日（令和7年3月31日）までとなりました。策定義務が任意化された市町村行動計画等については、各地域の実情に応じ必要な特定の事項のみの作成とすることも可能とされています。そのため、同法に位置付けられている基本理念や地方公共団体の行動計画内容（地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等）を継承・包含しつつ、選択と集中の観点から精査を行い、特に取り組んでいくべき内容を中心に位置付けていくものとし

ます。

加えて、「幼児教育アクションプログラム」「新・放課後子ども総合プラン」についても包含した計画として策定していくものとし

(2) 計画の対象

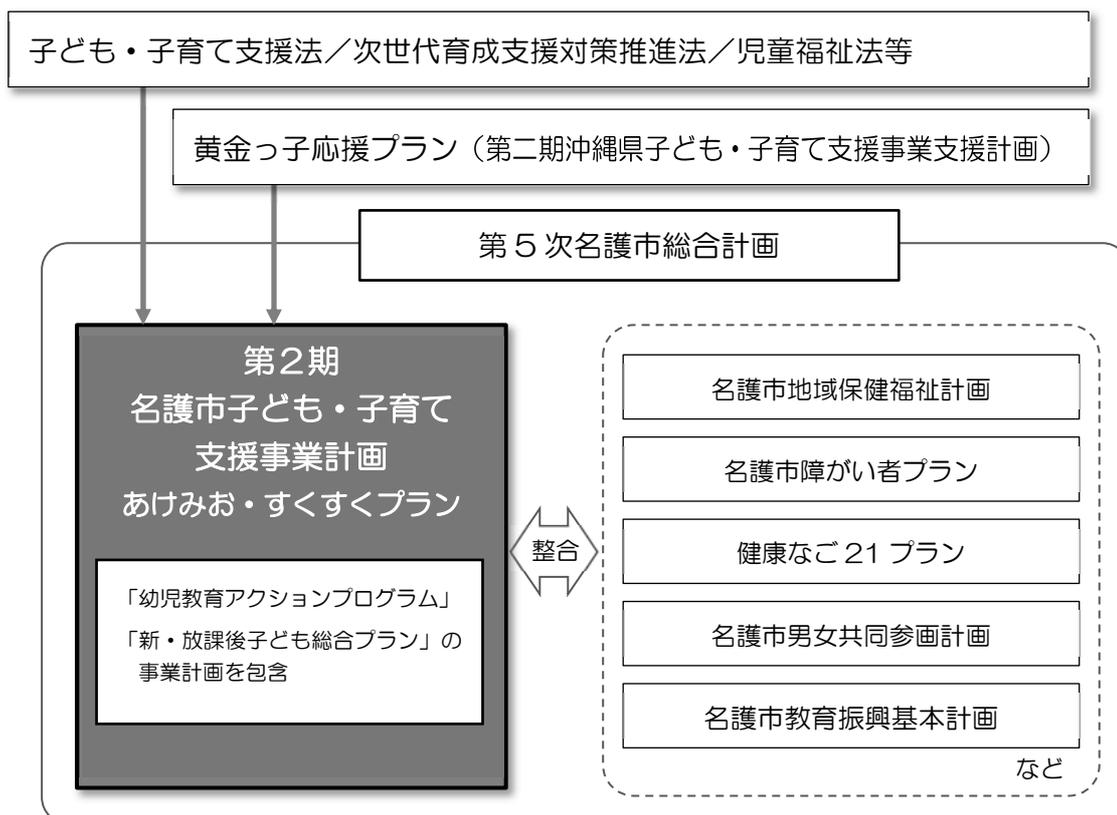
この計画においては、妊娠・出産期から小学校就学後の学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象としますが、社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、本市における全ての子どもと子育てに関わる個人や団体を対象と



(3) 上位・関連計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「第5次名護市総合計画」をはじめ、「名護市地域保健福祉計画」や「名護市障がい者プラン」、「名護市男女共同参画計画」等の個別計画との整合を図るものです。

【計画の位置付け】



3 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5か年間で計画期間とします。なお、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、必要に応じて中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。

H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度	R3 2021年度	R4 2022年度	R5 2023年度	R6 2024年度
名護市子ども・子育て支援事業計画					第2期 名護市子ども・子育て支援事業計画				
						※必要に応じ、中間年を目安に計画の見直しを行う			



第2章 名護市の子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 名護市の子ども・子育てを取り巻く現状

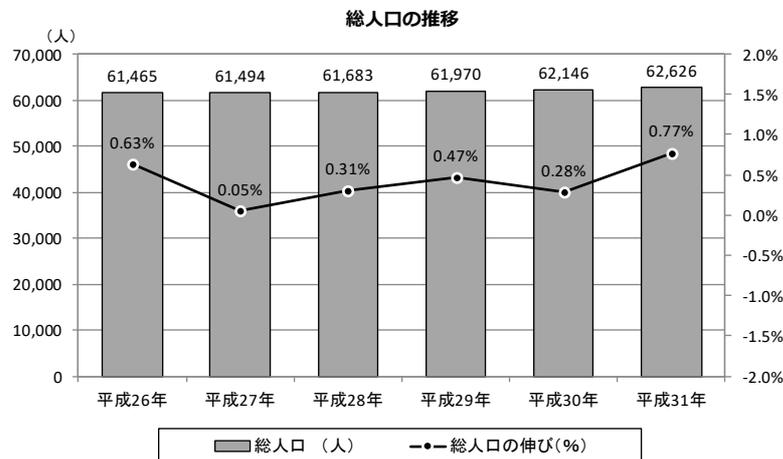
1 統計資料等からみる現状

(1) 人口・世帯の動向

①人口

本市の総人口は、平成31年4月1日現在 62,626 人となっています。その推移をみると年々わずかに増加しており、平成26年と平成31年を比較すると、5年間で1,161人増加しています（伸び率1.89%）。

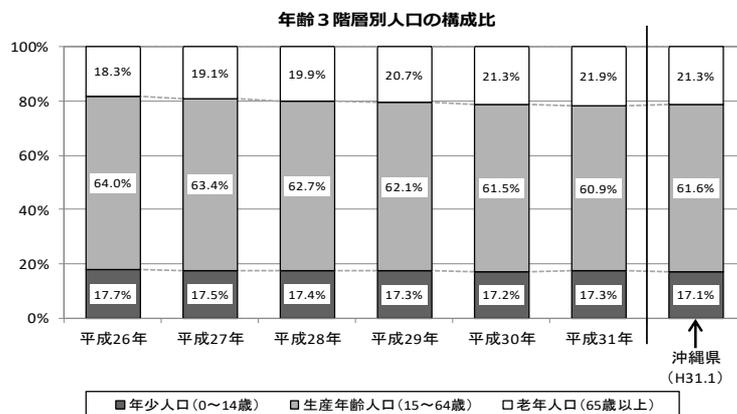
また、年齢3階層別にみると、平成31年の年少人口（0～14歳）は10,810人（17.3%）となっており、年少人口の割合は近年17.5%前後で推移しています。なお、年齢3階層別人口の割合は、沖縄県とほぼ同程度の割合となっています。



資料：名護市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

■年齢3階層別人口の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	沖縄県 (H31.1)
年少人口(0～14歳)	10,884	10,781	10,738	10,699	10,684	10,810	251,740
生産年齢人口(15～64歳)	39,362	38,977	38,657	38,467	38,217	38,131	909,759
老年人口(65歳以上)	11,219	11,736	12,288	12,804	13,245	13,685	314,338
総人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	1,475,837



資料：名護市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）／沖縄県「住民基本台帳」（1月1日現在）

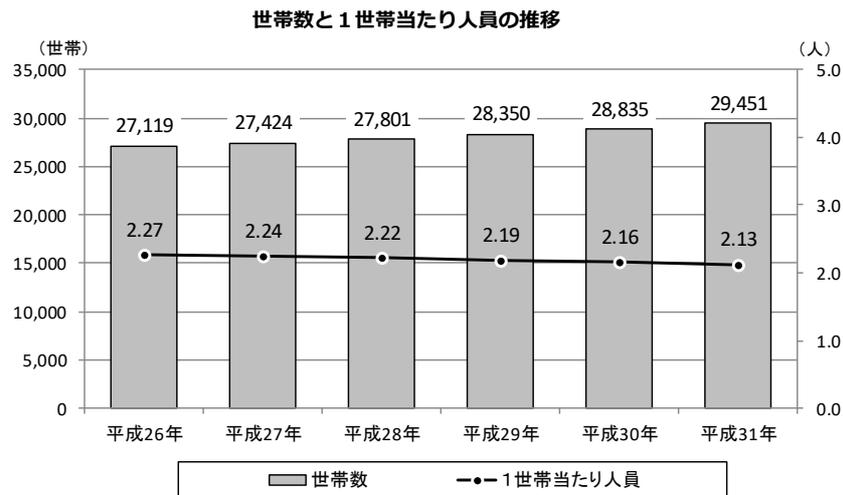
②世帯

住民基本台帳による本市の世帯数は、平成31年では29,451世帯となっており、年々増加傾向にあり、平成26年と比較すると2,332世帯増加しています（伸び率8.60%）。しかし、1世帯当たりの人員はやや減少しており、平成31年で2.13人となっています。

■世帯数と1世帯当たり人員の推移 (世帯、人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
世帯数	27,119	27,424	27,801	28,350	28,835	29,451
1世帯当たり人員	2.27	2.24	2.22	2.19	2.16	2.13

資料：名護市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）



資料：名護市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

(2) 子どもの数等の推移

① 0～11歳人口

0～11歳の人口をみると、各年齢650人～800人となっており、平成31年では計8,736人です。近年大きな増減はありませんが、平成27年と比較すると131人増加しています（伸び率1.52%）。

■0～11歳人口の推移 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	691	704	674	667	716
1歳	758	701	729	694	707
2歳	726	760	710	732	713
3歳	783	728	760	730	731
4歳	753	797	732	755	735
5歳	710	743	790	722	765
6歳	750	706	741	779	725
7歳	706	739	716	743	773
8歳	724	703	729	707	740
9歳	693	716	700	735	710
10歳	665	695	719	696	728
11歳	646	659	696	722	693
0～11歳計	8,605	8,651	8,696	8,682	8,736
0～5歳計	4,421	4,433	4,395	4,300	4,367
6～11歳計	4,184	4,218	4,301	4,382	4,369

資料：名護市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

②出生数

本市の出生数の総数をみると、平成29年で667人となっており、近年やや減少傾向がみられ、平成25年と比較すると96人減少しています。合計特殊出生率（ベイズ推定値）は公表されている平成20～24年データでは1.89となっており、沖縄県の1.86より若干高くなっています。

また、母の年齢別（15歳～49歳）に平成24年と平成29年の出生数を比較すると、母が20歳～34歳の出生数は減少している一方で、15～19歳および35歳～44歳の出生数は増加しています。

■市町村別出生数（総数）

（人）

	沖縄県	名護市	那覇市	宜野湾市	浦添市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	南城市	石垣市	宮古島市
平成25年	17,209	763	3,495	1,282	1,445	837	1,751	934	1,320	387	666	559
平成26年	16,373	725	3,306	1,236	1,400	762	1,629	867	1,285	379	567	546
平成27年	16,941	704	3,296	1,252	1,418	749	1,727	905	1,430	473	602	606
平成28年	16,617	713	3,176	1,281	1,355	770	1,765	829	1,337	462	608	552
平成29年	16,217	667	3,084	1,241	1,289	757	1,641	836	1,348	470	572	528
合計特殊出生率 (平成20～24年 データ)	1.86	1.89	1.63	1.85	1.95	1.99	1.97	2.03	1.85	1.69	2.16	2.27

資料：衛生統計年報（人口動態編）県HP

■母の年齢別出生数（15歳～49歳）

（人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
15～19歳	15	21	19	17	25	27
20～24歳	104	107	92	94	87	91
25～29歳	215	215	208	184	171	175
30～34歳	237	231	220	252	243	184
35～39歳	132	149	144	127	142	141
40～44歳	28	40	39	29	43	49
45～49歳	0	0	3	1	1	0
合計	731	763	725	704	712	667

資料：衛生統計年報（人口動態編）県HP

③子どものいる世帯の状況

国勢調査による本市の世帯類型別一般世帯数及び18歳未満世帯員のいる一般世帯数は平成27年6,426世帯で、一般世帯数に占める割合は24.6%となっています。この割合は沖縄県の27.7%と比較すると、やや低くなっています。

また、ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は増加しており、平成27年は709世帯で、平成2年と比較すると約1.7倍になっています。父子世帯は平成17年の122世帯をピークに減少しており、平成27年は84世帯となっています。

■世帯類型別一般世帯数及び18歳未満世帯員のいる一般世帯数（H27年）

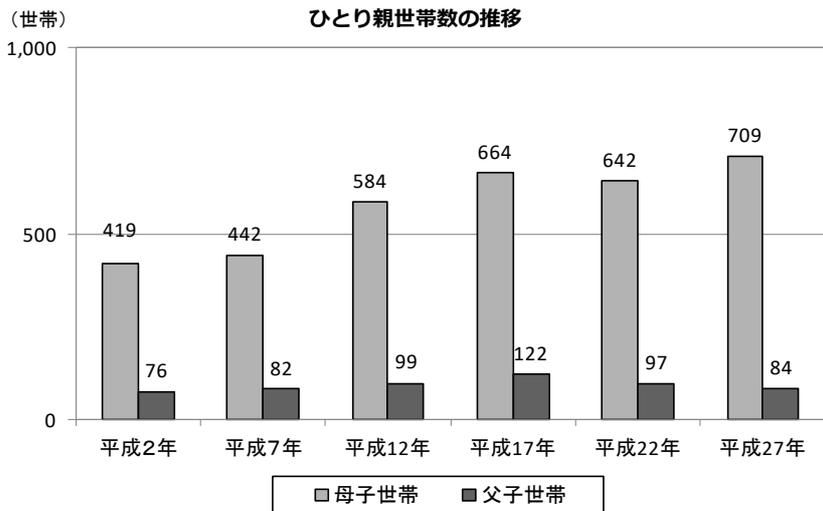
単位：世帯

	沖縄県		名護市		那覇市		宜野湾市		浦添市						
	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数					
総数	559,215	155,174	26,076	6,426	24.6%	135,265	32,809	24.3%	39,291	10,962	27.9%	43,961	13,489	30.7%	
A 親族のみの世帯	369,332	153,351	41.5%	15,213	6,314	41.5%	81,595	32,398	39.7%	24,309	10,718	44.1%	29,732	13,288	44.7%
I 核家族世帯	327,514	133,612	40.8%	13,611	5,517	40.5%	72,956	28,651	39.3%	21,923	9,548	43.6%	27,027	12,006	44.4%
II 核家族以外の世帯	41,818	19,739	47.2%	1,602	797	49.8%	8,639	3,747	43.4%	2,386	1,170	49.0%	2,705	1,282	47.4%
B 非親族を含む世帯	7,285	1,115	15.3%	256	37	14.5%	1,562	174	11.1%	923	164	17.8%	688	116	16.9%
C 単独世帯	180,974	708	0.4%	10,590	75	0.7%	51,519	237	0.5%	13,951	80	0.6%	13,382	85	0.6%
(再掲) 母子世帯	14,439	13,360	92.5%	709	657	92.7%	3,060	2,778	90.8%	994	932	93.8%	1,264	1,160	91.8%
(再掲) 父子世帯	1,738	1,575	90.6%	84	77	91.7%	314	276	87.9%	90	80	88.9%	122	108	88.5%
不詳	1,624	-	-	17	-	-	589	-	-	108	-	-	159	-	-

	糸満市		沖縄市		豊見城市		うるま市		南城市						
	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数					
総数	20,581	6,414	31.2%	53,194	16,081	30.2%	21,753	7,459	34.3%	42,269	12,776	30.2%	14,249	4,140	29.1%
A 親族のみの世帯	15,006	6,381	42.5%	35,986	15,883	44.1%	16,125	7,395	45.9%	30,350	12,654	41.7%	11,049	4,109	37.2%
I 核家族世帯	13,303	5,561	41.8%	31,897	13,845	43.4%	14,481	6,546	45.2%	25,920	10,438	40.3%	9,547	3,374	35.3%
II 核家族以外の世帯	1,703	820	48.2%	4,089	2,038	49.8%	1,644	849	51.6%	4,430	2,216	50.0%	1,502	735	48.9%
B 非親族を含む世帯	228	27	11.8%	790	150	19.0%	246	34	13.8%	599	109	18.2%	120	29	24.2%
C 単独世帯	5,332	6	0.1%	16,331	48	0.3%	5,366	30	0.6%	11,241	13	0.1%	3,077	2	0.1%
(再掲) 母子世帯	556	508	91.4%	1,551	1,432	92.3%	517	477	92.3%	1,213	1,129	93.1%	338	316	93.5%
(再掲) 父子世帯	85	80	94.1%	150	135	90.0%	43	41	95.3%	180	165	91.7%	56	50	89.3%
不詳	15	-	-	87	-	-	16	-	-	79	-	-	3	-	-

	石垣市		宮古島市		沖縄県 市部				
	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数			
総数	20,483	5,325	26.0%	21,908	5,224	23.8%	439,030	121,105	27.6%
A 親族のみの世帯	12,527	5,274	42.1%	14,169	5,167	36.5%	286,061	119,581	41.8%
I 核家族世帯	11,138	4,611	41.4%	12,819	4,513	35.2%	254,622	104,610	41.1%
II 核家族以外の世帯	1,389	663	47.7%	1,350	654	48.4%	31,439	14,971	47.6%
B 非親族を含む世帯	273	29	10.6%	244	31	12.7%	5,929	900	15.2%
C 単独世帯	7,668	22	0.3%	7,445	26	0.3%	145,902	624	0.4%
(再掲) 母子世帯	557	535	96.1%	619	585	94.5%	11,378	10,509	92.4%
(再掲) 父子世帯	88	83	94.3%	98	95	96.9%	1,310	1,190	90.8%
不詳	15	-	-	50	-	-	1,138	-	-

資料：総務省統計局「国勢調査結果」



資料：総務省統計局「国勢調査結果」

(3) 婚姻等の状況

婚姻件数、婚姻率はともに、直近10年で増減を繰り返しながらやや減少傾向がみられます。本市の婚姻率は平成29年で5.24%（パーミル）となっており、全国の4.9%と比較すると高いものの、沖縄県の5.7%と比較すると低い状況です。

また、離婚件数、離婚率はともに、増減を繰り返しているものの、直近10年であまり大きな変化はみられません。離婚率は全国と比較して高く、沖縄県よりわずかに低くなっています。

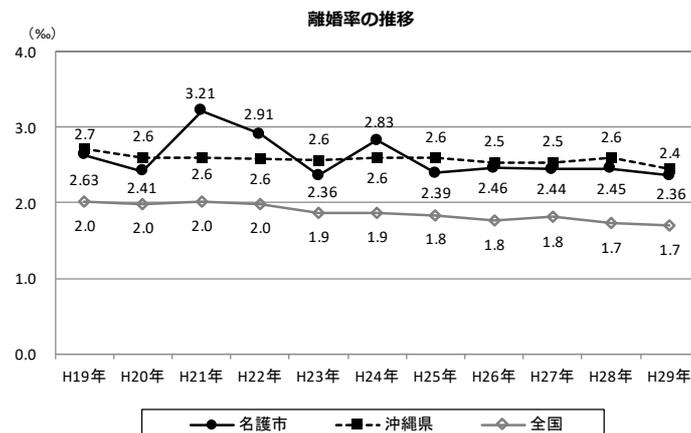
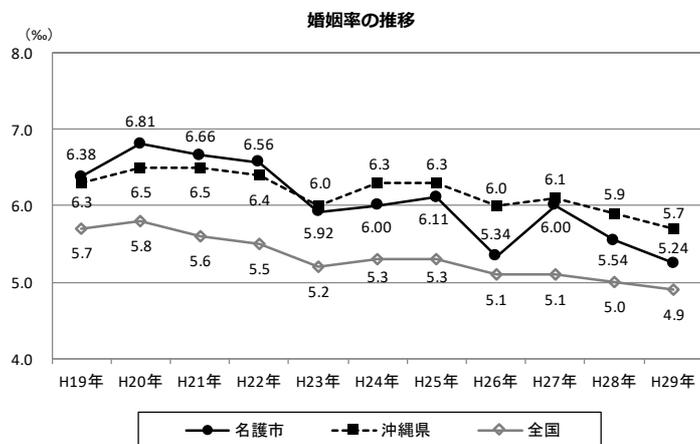
■婚姻離婚の状況

	婚姻				離婚			
	名護市		沖縄県	全国	名護市		沖縄県	全国
	婚姻件数	婚姻率	婚姻率	婚姻率	離婚件数	離婚率	離婚率	離婚率
平成19年	378	6.38	6.3	5.7	156	2.63	2.71	2.02
平成20年	406	6.81	6.5	5.8	144	2.41	2.60	1.99
平成21年	398	6.66	6.5	5.6	192	3.21	2.60	2.01
平成22年	393	6.56	6.4	5.5	174	2.91	2.58	1.99
平成23年	356	5.92	6.0	5.2	142	2.36	2.56	1.87
平成24年	363	6.00	6.3	5.3	171	2.83	2.59	1.87
平成25年	373	6.11	6.3	5.3	146	2.39	2.59	1.84
平成26年	328	5.34	6.0	5.1	151	2.46	2.53	1.77
平成27年	369	6.00	6.1	5.1	150	2.44	2.53	1.81
平成28年	342	5.54	5.9	5.0	151	2.45	2.59	1.73
平成29年	325	5.24	5.7	4.9	146	2.36	2.44	1.70

※婚姻率(単位:‰) = 年間婚姻届出件数/10月1日現在全体人口 × 1000

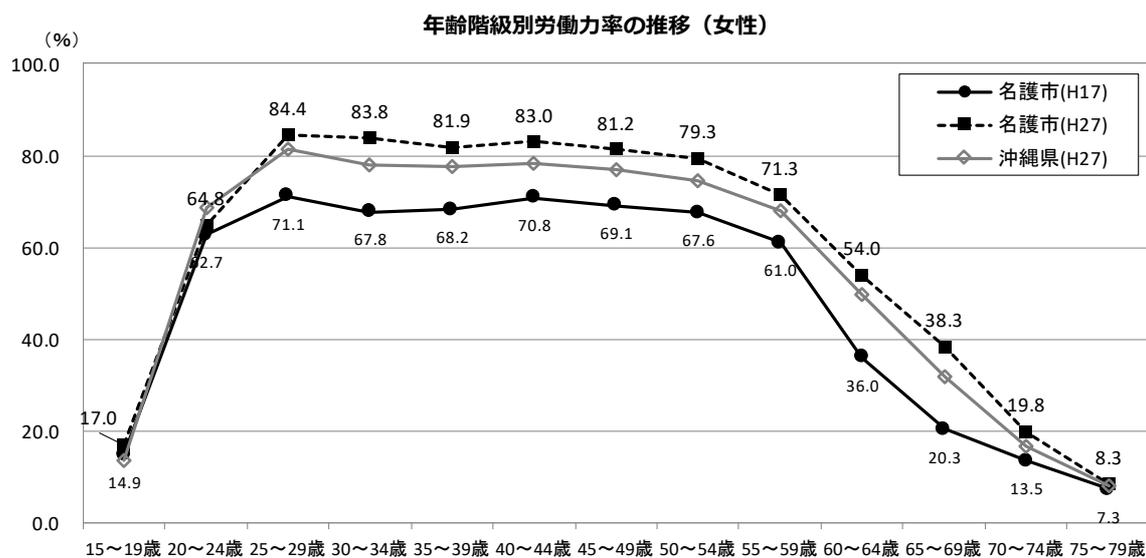
資料:人口動態統計

※離婚率(単位:‰) = 年間離婚届出件数/10月1日現在全体人口 × 1000



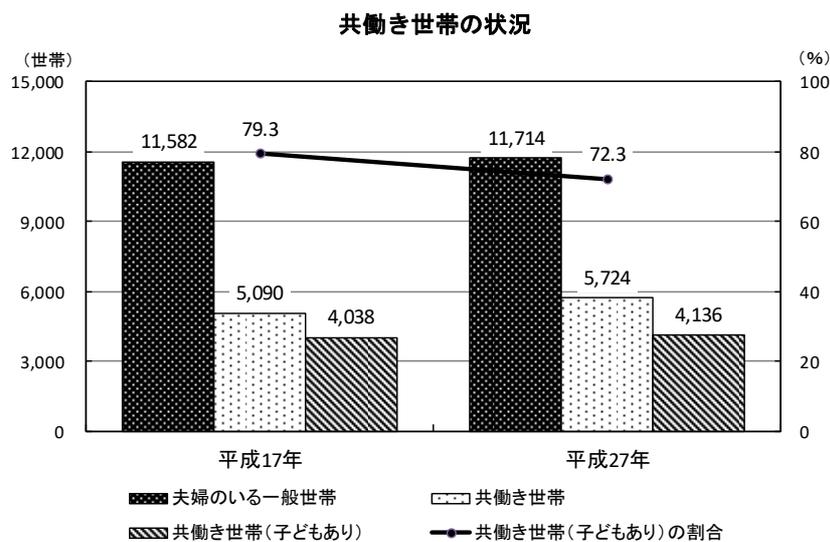
(4) 労働等の状況

年齢階級別の女性の労働力率をみると、平成17年と比較して平成27年はすべての年齢階級で労働力率が上昇しています。特に25歳～69歳では10ポイント以上の上昇がみられ、平成27年は各年齢階級で沖縄県より高い割合となっています。しかし、若干ではあるものの、25～29歳をピークに35～39歳にかけて労働力率が下がる傾向がみられます。



資料：総務省統計局「国勢調査結果」

国勢調査による共働き世帯の状況では共働き世帯数は増加しており、子どものいる共働き世帯数をみると、平成27年では4,136世帯と、平成17年の4,038世帯と比較すると98世帯増加しています。



資料：総務省統計局「国勢調査結果」

(5) 幼稚園・小中学校の状況

①幼稚園

令和元年5月1日現在、名護市内の幼稚園は公立が13園で、そのうち屋我地、真喜屋、稲田、久辺幼稚園の4園が休園となっており、9園での受け入れ(14学級・232人)となっています。また、私立幼稚園1園では4学級の98人が通園しています。公立と私立幼稚園をあわせ、3歳～5歳児の330人が通園しています。

■幼稚園の状況(令和元年5月1日現在) (単位:人、学級)

設置者	幼稚園名	教員数	園児数			学級数
			3歳	4歳	5歳	
名護市	瀬喜田	1	0	0	5	1
名護市	東江	1	0	0	12	1
名護市	名護	2	0	0	56	2
名護市	大北	2	0	0	32	2
名護市	大宮	3	0	7	34	3
名護市	羽地	1	0	0	17	1
名護市	久志	2	0	1	15	1
名護市	屋部	2	0	0	46	2
名護市	安和	1	0	2	5	1
カトリック学園	うみのほし	7	46	22	30	4
合計		22	46	32	252	18

資料:名護市保育・幼稚園課

②小学校

令和元年5月1日現在、名護市内の公立小学校は14校(うち1か所は分校)で、学級数は207学級、児童数は4,340人となっています。平成28年には、緑風学園に続き、屋我地地域における名護市立小中一貫教育校「屋我地ひるぎ学園」が開校しました。

■小学校の状況(令和元年5月1日現在) (単位:人、学級)

小学校名	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		特別支援		計		計のうち	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	要・準 保護	外国 籍数
屋我地ひるぎ学園	26	1	21	1	18	1	17	1	16	1	9	1	2	2	109	8	13	0
真喜屋	9	1	13	1	13	1	9	1	17	1	12	1	8	2	81	8	13	0
羽地	68	2	59	2	55	2	63	2	52	2	51	2	15	3	363	15	47	0
稲田	14	1	17	1	13	1	12	1	16	1	16	1	1	1	89	7	5	0
安和	13	1	12	1	15	1	5	0.5	10	0.5	12	1	3	2	70	7	7	0
屋部	112	4	107	4	116	4	107	4	96	3	91	3	22	5	651	27	60	2
中山分校	2	0.5	1	0.5	2	0.5	3	0.5	—	—	—	—	—	—	8	2	0	0
大宮	124	5	143	5	138	4	125	4	147	5	114	4	30	4	821	31	90	3
名護	125	5	140	5	143	5	116	4	116	4	129	4	30	6	799	33	101	3
東江	67	2	75	3	54	2	68	2	77	3	73	3	34	5	448	20	86	3
瀬喜田	8	1	8	1	11	1	12	1	8	1	9	1	2	2	58	8	10	0
久志緑風学園	22	1	20	1	17	1	23	1	10	1	17	1	10	2	119	8	13	0
久辺	17	1	27	1	28	1	19	1	22	1	24	1	11	3	148	9	15	1
大北	93	3	94	3	85	3	95	3	84	3	91	3	34	6	576	24	88	0
合計	700	28.5	737	29.5	708	27.5	674	26	671	26.5	648	26	202	43	4,340	207	548	12

資料:名護市教育委員会学校教育課

③中学校

令和元年5月1日現在、名護市内の公立中学校は8校で、学級数は89学級、生徒数は2,019人となっています。また、私立中学校1校が立地しており、平成30年5月現在、各学年1学級の合計3学級、生徒数は55人となっています。

■中学校の状況（令和元年5月1日現在）

（単位：人、学級）

中学校名	1学年		2学年		3学年		特別支援		計		計のうち	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	要・保 準 護	外 国 人 数
屋我地ひるぎ学園	13	1	16	1	15	1	5	1	49	4	9	0
羽地	82	3	90	3	74	2	9	3	255	11	33	1
屋部	86	3	83	3	81	3	8	2	258	11	31	1
名護	207	6	224	6	203	6	38	6	672	24	100	2
久志緑風学園	17	1	14	1	13	1	6	2	50	5	9	0
久辺	20	1	21	1	21	1	3	2	65	5	13	0
東江	113	4	65	2	79	3	22	4	279	13	46	0
大宮	117	4	129	4	122	4	23	4	391	16	53	1
(私立)沖縄三育	14	1	16	1	25	1	—	—	55	3	—	—
合計	669	24	658	22	633	22	114	24	2,074	92	294	5

※沖縄三育は平成30年5月1日現在

資料：名護市教育委員会学校教育課

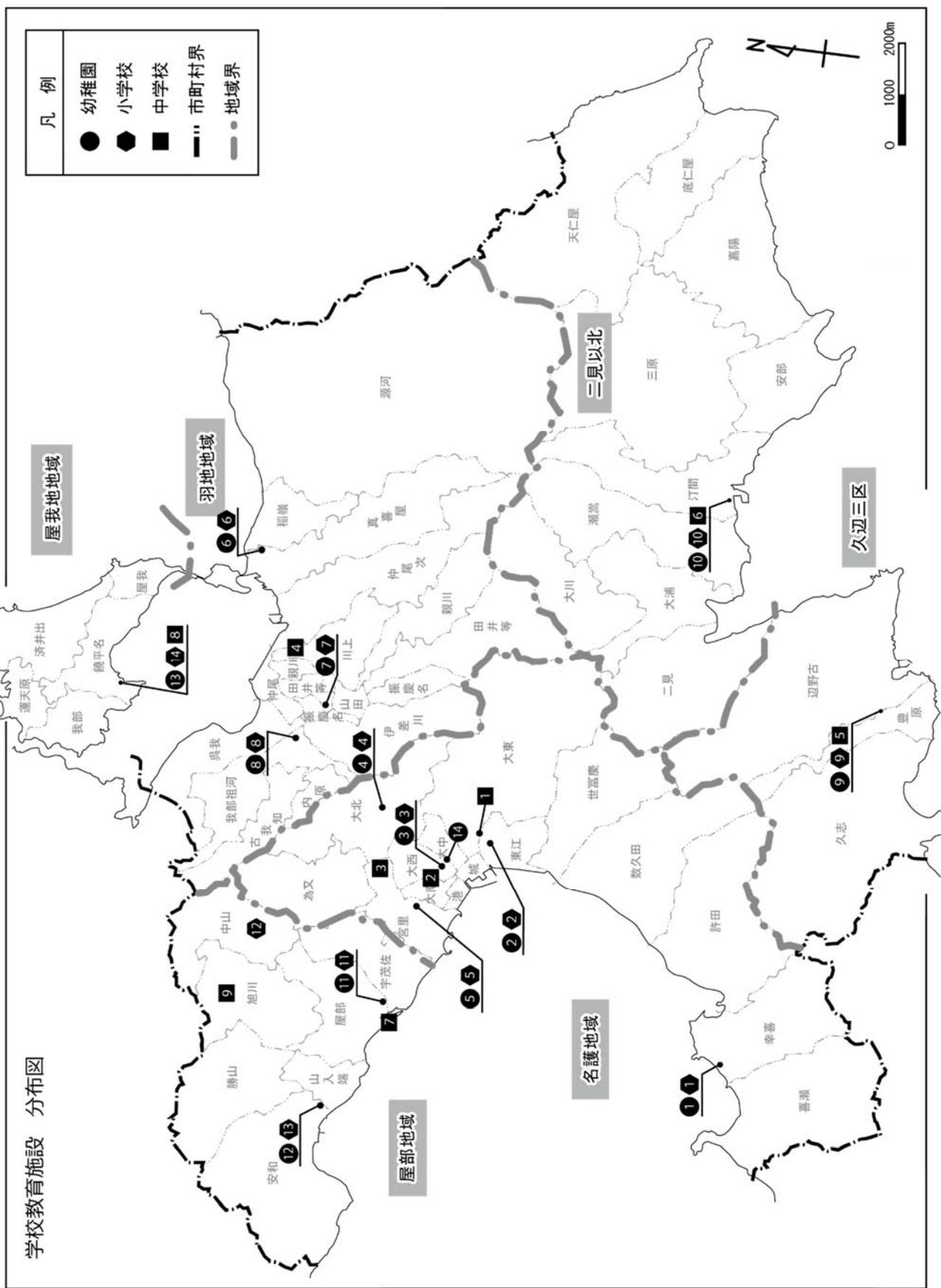


表図－学校教育施設の一覧と分布（令和元年度現在）

種別	NO	学 校 名	所 在 地
幼 稚 園	1	市立瀬喜田幼稚園	幸喜4-1
	2	市立東江幼稚園	東江1-7-21
	3	市立名護幼稚園	大西2-2-22
	4	市立大北幼稚園	大北4-19-32
	5	市立大宮幼稚園	宮里5-13-7
	6	市立真喜屋幼稚園	真喜屋571
	7	市立羽地幼稚園	田井等601-2
	8	市立稲田幼稚園	我部祖河440-1
	9	市立久辺幼稚園	豊原208
	10	市立久志幼稚園	汀間122
	11	市立屋部幼稚園	屋部47
	12	市立安和幼稚園	安和174
	13	市立屋我地幼稚園	饒平名159
	14	うみのほし幼稚園	大中2-3-30
小 学 校	1	瀬喜田小学校	幸喜4-1
	2	東江小学校	東江1-7-2
	3	名護小学校	大西2-2-22
	4	大北小学校	大北4-19-37
	5	大宮小学校	宮里5-13-22
	6	真喜屋小学校	真喜屋571
	7	羽地小学校	田井等601-2
	8	稲田小学校	我部祖河440-1
	9	久辺小学校	豊原208
	10	久志小学校(緑風学園)	汀間122
	11	屋部小学校	屋部47
	12	屋部小学校(中山分校)	中山208-1
	13	安和小学校	安和174
	14	屋我地小学校(屋我地ひるぎ学園)	饒平名159
中 学 校	1	東江中学校	大東2-1-1
	2	名護中学校	大西2-2-33
	3	大宮中学校	宮里7-2-66
	4	羽地中学校	仲尾次770
	5	久辺中学校	豊原208
	6	久志中学校(緑風学園)	汀間122
	7	屋部中学校	屋部546
	8	屋我地中学校(屋我地ひるぎ学園)	饒平名159
	9	沖縄三育中学校	旭川837

名護市HP参照

学校教育施設 分布図



(6) 保育所・認定こども園等の状況

①認可保育施設・小規模保育事業所・認定こども園の児童数の状況

平成31年4月現在、認可保育所（私立含む）は分園をあわせると31箇所となっており、利用している児童数は2,542人となっています。小規模保育事業所については、4箇所の69人となっています。市内の認定こども園は7箇所となっており、586人が利用しています。

■認可保育施設・小規模保育事業所・認定こども園の状況（平成31年4月1日現在）（単位：人）

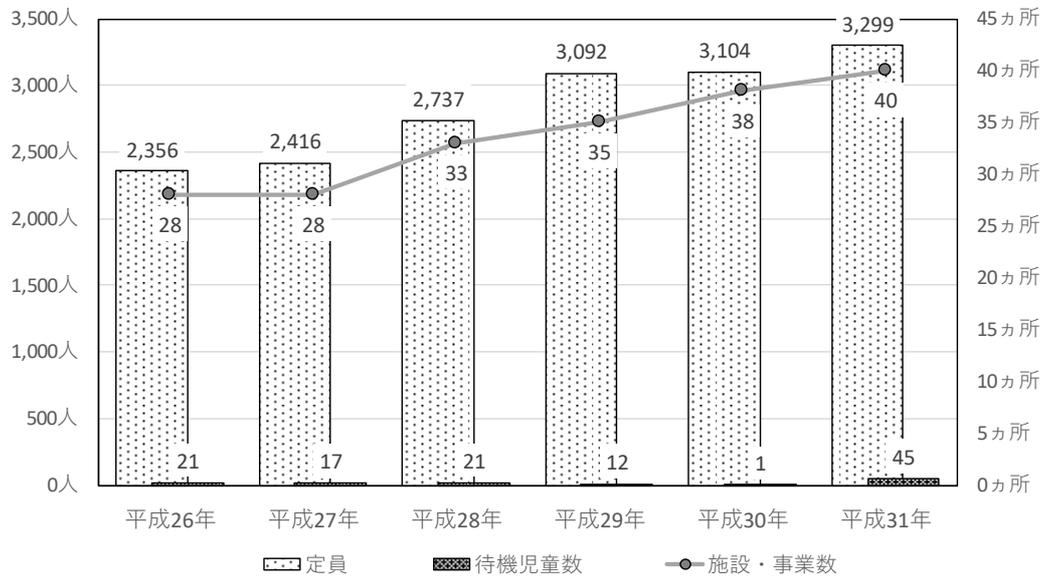
施設名	入所児童数						計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
市立 瀬嵩保育所	7	13	12	12	10	0	54	
私立 法人 保育所	東江保育園	12	18	24	23	28	19	124
	やまびこ保育園	15	22	23	25	24	22	131
	いとし子保育園	5	12	12	12	15	17	73
	すだつ保育園	6	12	18	20	23	21	100
	銀のすず保育園	9	12	18	18	20	13	90
	しらかば保育園	6	14	20	20	21	9	90
	実りの里保育園	14	18	17	18	18	19	104
	滝の子保育園	9	12	18	13	17	13	82
	伊差川保育園	12	18	24	25	26	26	131
	夢が丘保育園	0	6	10	2	7	3	28
	聖ルカ保育園	5	11	11	10	14	8	59
	うむさ保育園	6	12	12	20	20	11	81
	うむさ保育園分園	0	11	12	0	0	0	23
	あい保育園	15	15	18	18	18	12	96
	太陽の子保育園	9	24	24	24	25	21	127
	まなびの保育園	2	6	5	4	2	1	20
	星のしずく保育園	12	24	24	42	32	25	159
	星のしずく保育園分園 NICO	5	12	12	0	0	0	29
	やまびこ久辺保育園	5	12	15	20	23	22	97
	風の子保育園	9	12	12	12	13	11	69
	エレミヤ保育園	15	24	21	23	25	13	121
	チャイルド・リンク保育園	6	12	12	12	13	10	65
	あい中央保育園	15	15	18	20	17	7	92
	すだつ羽地保育園	6	12	18	19	20	18	93
	名護さくら保育園	6	12	18	16	16	9	77
	あおぞらの子保育園	3	10	12	12	11	8	56
	キリン保育園	5	6	6	10	10	5	42
	実りの森保育園	11	18	24	27	20	6	106
	ラ・ラ・ラ保育園	6	12	12	13	15	11	69
大宮保育園	6	12	11	11	14	0	54	
小規模 事業所 保育	ウキリ幼児園	0	9	6	0	0	0	15
	明星保育園	4	7	6	0	0	0	17
	小規模保育園 みなと	6	6	6	0	0	0	18
	ひまわり保育園	6	6	7	0	0	0	19
認定 こども 園	あすなる認定こども園	9	15	18	18	20	18	98
	あすなる第2認定こども園	3	3	3	2	2	3	16
	あすなる東認定こども園	9	12	17	18	20	22	98
	あすなるグレース認定こども園	6	17	18	20	20	18	99
	海青こども園	6	14	14	17	21	20	92
	なごうら認定こども園	17	18	24	24	21	19	123
	名護栄光幼稚園	0	0	12	13	17	18	60
合計	308	536	624	613	638	478	3,197	

資料：名護市保育・幼稚園課

②保育所等入所待機の状況

本市は保育所の整備を進め施設数、定員数の拡充を図りましたが、平成31年4月現在、待機児童数は45人となっており、前年までの減少傾向から増加に転じています。

保育所等入所待機児童数（各年4月1日現在）



※待機児童とは、各市町村へ保育所入所申し込みをされていて、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育士不足等の理由で入所を待機している児童をいいます。

資料：沖縄県 子ども生活福祉部 子育て支援課 HP

③認可外保育施設・企業主導型保育事業所利用状況

平成31年4月現在、認可外保育施設についてみると7箇所では60人の児童が利用しています。企業主導型保育事業所は、2箇所では11人となっています。

■認可外保育施設・企業主導型保育事業所利用状況(平成31年4月1日現在) (単位:人)

	入所児童数						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
認可外保育施設(7箇所)	4	19	15	11	11	0	60
企業主導型保育事業所(2箇所)	0	8	3	0	0	0	11

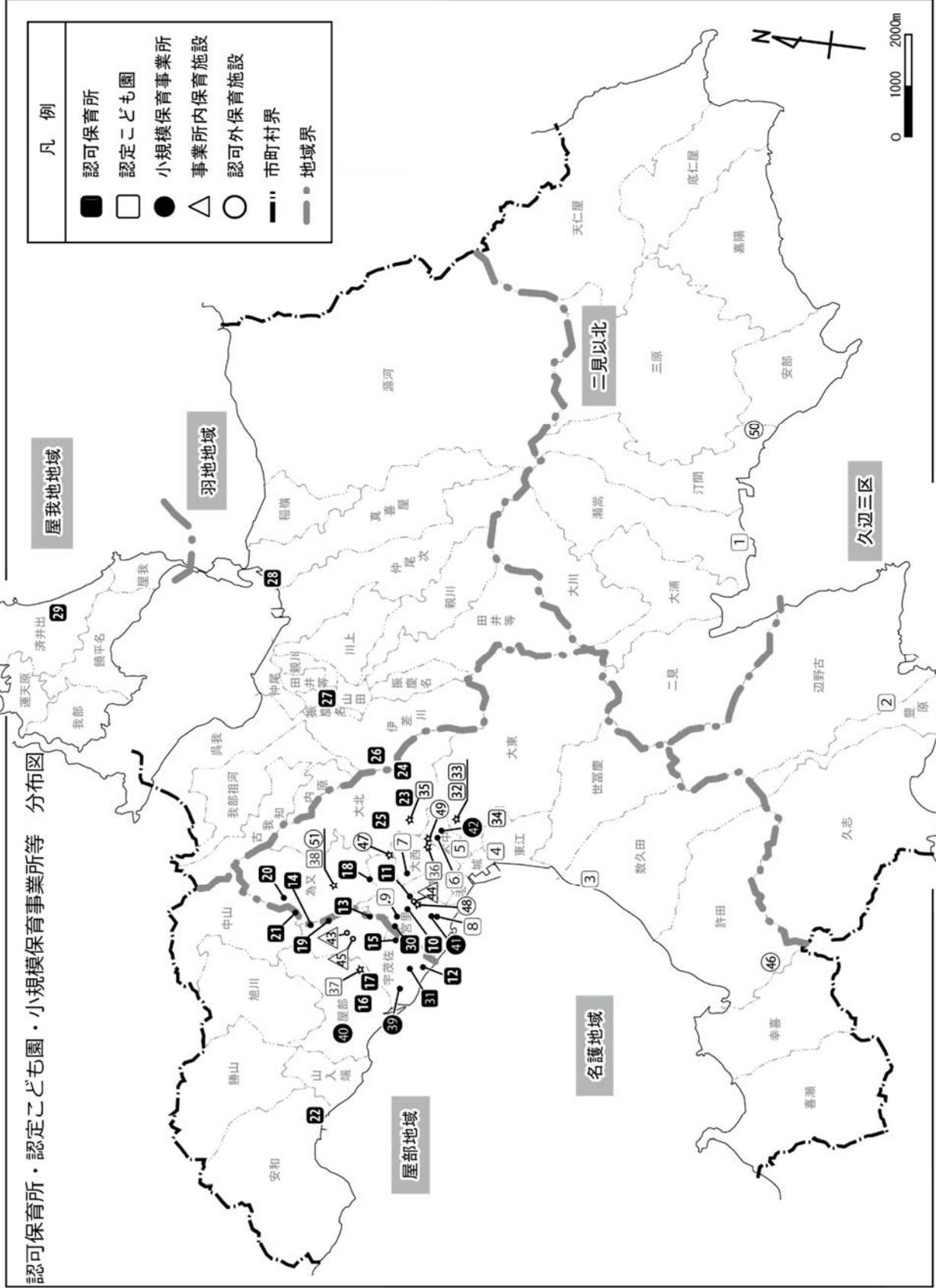
資料：名護市保育・幼稚園課

表図－認可保育施設・認定こども園・小規模保育事業所の一覧と分布（令和元年度現在）

■認可保育園・認定こども園・小規模保育事業所・認可外保育施設（令和元年度現在）

NO	施設名	所在地	備考
1	瀬嵩保育所	瀬嵩52	市立認可保育所
2	やまびこ久辺保育園	辺野古922-32	私立(法人)認可保育園
3	滝の子保育園	数久田829-1	
4	東江保育園	東江1-10-24	
5	あい中央保育園	大中2-1-27	
6	あい保育園	大中3-6-25	
7	夢が丘保育園	大西4-12-1	
8	星のしずく保育園分園 NICO	宮里1-24-9	
9	実りの里保育園	宮里4-5-17	
10	名護さくら保育園	宮里5-7-9	
11	うむさ保育園分園	宮里5-11-52	
12	うむさ保育園	宇茂佐110-2	
13	星のしずく保育園	宇茂佐1686	
14	実りの森保育園	宇茂佐1966-89	
15	太陽の子保育園	宇茂佐の森1-8-5	
16	まなびの保育園	屋部242-4	
17	やまびこ保育園	屋部1697-1	
18	いとし子保育園	為又285-2	
19	あおぞらの子保育園	為又1219-297	
20	チャイルド・リンク保育園	為又1220-228	
21	風の子保育園	中山1029-9	
22	キリン保育園	安和83	
23	エレミヤ保育園	大北3-7-14	
24	しらかば保育園	大北3-20-3	
25	すだつ保育園	大北4-24-14	
26	伊差川保育園	伊差川224-2	
27	すだつ羽地保育園	田井等601-4	
28	銀のすず保育園	真喜屋682	
29	聖ルカ保育園	済井出12-2	
30	大宮保育園	宮里875-19	
31	ラ・ラ・ラ保育園	宇茂佐824-4	
32	あすなろ認定こども園	大東3-17-9-1	
33	あすなろ第2認定こども園	大東3-17-9-1	
34	あすなろ東認定こども園	東江2-6-9	
35	あすなろグレース認定こども園	大北1-18-4	
36	海青こども園	大西3-14-3	
37	なごら認定こども園	屋部1716-1	認定こども園(幼稚園型)
38	名護栄光幼稚園	為又506-10	
39	ウキリ幼児園	宇茂佐458-8	小規模保育事業所
40	明星保育園	屋部468-47	
41	小規模保育園 みなと	宮里1-17-8	
42	ひまわり保育園	大中3-4-15	
43	(北部地区医師会病院)リリー保育園	宇茂佐1710-10	認可外保育施設 (事業所内)
44	沖縄ヤクルト(株)名護保育所	宮里5-16-17	
45	(名護療育医療センター)どんぐり	宇茂佐1869	
46	Little Herats プリスクール	許田610-3	認可外保育施設 (個人)
47	ぷりハウス	宮里7-3-29	
48	ちびっこはうす すまいる	宮里5-11-51-1	認可外保育施設 (企業主導型)
49	ちゅらうみ保育園	大中3-21-1	
50	カヌチャベイリゾート保育園	安部156-2	認可外保育施設
51	名護栄光幼稚園(2歳児)	為又506-10	
52	キッズ ライン	—	認可外保育施設(居宅訪問型)

名護市HP参照



(7) 子育て支援施設等の状況

ア 地域子育て支援センター・放課後児童クラブ

表図－地域子育て支援センター・放課後児童クラブの一覧と分布

■地域子育て支援センター(令和元年度現在)

NO	施設名	所在地	備考
1	名護市児童センター	港2-1-2	地域子育て支援センター
2	子育て支援センター あしびなー(実りの里保育園)	宮里4-5-17	
3	地域子育て支援センター あい(あい保育園)	大中3-6-25	
4	子育て支援ひろば パンの木ルーム(銀のすず保育園)	真喜屋682	
5	子育てひろば ヤッホーハウス(やまびこ保育園)	屋部1697-1	
6	地域子育て支援センター すだっちクラブ(すだつ保育園)	大北4-24-14	

資料：名護市子育て支援課

■放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)(令和2年2月現在)

NO	校区	放課後児童クラブ名	所在地	受入れ小学校
1	東江小学校	ほのぼの学童	東江1-25-8(東江公民館内)	東江小
2		にこにこ学童	大東1-21-23(大東区公民館内)	東江小
3		さくら学童学習教室	城2-12-3	東江小・名護小・大宮小
4		びっぴ学童クラブ(R元年11月まで)	大東2-2-1	東江小・名護小・大宮小・羽地小
5	名護小学校	にこにこ学童(大西クラブ)	大西3-8-12(大西公民館内)	名護小
6		名護ひかり学童クラブ	大西2-2-22(名護幼稚園内)	名護小
7		スマイル学童	大西3-1-17 2F	名護小
8		オズ学童クラブ	大南3-11-9	名護小・大宮小
9	大北小学校	ちゅうらうみ学童クラブ	大中3-21-1	名護小・大北小・東江小
10		学童保育エレミヤ学園	大北3-7-18	大北小・名護小・羽地小
11		エレミヤ学童クラブ	大北3-8-2	大北小・名護小・羽地小
12		ほのぼの学童大北校	大北1-11-33	大北小・名護小・羽地小
13	大宮小学校	学童ちびっ子ハウス	宮里4-5-17	実りの里保育園卒園生優先・大宮小
14		ハッピー学童	大南2-16-26(大南公民館内)	大宮小
15		学童クラブ ビビディ	宮里1-3-16	大宮小・名護小
16		ほほえみ学童教室	宮里6-2-9	大宮小・屋部小・大北小
17		フレンド・リンク	為又1220-27 ニューセンチュリーマンション101号	チャイルド・リンク卒園生優先・屋部小・大宮小
18	屋部小学校	やぶ学童	屋部27(令和2年から屋部121-1に移転)	屋部小
19	安和小学校	あわ学童	安和143	安和小・屋部小
20	真喜屋小学校	すずめ学童クラブ	真喜屋571(真喜屋幼稚園内)	羽地小・真喜屋小・稲田小・ひるぎ学園
21	羽地小学校	すだつ児童クラブ	田井等601-2(羽地幼稚園内)	羽地小・真喜屋小・稲田小
22	屋我地小学校	聖ルカやがじ学童クラブ	饒平名159(屋我地幼稚園内)	ひるぎ学園
23	久辺小学校	くべわんぱく学童クラブ	久志252-1 みらい4号館	久辺小

資料：名護市子育て支援課

イ その他児童福祉関連施設等

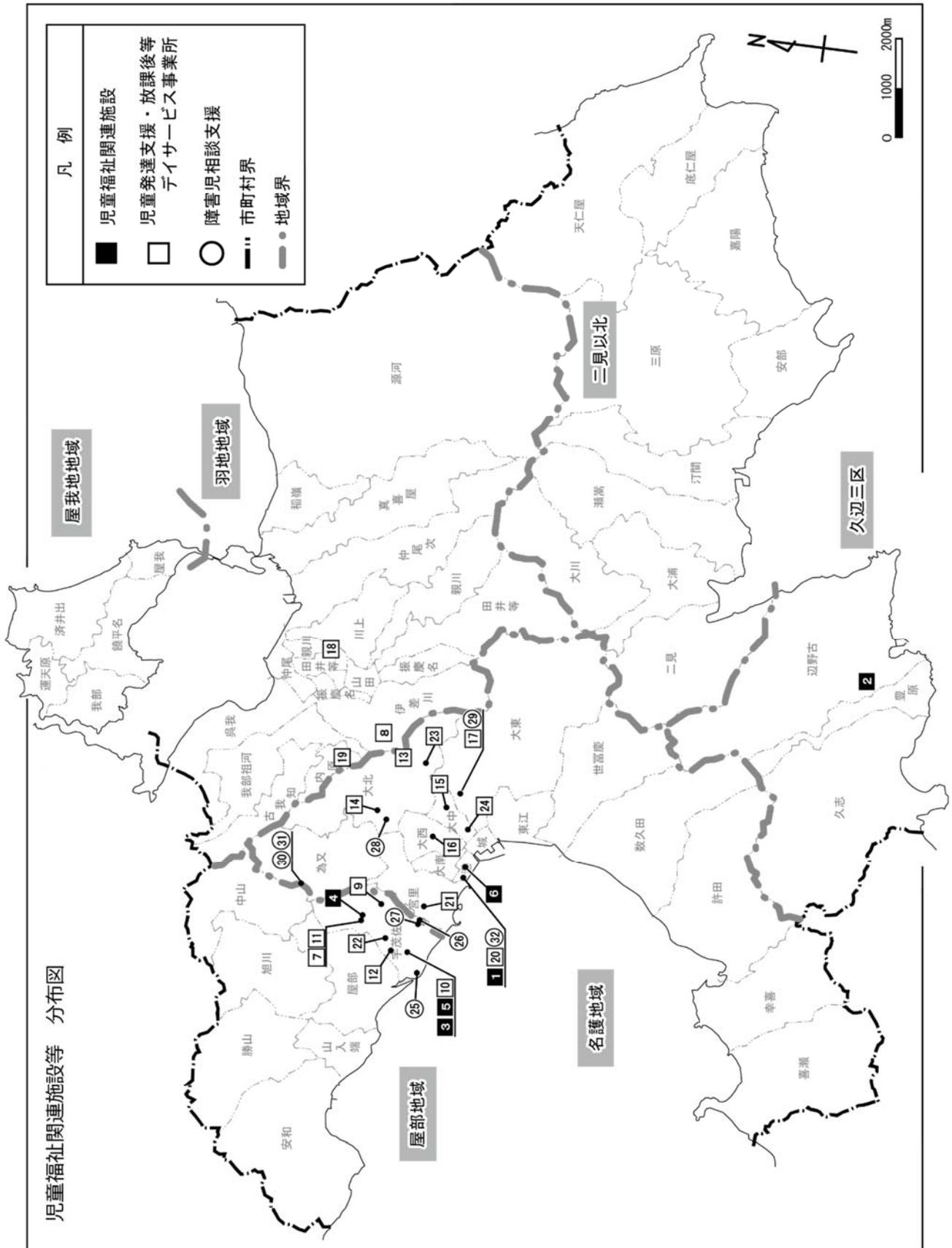
表図－その他児童福祉関連施設等の一覧と分布

■児童福祉関連施設 (令和元年9月1日現在)

NO	施設名	所在地	備考	
1	名護市児童センター	港2-1-2	児童センター	
2	児童養護施設 なごみ	辺野古1009-7	児童養護施設	
3	名護わかば園	宇茂佐232-1	福祉型障害児入所施設	
4	名護療育医療センター	宇茂佐1765	重症心身障害児施設(短期入所)	
5	短期入所事業所 すくすく	宇茂佐232-1	短期入所事業所	
6	児童家庭支援センター なごみ	港2-3-5	児童相談支援・短期入所事業所	
7	児童発達支援事業所 ひまわり	宇茂佐1869 1F	児童発達支援事業所	
8	アニマート名護いさがわ	伊差川232	児童発達支援・ 放課後等デイサービス事業所	
9	Atelierみるく やんばる	宇茂佐1543		
10	児童サポートセンター カラーズ	宇茂佐232-1		
11	児童発達支援事業所 きらり	宇茂佐1869 2F		
12	おもちゃ箱なご	宇茂佐の森3-3-3		
13	学びの郷	大北3-21-3 サンドリバー 1F		
14	DREAM SHIP 大北	大北5-12-32		
15	おもちゃ箱なごplus	大中4-19-8		
16	多機能型福祉サービス スキップ	大西3-20-16 なごみの館 1F		
17	キャンディーハウス	大東3-18-10		
18	DREAM SHIP	親川375-1		
19	児童発達支援センター パステル	我部祖河1205-3		
20	名護市ことばの教室「にこにこ」	港2-1-1		
21	こども発達サポート ポップ	宮里3-1-20 大宮医院 2F		
22	児童デイサービス アニマート名護うむさの森	宇茂佐の森4-19-4-102		放課後等デイサービス事業所
23	アバンツアーレスポーツなご	大北2-10-1		
24	放課後等デイサービス はあと	大中1-18-35-103		
25	相談支援事業所 アニマートなご	宇茂佐361-2 ラ・ベル・メール1F		障害児相談支援
26	地域生活支援センター うむさばる	宇茂佐の森1-16-6		
27	地域生活支援センター あかり	宇茂佐の森1-17-9		
28	相談支援事業所 しまねこ	大北5-9-17-101		
29	障害児相談支援事業所 ソレイユ	大東3-18-13		
30	北部障がい者生活支援センター ハーモニー	為又1220-112		
31	地域生活支援センター ウェーブ	為又1220-112		
32	障害児相談支援事業所 クブル	港2-1-1		

資料：指定障害児通所・入所支援事業所情報

児童福祉関連施設等 分布図



(8) 相談等の状況

本市の家庭児童相談室における対応件数は、平成30年度は延べ12,544件で、前年度と比較して約2倍の件数となっています。その種別は「その他」の2,838件を除くと、「環境福祉」が2,694件、「学校生活（人間関係、登校拒否、その他）」が2,595件、「家族関係（虐待、その他）」が2,374件と多くなっています。

■家庭児童相談室における相談種別対応延件数

相談内容	性格・生活習慣	知能・言語	学校生活			非行	家族関係		環境福祉	障がい	その他	計
			人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
平成26年度	208	51	101	208	611	80	156	882	916	85	1,630	4,928
平成27年度	149	154	103	163	448	79	83	632	624	54	846	3,335
平成28年度	217	178	152	392	482	203	107	684	1,035	149	1,366	4,965
平成29年度	228	298	291	306	786	151	94	1,103	1,412	228	1,585	6,482
平成30年度	951	457	696	420	1,479	80	137	2,237	2,694	555	2,838	12,544

資料：福祉事務所の概要

女性相談処理件数は、平成30年度で197件となっており、うち「助言・相談のみ」が177件を占めるものの、「婦人保護施設に入所」や「家庭へ送還」するケースもみられます。なお、平成30年度の延べ処理件数は2,214件となっています。

■女性相談処理件数

処理状況	処理済み実人員（年度中）										計	延件数（年度内）	
	婦人保護施設に入所	就職 自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	婦人相談員所へ移送	婦人相談所へ移送	へ相談所・婦人相談所	施設への移送	その他の関係機関			助言・指導のみ
平成26年度	0	4	1	0	2	0	0	0	0	51	0	58	1,321
平成27年度	0	3	0	2	1	2	1	0	0	40	3	52	1,181
平成28年度	2	0	0	0	0	1	0	0	0	116	6	125	2,310
平成29年度	0	5	0	1	0	0	0	0	0	100	2	108	1,391
平成30年度	1	0	1	1	0	0	0	0	0	177	17	197	2,214

資料：福祉事務所の概要

(9) 名護市幼児ことばの教室の利用状況

幼児ことばの教室は、ことばの発達に遅れのある幼児とその保護者を対象に、適切な指導と援助を行い、早期療育を図るために実施しており、平成30年度で延べ指導受給者は452人、延べ指導回数は1,074回となっています。

■幼児ことばの教室利用状況

	新規申請者	実指導受給者	延べ指導受給者	延べ指導回数
平成26年度	39人	60人	470人	1,023回
平成27年度	36人	57人	465人	1,073回
平成28年度	40人	62人	465人	1,072回
平成29年度	33人	50人	532人	979回
平成30年度	31人	42人	452人	1,074回

資料：福祉事務所の概要

2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の目的

第2期名護市子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、計画において確保検討を図るべき教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、市民の教育・保育・子育て支援事業の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」の把握を行うことを目的に実施しています。

(2) 調査の状況

□ 調査対象：名護市に居住する就学前児童の保護者

※平成31年4月1日時点での0～5歳の就学前のお子さんのいる保護者を対象とし、0～5歳のきょうだいがいる場合は上の子を抽出

□ 調査方法：郵送による配布回収

□ 調査期間：令和元年6月28日（木）～令和元年8月1日（木）

□ 回収状況：配布数 3,099 件 / 有効回収数 1,169 件（有効回収率 37.7%）

(3) 回答結果の見方

□ 回答結果の割合はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、単数回答であってもパーセントの合計が100%にならない場合があります。

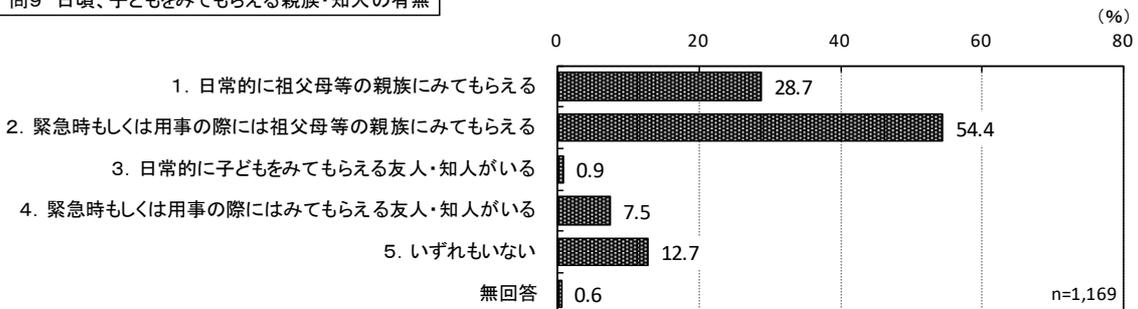
□ 複数回答の場合、選択肢ごとの有効回答数に対して割合を出しているため、各選択肢の割合の合計が100%を超える場合があります。

□ グラフ中の「n」は、その設問の回答者数（母数）を表しています。

(4) 調査の結果（抜粋）

- 日頃、子どもの面倒をみてもらえる人の有無をみると、「2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が5割強（54.4%）で最も高く、次いで「1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（28.7%）と続いています。一方、「5. いずれもない」は1割強（12.7%）みられます。

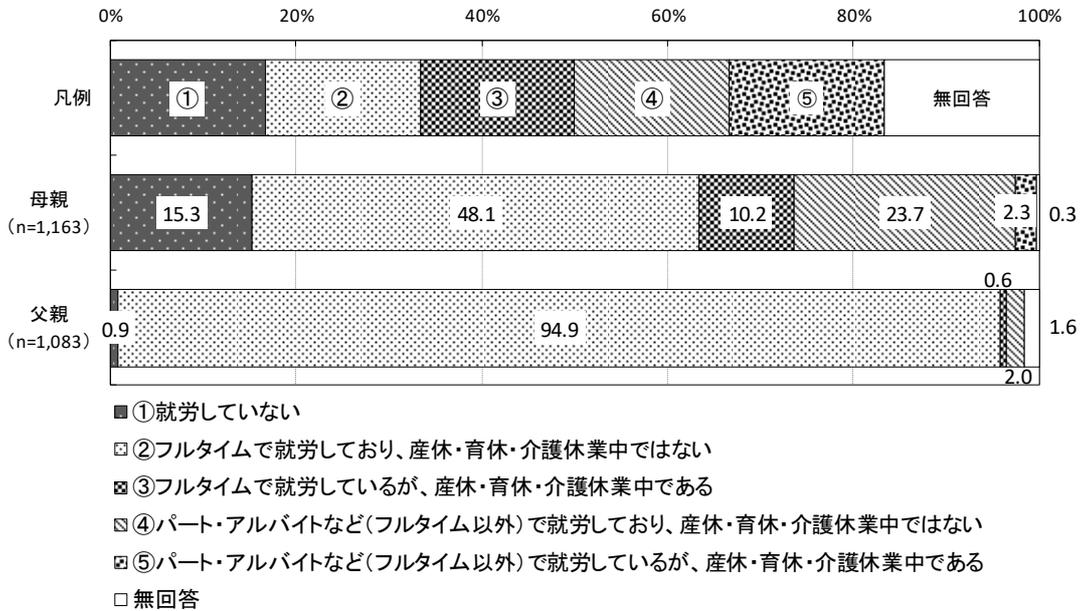
問9 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



●保護者の就労状況を見ると、母親では「2. フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が5割弱（48.1%）で最も高く、次いで「4. パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（23.7%）となっています。

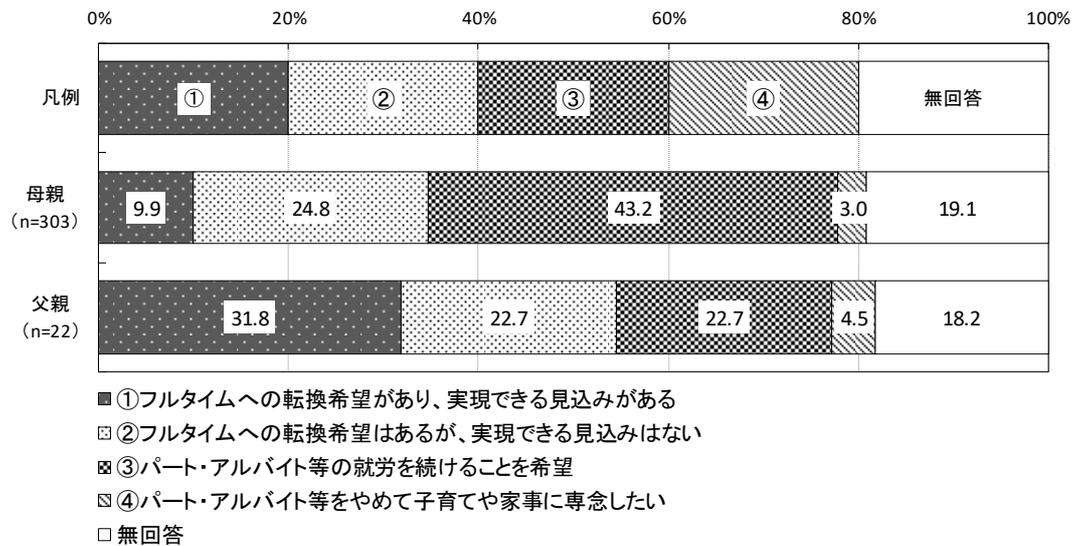
父親では「2. フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が9割強（94.9%）とほとんどを占めています。

問12 母親と父親の就労状況



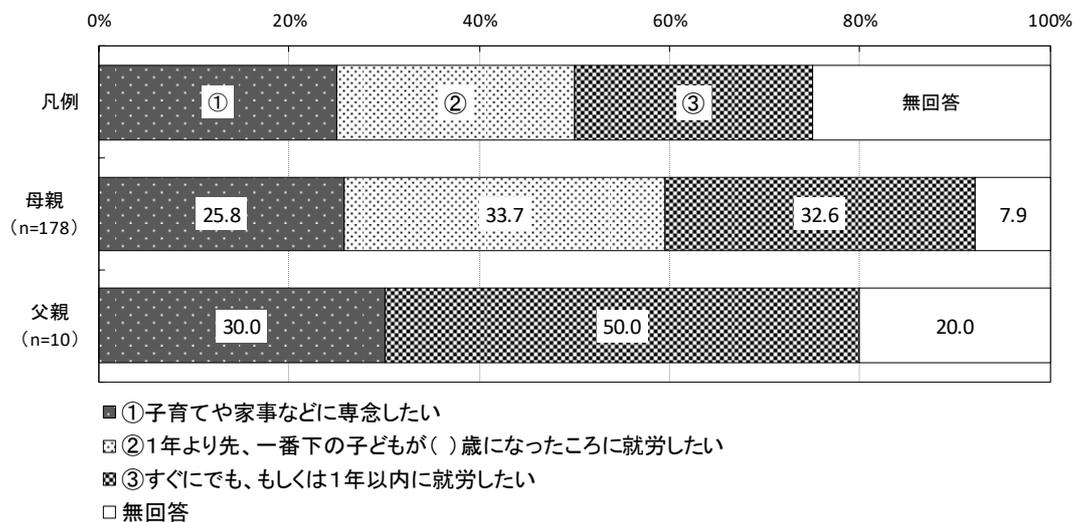
●パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望をみると、母親では「3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が4割強（43.2%）で最も高く、次いで「2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（24.8%）となっています。

問13 パート・アルバイトからフルタイムへの転換希望の有無



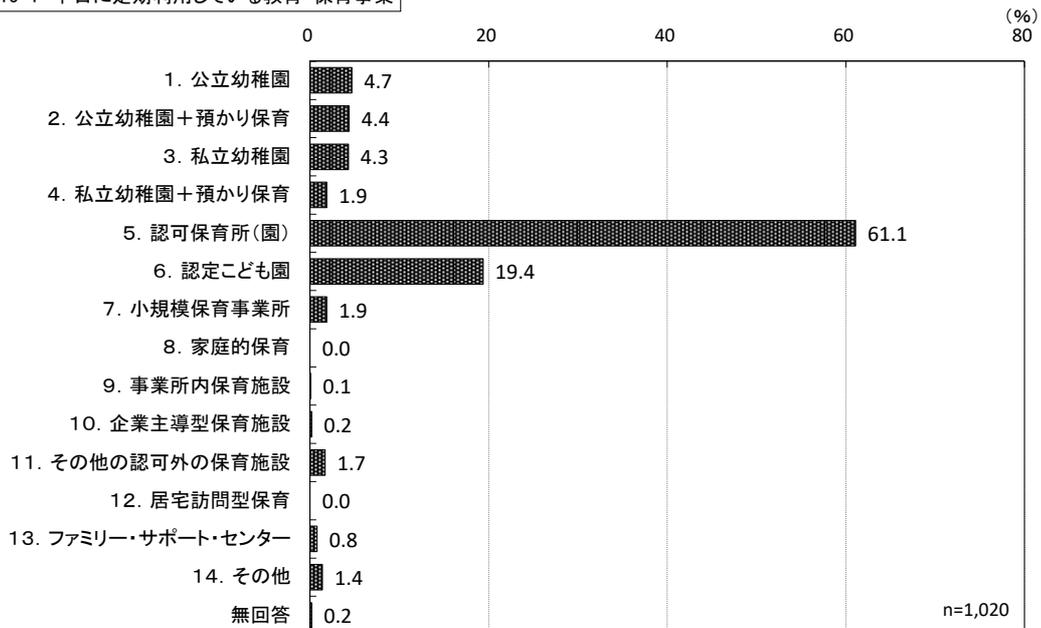
●就労していない方の就労希望をみると、母親では「2. 1年より先、一番下の子どもが□歳になったところに就労したい」が3割強（33.7%）で最も高く、次いで「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（32.6%）、「1. 子育てや家事などに専念したい」（25.8%）となっており、再就労を希望する母親が多くなっています。希望する就労形態をみると、母親では「イ. パートタイム」が5割強（53.4%）、「ア. フルタイム」が4割強（44.8%）となっており、パートタイムでの就労を望んでいる母親が多くみられました。

問14 就労希望の有無



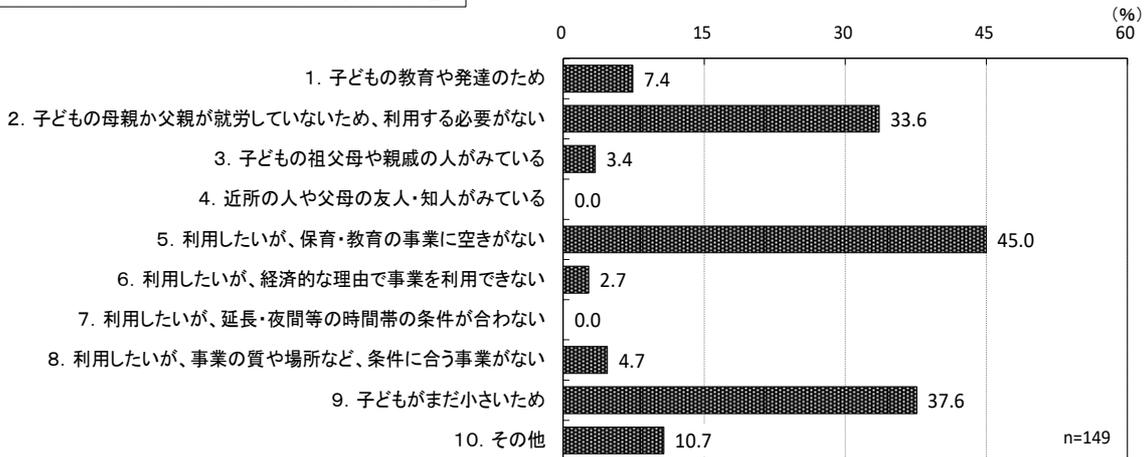
●平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「1. 利用している」が9割弱（87.3%）、「2. 利用していない」が1割強（12.7%）となっています。利用している事業をみると、認可保育所(園)が61.1%と最も高く、次いで認定こども園が19.4%となっています。

問15-1 平日に定期利用している教育・保育事業



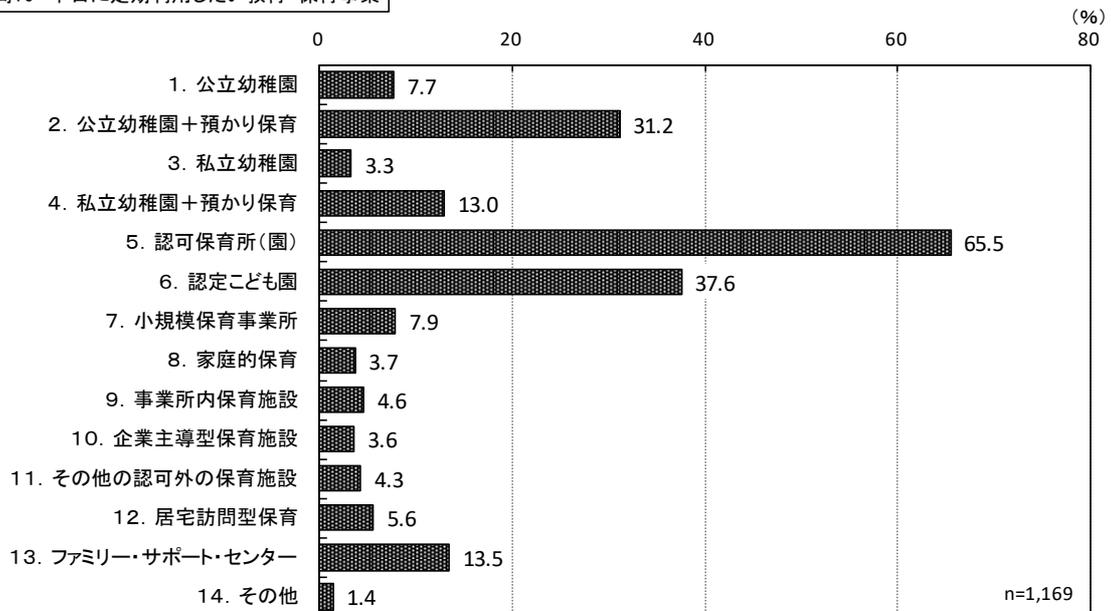
●平日に教育・保育事業を利用していない12.7%の方の理由をみると、「5. 利用したいが、保育・教育の事業（保育所、幼稚園など）に空きがない」が4割強（45.0%）で最も多く、次いで「9. 子どもがまだ小さいため（歳くらいになったら利用しようと考えている）」（37.6%）、「2. 子どもの母親か父親が就労していないため、利用する必要がない」（33.6%）などとなっています。

問15-7 平日に教育・保育事業を定期利用していない理由



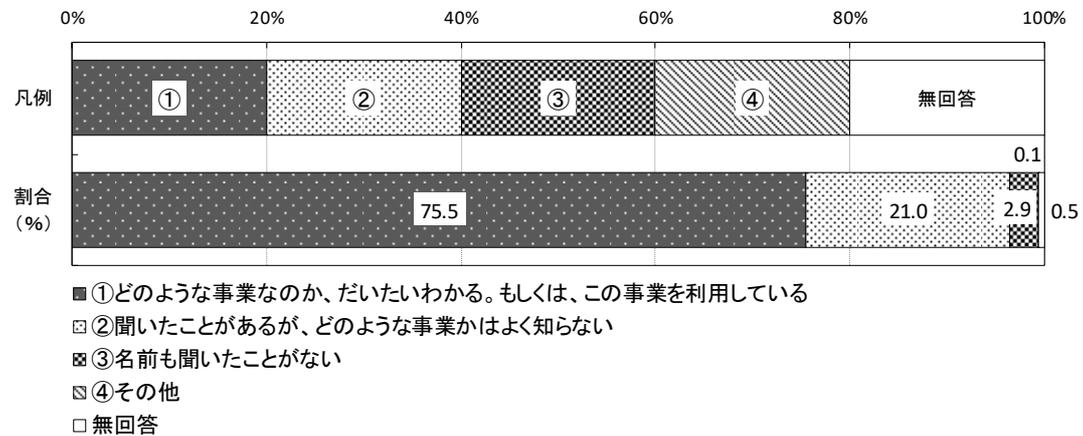
●利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業をみると、「5. 認可保育所（園）」が7割弱（65.5%）で最も高く、次いで「6. 認定こども園」（37.6%）、「2. 公立幼稚園+預かり保育」（31.2%）などとなっています。

問16 平日に定期利用したい教育・保育事業



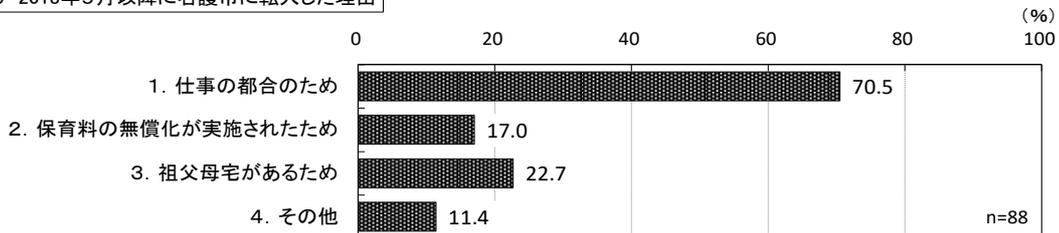
- 名護市が実施している保育料等の無償化「名護市幼保助成事業」の認知度について、「1. どのような事業なのか、だいたいわかる。もしくは、この事業を利用している」が8割弱(75.5%)で最も高く、次いで「2. 聞いたことがあるが、どのような事業かはよく知らない」(21.0%)となっています。「3. 名前も聞いたことがない」とした回答も2.9%みられました。

問17 「名護市幼保助成事業」の認知度



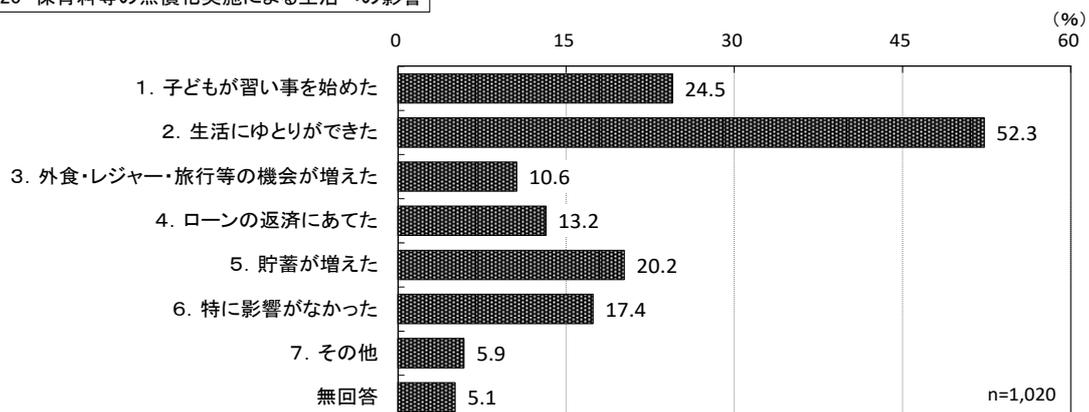
- 定期的な教育・保育の事業を「利用している」と回答し、2018（平成30）年9月以降に、名護市に転入した方の理由についてみると、「1. 仕事の都合のため」が約7割（70.5%）で最も高く、次いで「3. 祖父母宅があるため」（22.7%）、「2. 保育料の無償化が実施されたため」（17.0%）などとなっています。

問19 2018年9月以降に名護市に転入した理由



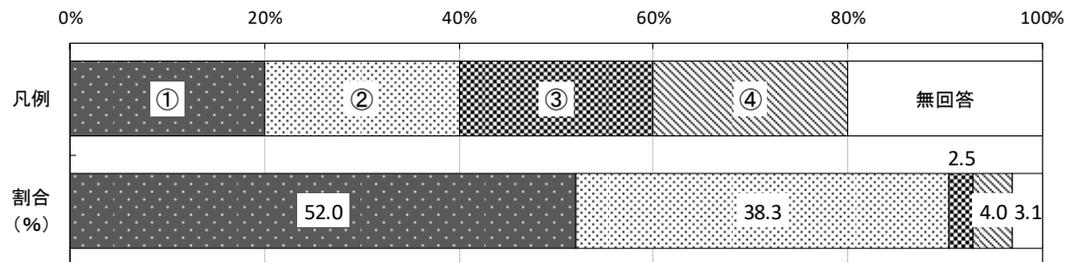
- 定期的な教育・保育の事業を「利用している」と回答した方の保育料の無償化実施による生活への影響をみると、「2. 生活にゆとりができた」が5割強（52.3%）で最も高く、次いで「1. 子どもが習い事を始めた」（24.5%）、「5. 貯蓄が増えた」（20.2%）などとなっています。「6. 特に影響がなかった」とする回答も、2割弱（17.4%）ほどみられました。

問20 保育料等の無償化実施による生活への影響



●名護市幼保助成事業に対する考え方をみると、「1. 国より先に無償化を実施するのは良い取り組みだ」が5割強（52.0%）で最も高く、次いで「2. 無償化には賛成だが、同時に待機児童対策や教育・保育内容等の充実を図るべきだ」（38.3%）となっています。一方で「3. 無償化よりも優先すべき施策があるため、無償化には反対だ」（2.5%）とする回答も僅かにみられました。

問20-1 名護市幼保助成事業に対する考え方

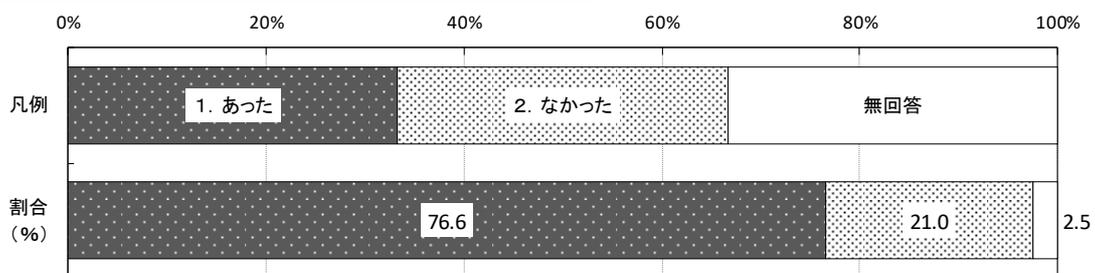


- ①国より先に無償化を実施するのは良い取り組みだ
- ▨ ②無償化には賛成だが、同時に待機児童対策や教育・保育内容等の充実を図るべきだ
- ▩ ③無償化よりも優先すべき施策があるため、無償化には反対だ
- ▧ ④その他
- 無回答

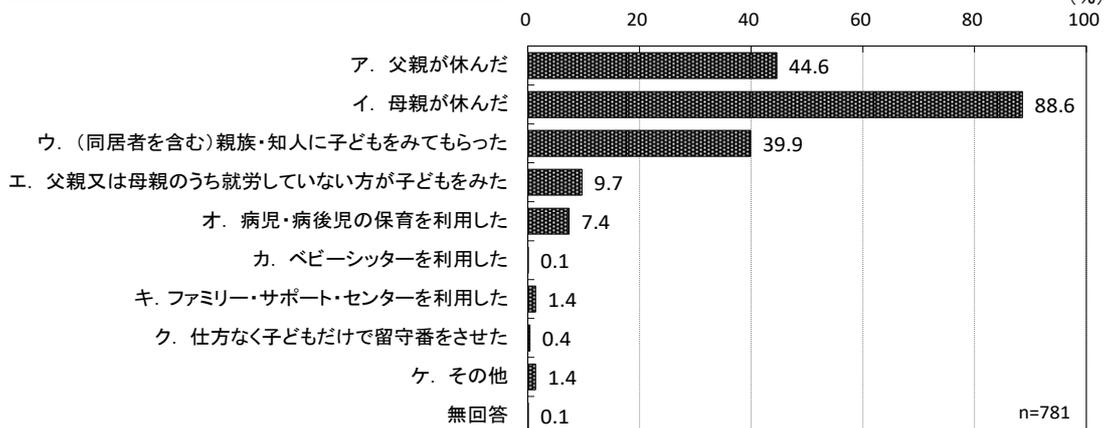
●平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた方で、この1年間のお子さんの病気やケガによる事業未利用の有無についてみると「1. あった」が8割弱（76.6%）となっています。

お子さんが休んだ場合の対処方法をみると、「イ.母親が休んだ」が9割弱（88.6%）で最も高く、次いで「ア.父親が休んだ」（44.6%）、「ウ.（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」（39.9%）などとなっています。病児・病後児保育や地域のファミリー・サポート・センターの活用よりも、両親や親族・知人が対応するとした回答が多くみられました。

問26 この1年間のお子さんの病気やケガによる事業未利用の有無

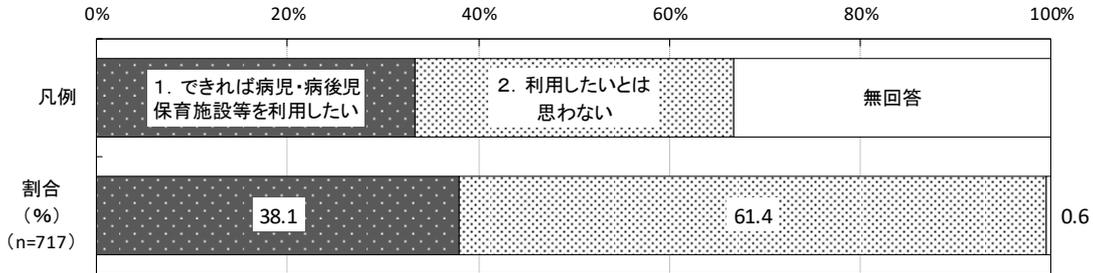


問26-1 この1年間にお子さんが休んだ場合の対処方法



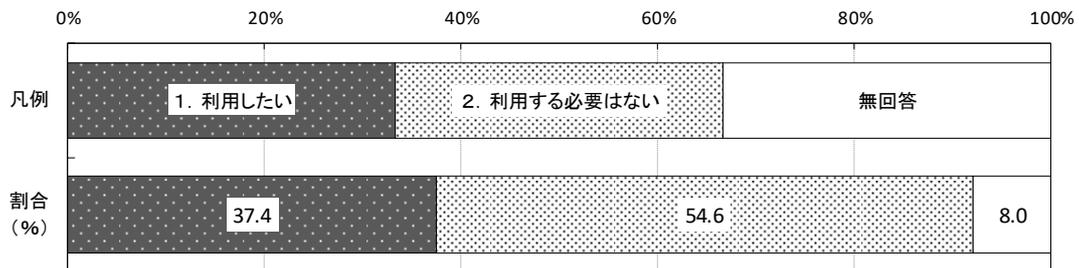
- 父親、母親のいずれかが休んだと回答された方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「2. 利用したいとは思わない」が6割強（61.4%）、「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が4割弱（38.1%）となっています。

問26-2 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

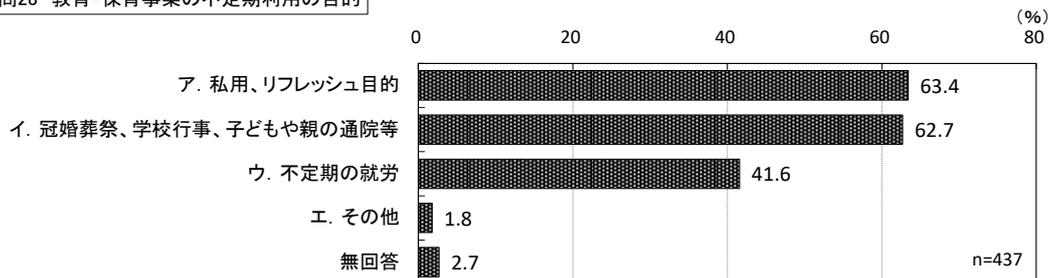


- 私用、通院、不定期の就労等による不定期な預かり等の事業の利用意向をみると、「2. 利用する必要はない」が5割強（54.6%）、「1. 利用したい」が4割弱（37.4%）となっています。利用目的をみると、「ア. 私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が6割強（63.4%）で最も高く、次いで「イ.冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」（62.7%）、「ウ.不定期の就労」（41.6%）となっています。

問28 私用、通院、不定期就労等での教育・保育事業の利用意向

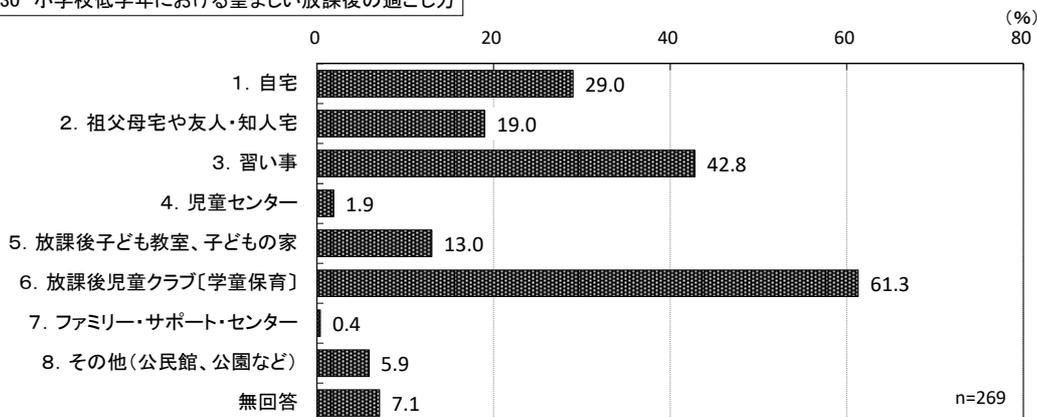


問28 教育・保育事業の不定期利用の目的



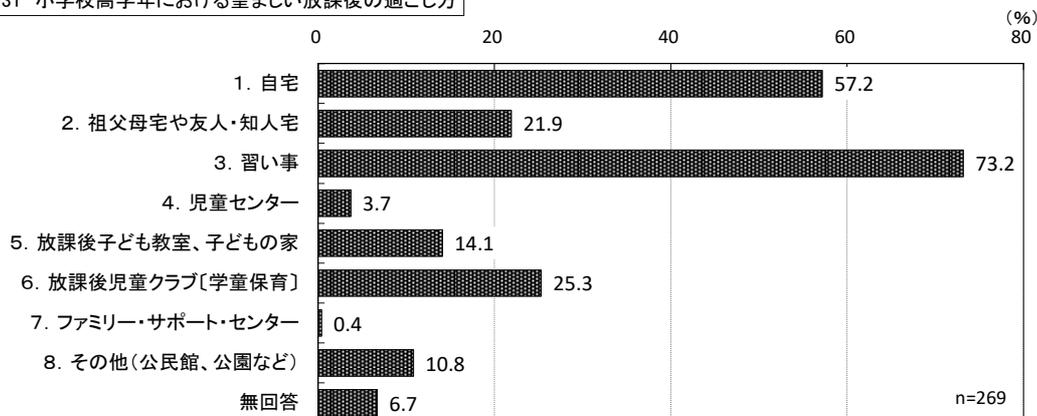
- 小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年における望ましい放課後の過ごし方をみると、「6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕」が6割強（61.3%）で最も高く、次いで「3. 習い事」（42.8%）、「1. 自宅」（29.0%）、「2. 祖父母宅や友人・知人宅」（19.0%）、「5. 放課後子ども教室、子どもの家」（13.0%）などとなっています。

問30 小学校低学年における望ましい放課後の過ごし方



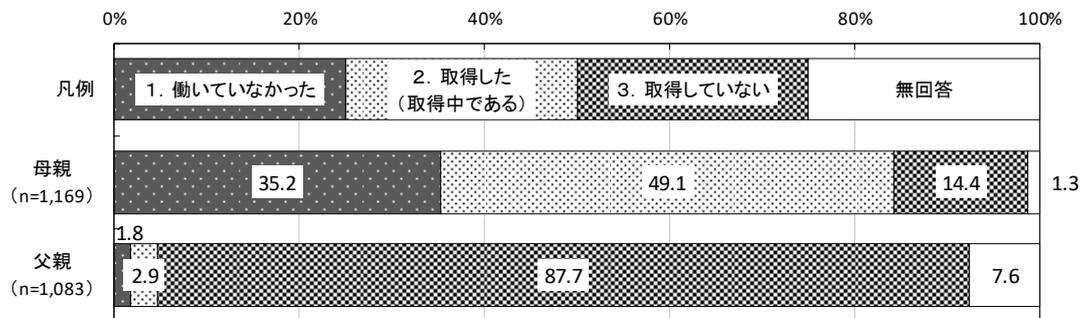
- 高学年では、「3. 習い事」が7割強（73.2%）で最も高く、次いで「1. 自宅」（57.2%）、「6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕」（25.3%）、「2. 祖父母宅や友人・知人宅」（21.9%）、「5. 放課後子ども教室、子どもの家」（14.1%）などとなっています。

問31 小学校高学年における望ましい放課後の過ごし方



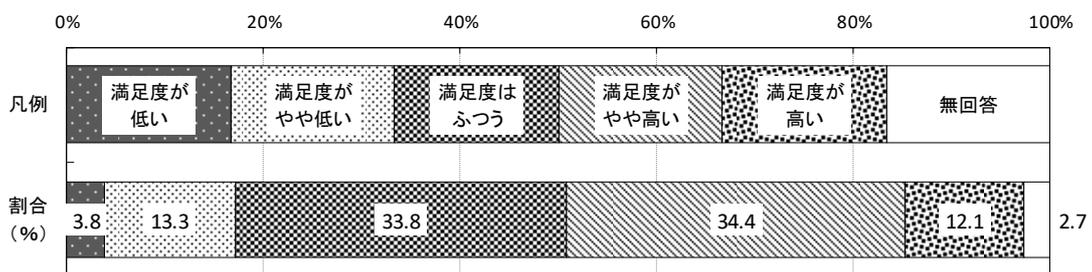
- 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について、育児休業の取得状況をみると、母親では「2. 取得した（取得中である）」が約5割（49.1%）、「1. 働いていなかった」が4割弱（35.2%）、「3. 取得していない」が1割強（14.4%）となっています。父親では「3. 取得していない」が9割弱（87.7%）となっており、ほとんどが育児休業を取得していない状況にあります。

問34 あて名のお子さんが生まれた際の育児休業の取得状況



- 地域における子育て環境や支援への満足度をみると、「満足度がやや高い」が3割強（34.4%）で最も高く、次いで「満足度はふつう」（33.8%）、「満足度がやや低い」（13.3%）と続いています。

問35 地域における子育て環境や支援への満足度



3 子育て支援に係る名護市の取り組み状況（現行計画の評価）

第1期名護市子ども・子育て支援事業計画に位置付けた各施策の進捗状況について、所管課でその評価を行いました。「事業等の実施状況・成果と課題」に関する評価は以下に示す通りなっています。

- ①予想以上に成果があった
- ②計画どおりに進んでいる
- ③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある
- ④取り組むことができなかった
- ⑤評価できない（実施したばかり等）

1 全ての子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

施策の方向1. 地域における子育て支援の推進

- ・ファミリー・サポート・センター事業について、宿泊を伴う依頼にも対応するなど、サービスの充実を図るとともに、まかせて会員の技術の向上に努めてきました。今後も保護者の依頼に対応していくため、まかせて会員の確保が必要となっています。
- ・病児保育については、実施施設を増やし受け入れの拡充を図りました。
- ・一時預かり事業については、保育所では平成31年度から未実施となっており、ファミリー・サポート・センター事業の活用等を踏まえ、今後の確保について検討していく必要があります。
- ・幼稚園等における預かり保育については、公立幼稚園3園、認定こども園6園、私立幼稚園1園で一時的に預かり、必要な保育を提供することができ、実施園数も目標を達成しています。
- ・子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、平成29年度より利用者支援員（保育所入所申込窓口（保育・幼稚園課））を配置し、必要な支援・相談等を行っています。
- ・地域子育て支援拠点事業については、平成30年度より6か所での実施となり、地域の子育て親子の交流の場として、また、子育て等に関する相談や情報提供、講習等を実施することにより地域の子育て親子への支援を行っています。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
1件	4件	2件	—	—

施策の方向2. 保育サービスの充実

- ・待機児童の解消に向け、認可保育所（園）の整備を進め、平成31年4月現在29園となり（分園を加えると31園）保育定員の拡充を図りましたが、保育士不足等から45名（H31.4月現在）の待機児童（0歳児～2歳児）が発生しています。待機児童の動向、保

育料の無償化等による影響を踏まえながら、保育人材確保やニーズに応じた受け皿整備の検討を行う必要があります。

- ・保育所から認定こども園に移行した園が計画の2か所から7か所と計画を上回りました。
- ・小規模保育事業所については、認可外保育施設からの移行を促進し、平成31年4月現在4園となり、定員数については計画を達成しました。今後はニーズ調査などの意向を踏まえ、必要に応じて増設等を検討していく必要があります。
- ・障がい児の保育所における受入児童数は増加傾向で推移しており、就学前専門指導員を1名配置し、各施設を回りながら保育士や保護者への指導・相談・助言等の支援を行っています。
- ・保護者の多様化する働き方に対応するため、時間外保育事業（延長保育事業）、夜間保育事業の推進に努めました。休日保育事業については、現在未実施で保育士確保等の実施体制が課題となっています。
- ・平成30年9月より、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、公立幼稚園、認可保育施設及び市内の認可外保育施設（一部対象外施設あり）に通う児童を対象とし、施設が対象児童の利用料等を減額又は免除した場合等に施設に補助する名護市幼保助成事業をスタートさせました。

① 予想以上に成果があった	② 計画どおりに進んでいる	③ 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④ 取り組むことができなかった	⑤ 評価できない（実施したばかり等）
1件	5件	2件	1件	—

施策の方向3. 地域との協働による児童の健全育成

- ・就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の健全育成のため、放課後児童健全育成事業について整備を進め現在23クラブでの実施となっており、利用者数も748人へと増加し計画を上回っています。職員の配置・確保が困難となっているクラブもみられることから、運営指導に取り組む必要があります。
- ・子どもの家事業は、地域の拠点において放課後や週末等に子どもの居場所を確保する事業で、地域の子育て支援活動となっており、令和元年度現在18か所で開所しています。平成30年度は支援者と学校関係者の協力により、休園している稲田幼稚園園舎を利用して稲田小子どもの家を開所することができました。地域が主体的に取り組むことができるよう支援が必要となっています。
- ・児童センターでは、行事や育児講座等を取り入れ子育てを支援し、親子連れや小中学生、学童クラブの団体利用等、子どもたちが自由に来館して利用できる居場所となっています。遊びや子育て支援等を行い、子どもの健やかな育成を促進する場として引き続き安心して利用できる環境づくりに努める必要があります。

- ・子育て支援サービスに関する広報や情報発信については、子どもや親子を対象とした公民館講座等について、市民のひろばや市 HP 等に掲載し情報発信を行うとともに、商業施設などにおいてポスターの掲示を行っています。母子保健事業の情報については、新生児訪問などの際に、「こんにちは赤ちゃん」や健康カレンダー・健康だより等を配布し市の子育てサービスについて情報提供をしています。これらの情報発信から実際に母親が、相談窓口や育児サービスを利用するきっかけとなり相談につながった事例がみられました。
- ・非行防止活動については、夜間街頭指導活動など地域等の協力のもと実施ができました。
- ・青少年育成に関わる地域団体等の育成について、名護市子ども会育成連絡協議会に対し、社会教育委員による調査、指導・助言を行い、組織体制の改善、役員の研修派遣等、新規加入のための区長等への説明、講演会・シンポジウムの開催、小中高生を対象にした春キャンプを実施しています。社会教育団体については、会員の減少、役員の担い手の不足・人材育成等が引き続き課題となっています。

① 予想以上に成果があった	② 計画どおりに進んでいる	③ 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④ 取り組むことができなかった	⑤ 評価できない（実施したばかり等）
—	3件	3件	—	1件

2 子どもが健やかに成長することのできる健康づくり

施策の方向1. 子どもを産み育てる親等への支援の充実

- ・妊産婦支援事業の推進では、母子（親子）健康手帳の交付、妊婦健康診査、妊産婦保健指導を実施するとともに、特定妊婦やハイリスク妊婦については、適宜、医療機関や福祉との連携を図っています。今後も、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備が必要となっており、市庁舎内に母子健康包括支援センター（子育て包括支援センター）設立（令和2年度）を検討しています。
- ・産後うつ予防について出産後間もない時期に産婦に対して行われる健康診査（産婦健康診査事業）が重要となっており、産婦健康診査等産後ケアについて、実施に向け支援内容を検討していく必要があります。

① 予想以上に成果があった	② 計画どおりに進んでいる	③ 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④ 取り組むことができなかった	⑤ 評価できない（実施したばかり等）
—	1件	1件	—	—

施策の方向2. 次代を担う子どもの健やかな成長の支援充実

- ・乳児健康診査の推進では、未受診者対策を行うとともに、健診会場では乳幼児の成長発達や病気の早期発見に努め、生活リズムの大切さや離乳食、虫歯予防等の指導を実施してい

ます。事後教室は発達専門保育士等の人材確保が困難なことや集団保育の利用により事後教室参加者が少ないことから、個別支援による対応としました。虫歯予防として平成 28 年度より歯科医院での 2 歳児歯科健診事業（個別健診）を開始しました。

- ・予防接種による疾病予防の推進では、比較的高い接種率を維持していますが、目標値である 95%には達しないため接種率の向上が課題となっています。
- ・こども医療費助成については、平成 31 年 4 月現物給付方式を入通院ともに 0 歳から 18 歳到達後の最初の年度末までに対象を拡大しています。
- ・新生児・乳児訪問指導の推進では、保健師(職員)、嘱託助産師等が新生児訪問とハイリスク者の訪問、母子保健推進員にてすくすくベビー訪問を実施しており、身体的・心理的不調の把握、育児不安の軽減に繋がっています。母子保健推進員が不在地区での推進員の確保が課題となっています。
- ・乳幼児健康相談の推進では、庁舎内健康相談室にて定例健康相談を実施（月曜日午前）しており、平成 31 年度より栄養士を配置し栄養相談が受けられる体制を整えました。
- ・養育支援訪問事業の推進では、0 歳児のいる世帯を中心に、児童虐待の未然防止という視点から訪問支援による育児、家事支援を行っています。加えて、専門的支援（助産師や保健師）の人材確保が必要となっています。

① 予想以上に成果があった	② 計画どおりに進んでいる	③ 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④ 取り組むことができなかった	⑤ 評価できない（実施したばかり等）
—	7 件	1 件	—	—

施策の方向 3. 食育を通じた子どもの健全育成の支援

- ・各種育児教室等を通じての食育の推進では、乳児健診では適宜栄養相談を行っています。乳児後期の貧血児が県より高い状況もあることから、乳児前期からの栄養指導等の充実に取り組んでいく必要があります。
- ・公立幼稚園では、全園で食育計画を策定し食育活動に取り組んでいます。一部の幼稚園では、食生活改善推進員との連携による食育を行っています。このような活動を通して食に対する関心が深まっていますが、家庭への啓発活動が求められています。
- ・弁当の日の実施校は年々増えており、平成 29 年度からは市内の全小中学校で実施しています。栄養教諭等の食育活動や取り組みを通して食、栄養、健康づくり等に関する児童・生徒の理解が深まっています。
- ・食生活改善推進員活動の支援充実では、食生活改善推進員がいない区もあることから、後継者の育成が必要となっています。

① 予想以上に成果があった	② 計画どおりに進んでいる	③ 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④ 取り組むことができなかった	⑤ 評価できない（実施したばかり等）
—	2 件	1 件	—	1 件

3 名護市の次代を築く心豊かな人づくり

施策の方向1. 次代の親となる子どもの健全育成の推進

- ・心身の健全な育成を支援する思春期保健対策の充実では、各学校において、保健体育の授業や養護教諭による保健指導において性教育や性感染症に関して理解を深める活動を実施しています。
- ・総合的な学習の時間では、キャリア教育の流れの中で、保育士希望者が保育所で職場経験を行いつつ、幼児とのふれあいの機会を確保しています。
- ・喫煙、飲酒、薬物等防止対策の充実では、毎年、「青少年の深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止・夏の交通安全県民運動・いじめ暴力根絶」名護市民大会を実施し、啓発活動に取り組んでいます。飲酒、喫煙等の防止に向け、継続的に各家庭に働きかけを行っていく必要があります。

① 予想以上に成果があった	② 計画どおりに進んでいる	③ 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④ 取り組むことができなかった	⑤ 評価できない（実施したばかり等）
—	1件	1件	—	—

施策の方向2. 子どもの豊かな心、生きる力を育む学校教育環境の充実

- ・幼児教育の推進では、小学校教育とのつながりを意識した接続期の教育課程であるアプローチカリキュラムの作成、保幼小連携について取り組みを進めてきました。保育所や幼稚園等の保育者のスキルアップに向け、小学校区保幼小合同連携研修会や保育士、幼稚園教諭等を対象とした研修を実施しています。今後、幼児教育施設の実態やニーズに合った研修会の実施により、保育者の資質向上や就学前特別支援教育の充実を図る必要があります。
- ・平成27年度から配置されているキャリア教育コーディネーターは、職場体験及びジョブシャドウイングのコーディネートに対応するとともに、企業と連携し、仕事と基礎学力の関係をテーマに講話を実施しています。
- ・一人ひとりの児童生徒理解にもとづく適切な育成の充実では、教育相談員や臨床心理士を教育研究所に配置することにより教育相談体制及び支援体制が強化されました。不登校児数は増加傾向にあり、生徒指導支援員の未配置校の支援強化を進めていく必要があります。
- ・あけみお学級は、心理的・情緒的要因による不登校児童生徒が個々の状況に適切な体験活動や相談を通して学校生活への適応を図り、学校復帰を支援する場となっています。臨床心理士の指導助言により、効果的な支援に繋がっています。
- ・特別支援教育の充実では、特別支援教育コーディネーターを全幼・小・中学校に配置し、特別支援教育について支援体制の整備を図りました。この間、特別支援学級の設置数や教

育支援を受ける児童・生徒が年々増加していることから特別支援教育に関わる教職員数の確保や質の向上が求められています。

- ・魅力ある学校づくりの推進では、学校の HP を通じた情報提供を適宜行い、学校評価も毎年各校で行っています。学校と地域との連携による子どもの学び等の支援を推進するために、学校運営協議会（CS）に向けた取り組みとして、CS マイスターを2年連続招へいし、講演会を行っています。今後、全小中学校を対象とした学校運営協議会の設立に向け、地域との連携を図っていく必要があります。

① 予想以上に成果があった	② 計画どおりに進んでいる	③ 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④ 取り組むことができなかった	⑤ 評価できない（実施したばかり等）
—	6 件	1 件	—	—

4 子育てにやさしい環境づくり

施策の方向 1. 快適で安心な生活空間の確保

- ・道路交環環境の整備及び交通安全運動の充実については、横断歩道等の補修に関する関係機関への要請及び交通安全運動を通して、啓発活動を実施しました。
- ・保育所等周辺散歩コース等の点検を施設及び関係機関と合同で実施し、危険箇所については安全対策を確認しました。今後も引き続き施設及び関係機関と点検や対策の推進が求められています。
- ・街路事業においては計画に基づき取り組みを進め、車両のすれ違い困難な箇所や歩道幅員狭小、横断歩道補修等が解消できました。歩道を整備する市道では、歩道幅員の確保及びバリアフリー化を進めています。
- ・平成 30 年度は、名護市全小学校で学校・地域・警察・教育委員会が連携して登下校路の安全点検を行うとともに、危険個所の共有を図りました。各学校では、警察等との連携のもと、交通安全教室を実施しています。安全マップを作成している学校も見受けられます。
- ・快適な公園・遊び場の確保について、計画に基づき老朽化した遊具の再整備・更新を順次行っています。
- ・市営住宅におけるひとり親世帯及び若年ファミリー世帯の優先入居については、若年ファミリー世帯向け住戸を含めた多様な世帯（障害者・高齢者・母子寡夫・中堅ファミリー等）向け住戸の整備を建替事業により 1 カ所の地区へ 3 棟 74 戸と、新規事業により 2 カ所の地区へ 2 棟 18 戸の完成予定となっています。
- ・防犯対策の推進については、市内の生活環境の整備並びに不良有害環境の排除及び犯罪の誘発を防止し、市民の安心・安全及び青少年の健全育成を図るため街灯設置にかかる経費及び電気使用料の一部補助を行っています。スクールバスの乗降場所と乗車する時間帯に警察パトロールを実施してもらっています。

① 予想以上に成果があった	② 計画どおりに進んでいる	③ 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④ 取り組むことができなかった	⑤ 評価できない（実施したばかり等）
—	3件	2件	—	—

5 家庭生活と社会的活動の両立を応援する社会づくり

施策の方向1. 男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現

- ・男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの意識の普及では、計画にもとづき豊かで魅力ある男女共同参画社会づくりの周知に取り組み、各種講座やイベント等での広報啓発活動を通して子どもたちにも意識づくりに努めました。
- ・育児休業法の普及・啓発及び働き方の見直し促進については、市内事業者メーリングリストの活用やポスター等の掲示、商工会等関係機関との連携により、沖縄労働局等の広報周知に努めました。
- ・若年層に対する就労支援の充実は特定非営利活動法人 NDA の行う各種講座や就職サポートをはじめ、中学生・高校生へのキャリア教育の実施を促進しています。

① 予想以上に成果があった	② 計画どおりに進んでいる	③ 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④ 取り組むことができなかった	⑤ 評価できない（実施したばかり等）
—	1件	1件	1件	—

6 子どもの生きる権利を尊重する仕組みづくり

施策の方向1. 子どもの人権が尊重される仕組みの充実

- ・家庭児童相談室の相談体制の充実について、問題を複数抱えていたり、長期間にわたる支援が必要なケースが増加しています。背景にある問題が複雑化しており、相談員の専門性のさらなる向上が求められています。プライバシーに配慮した相談室が必要となっています。
- ・母子健康包括支援センター(子育て包括支援センター)との連携体制について検討していく必要があります。
- ・児童虐待防止の啓発として要保護児童対策地域協議会主催の研修会、講演会を開催しました。オレンジリボンの配布、パネル展の開催、市民のひろばを活用して児童虐待防止に関する市民への意識の向上、普及に努めました。保育園・幼稚園・学校関係等の関係機関との連携を行い児童虐待防止の啓発にも取り組んでいます。
- ・要保護児童対策地域協議会についても支援体制として定着してきており、対応件数、要保護児童対策地域協議会の会議の回数が増加し事務局体制の強化が求められています。

① 予想以上に成果があった	② 計画どおりに進んでいる	③ 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④ 取り組むことができなかった	⑤ 評価できない（実施したばかり等）
—	2件	—	—	—

施策の方向2. 支援を必要としている家庭・児童への支援の充実

- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の活用促進について、ショートステイの代わりとしても利用されている県の事業で、ホームページや窓口等で周知を図りました。
- ・幼児ことばの教室事業については、ことばの発達(療育)に対する相談や言語聴覚士等による適切な指導や援助を行い、早期療育を図るものです。おおむね3歳から6歳までの未就学児を対象としているため、保育園等と小学校のつなぎ役としての役割も果たしています。親子通園が基本であるため、訓練などの成果を保護者が直接感じることができる事業となっています。
- ・障がい児の保育所における受入児童数は増加傾向で推移しており、就学前専門指導員を1名配置し、各施設を回りながら保育士や保護者への指導・相談・助言等の支援を行っています。（再掲）
- ・自立支援協議会（こども支援専門部会）では、本市における障がい児とその家族、支援者に係る課題を共有し、切れ目のない支援が行えるよう議論しています。また、就学前児童への支援を調整する「こども就学支援連絡会」では、高校生の進路支援をする進路連絡会に加え、名護特別支援学校の見学会や保護者リフレッシュ会等を通して必要な社会資源と繋がることや家族の負担軽減に向けた活動を実施しています。平成30年度からは、医療的ケア児の協議の場を設け、多くの職種が一堂に会し、医療的ケア児を取り巻く現状や課題について議論しています。
- ・障害福祉サービスについて必要なサービスが利用できるよう情報発信に努めるとともに、サービスの質の向上を促進していく必要があります。

① 予想以上に成果があった	② 計画どおりに進んでいる	③ 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④ 取り組むことができなかった	⑤ 評価できない（実施したばかり等）
—	7件	1件	—	—

4 国の主な方針等

(1) 子ども・子育て支援新制度から

■子ども・子育て支援新制度の取り組み

○子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意し、必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指す。

○市区町村が主体となり、地域の実情に応じて「支援の量を拡充」、「支援の質を向上」させるため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、事業を実施。

■子ども・子育て支援の意義のポイント（支援事業計画の作成に当たっての基本指針）

○「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。

○障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

○子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。

○乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。

○子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

○社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

○子ども・子育て支援事業計画について

・各年度における教育・保育の量の見込みについて、「利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定

・教育保育提供区域の設定

(2) 子育て安心プランから

- 「待機児童の解消」と「待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」の解消」を目的に平成29年6月策定。女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を2020年度末までに実施することが示されている。

<子育て安心プランの軸となる6つの支援パッケージ>

1. 保育の受け皿の拡大
2. 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」
3. 保護者への「寄り添う支援」の普及促進
4. 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」
5. 持続可能な保育制度の確立
6. 保育と連携した「働き方改革」

(3) そのほか

- 母子健康包括支援センター(子育て包括支援センター)の設置
母子健康包括支援センター(子育て包括支援センター)の全国展開を目指していくため、同センターの設置を市町村の努力義務として位置づけた改正母子保健法が施行。
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置
平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化。子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定。
- 保育所保育指針、幼稚園教育要領等の改訂(定)
平成29年3月に「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂を告示。平成30年4月に施行。全てに共通して幼児教育の目的や小学校就学後のつながりが明確化された。
- 教育・保育の無償化
幼児教育・保育を無償化する「改正子ども・子育て支援法」、低所得者世帯を対象に大学など高等教育を無償化する「大学等修学支援法」が成立。財源は2019年10月の消費税率10%への引き上げ分を充てていくこととされた。

5 計画課題の整理

第2期計画の策定に当たり、統計データ、アンケート結果を整理するとともに、第1期計画の取り組みの評価を踏まえ、第1期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

(1) 全ての子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

本市においても核家族化、高齢化などの進行から、家庭や地域において子育てについて相談したり、子育ての知識や技術を学ぶことが難しい状況となっています。アンケート調査では、日頃から子どもをみてもらえる親族・知人がいない保護者が1割程度、子育ての相談先がないと回答する保護者もわずかにあり、身近にたよれる人等がない保護者が見受けられます。特に、教育・保育施設を利用せず、家庭で保育をされている子育て家庭が、孤立せず、楽しさやゆとりを感じながら子育てができるよう、地域の人材との連携や社会資源の活用により、保護者同士の交流の場、世代間交流の場などの充実を図る必要があります。

本市では、第1期計画に基づき待機児童の解消等に向けて、認可保育所（園）、認定こども園などの整備を進めてきましたが、今年度に入り待機児童が増加しています。引き続き、質の高い教育・保育の提供や教育・保育人材の育成確保に向けて取り組む必要があります。加えて、ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター等の利用意向もみられ、孤立した子育てを防ぎ、地域全体で子育てを応援するためにも、地域と連携し、事業の充実を図る必要があります。また、子育てに関して必要な情報を得て、必要なサービスを利用することができるよう利用者支援や多様な方法での情報発信と身近な地域で気軽に相談できる窓口の周知が必要です。

本市では、平成30年9月、子育て世代の負担軽減に向けて、いち早く公立幼稚園（私立幼稚園については同年11月より実施）、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所等）及び市内認可外保育施設（一部対象外施設有り）に対して保育料及び主食費等の助成（名護市幼保助成事業）を行ってきました。また、令和元年10月からは国の幼児教育・保育の無償化が実施され、これまで名護市幼保助成事業で取り組んできた保育料等の助成の一部は国の無償化に統合されることになりましたが、国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる0歳から2歳児の課税世帯への保育料の助成、3歳児以上の主食費及び副食費（免除対象世帯を除く）の助成などについては事業の継続実施が求められています。放課後の居場所に対するニーズがある中、

放課後児童クラブの充実や地域と連携した子どもの家などの活性化を促進するなど、安心して過ごすことのできる居場所が求められています。また、地域の子どもは地域で育てるといふ共通認識のもと、地域ぐるみで子どもたちの心身の健やかな成長を支える環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 子どもが健やかに成長することのできる健康づくり

健康なご21計画の課題に挙げられている、妊娠婦や乳幼児の健康課題として、妊娠期の体重増加率が多いことや、低出生体重児の出生率が高いほか、虫歯罹患率が沖縄県平均に比べ高いことがあります。また、幼児健康診査の受診率においては、未受診者対策を行っていますが、全国の受診率よりも依然低い状況にあります。

核家族化、少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育つためには、医療、福祉、教育等の諸施策と地域での連携のもと、切れ目のない継続した母子保健サービスが望まれています。妊娠から出産・産後、乳幼児期へと母子の心身の健康管理ができるよう、各種健康診査や産後早期の赤ちゃん訪問等を実施し、切れ目のない支援に努めています。乳幼児健診は、子どもの発達・発育状況を把握し、支援につなげるための大切な機会であるため、受診率の向上に努めていく必要があります。

地域における相談や訪問などの取り組みを通して、支援を必要とする家庭の早期把握に努め、必要に応じて福祉サービスや専門相談機関につなげ、育児不安・負担の軽減を図るなど、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

今後は、子育てに関する正しい知識の普及の充実を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる各種情報発信等を通じて悩みを気軽に相談できる機会と場所を提供するなど、母子の健やかな生活を支援する拠点(母子健康包括支援センター(子育て包括支援センター))の確保が必要となり、専門職や窓口対応の職員の連携強化とさらなる質の向上を図っていく必要があります。

(3) 名護市の次代を築く心豊かな人づくり

急速な技術革新とともに、情報化やグローバル化が進展し、子どもたちや私たちの社会に多様性をもたらし、速いスピードで変化していきます。将来の変化を予測することが困難な時代を前に、自らの生涯を生き抜く力を培っていくことが必要です。

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、幼児期の成長に関わる保育所や幼稚園等の就学前施設が果たす役割は大きいことから、質の高い教育・保育の確保に努めていく必要があります。学校教育のはじまりとして、保育所(園)、幼稚園、認定こども園等の就学前施設と小学校との学びの連続を意識した連携を強化する取り組みを進めていく必要があります。

小学校においては、子どもの「生きる力」を育むとともに、地域や保護者との信頼関係を築きながら、新たな時代に対応するために必要な学びの充実を図る必要があります。多様な社会体験などを通して、一人ひとりの個性を大切に、豊かな人間性を育む教育を進めていくことが重要です。そして、望ましい生活習慣の定着のための取り組みが求められています。

少子化が進む中、日常生活の中で子ども自身が乳幼児と接する機会が得にくくなっています。そのため、若者たちが将来自立をして、子どもを持つという気持ちを高める取り組みが必要となっており、関係機関との連携のもと、乳幼児とふれあう機会や職場体験活動等を進めていく必要があります。

(4) 子育てにやさしい環境づくり

子どもや子育て家庭が安心して暮らしていくことができるよう、安全・安心の生活環境が求められています。生活環境を整えるには、地域全体で取り組む必要があります。地域住民の交通安全意識や防犯意識の高揚を促進するためにも、関係機関と連携した通学路等の危険箇所の点検や安全確保に向けた取り組みを進めていく必要があります。また、住まいについては、市営住宅において母子世帯等に対し、入居選考時の優遇措置を講じており、継続して住まいの確保支援や子育て世帯の定住促進を図る必要があります。快適に利用できる公園や遊び場の確保も求められています。

(5) 家庭生活と社会的活動の両立を応援する社会づくり

本市のアンケート調査をみると、母親の育児休業の取得は進んでいますが、父親の取得状況は大きな変化はみられず、取得している父親は少ない状況にあります。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、仕事と子育ての両立支援の機運を高めるため、企業を含め「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方や育児休業制度等を普及し、男女ともに育児休業等を取りやすい職場環境づくりを促進する必要があります。

今後、働き方改革の推進に伴い、子どもと向き合う時間も増えることが予測されることから、男性の子育てや家事への参加を促進し、家族が協力し合いながら家庭生活と社会的活動の両立が実現できるよう支援していくことが重要です。

(6) 子どもの生きる権利を尊重する仕組みづくり

全国的に児童虐待に関する相談対応件数は年々増加傾向にあり、本市においても虐待の相談を含め、家庭児童相談室に寄せられる相談対応件数は増加しています。また、名護市要保護児童対策地域協議会での児童虐待に関する支援検討件数も伸びており、個別支援会議等を開催してきましたが、その家庭の背景にある問題に対応するため、より一層関係機関の連携を強化することが重要です。平成 28 年に改正された児童福祉法では、妊娠期からの虐待予防を講じるための規定、虐待発生時の迅速な対応策の規定等が定められており、国が示している「子ども家庭総合支援拠点」の整備検討やこれまでの虐待防止対策の点検改善等が必要です。虐待の発生予防、早期発見のため、児童虐待に関する研修及び啓発活動を行う必要があります。

障がいのある子どもや保護者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各種福祉サービス等の確保に努め、認可保育所等や放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを進めてきました。認可保育所等での巡回相談件数も増えており、今後とも発達等で支援が必要な子どもの増加が見込まれることから、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等への支援や連携を充実させることが必要です。また、医療的ケアが必要な子どもへの支援充実が求められています。

本市においても母子家庭が徐々に増えています。沖縄県のひとり親世帯等実態調査では、母子、父子世帯ともに生活が苦しいと感じている人が多く、特に、家計や子育てに対して不安や悩みを感じています。支援が必要な家庭が適切なサービスや支援を利用できるよう、情報提供を充実させるほか、就労支援等自立に向けた取り組みや相談体制を充実させることが必要です。

世帯の経済状況によって子どもの生活や将来が左右されることがないように、子どもだけでなく、世帯を単位として支援を図る必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援を推進するに当たり、第1期計画の考え方を継承し、名護市が目指すべき基本理念を以下のとおり設定します。

子どもの健やかな育ちと子育てを皆で支える共生のまち

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。子ども・子育ての支援は、父母等の保護者が子育てについての第一義的な責任を有しますが、目まぐるしく変わる社会の中で、子育て家庭が安心して、喜びを感じながら子育てをするためには、社会全体で子ども、子育てを応援する風土と仕組みが必要です。

本市では、保護者だけでなく地域や社会全体で「子どもは地域の宝」であることを共有するとともに、全ての子どもが愛情に包まれながら健やかに育ち、安心して子どもを生み育てられる社会を実現するため、「子どもの健やかな育ちと子育てを皆で支える共生のまち」を基本理念に掲げます。子育て家庭、地域住民、教育・保育の関係組織、企業・団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら相互につながり、子どもの育ち・子育て支援に取り組みます。

2 計画の基本的視点

子どもの健やかな育ちを支援し、子育てを皆で支えていく共生のまちづくりを行っていくためには、地域社会を構成する様々な主体の協力が必要となります。そのため、市民をはじめ、教育・保育関係者、企業・団体、行政が子ども・子育て支援の重要性をしっかりと認識し、それぞれが役割を果たしながら社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築していきます。

(1) 子どもが尊重され、子どもの視点に立った支援

本市で育つ子どもが家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長していくことができるよう、子どもの視点に立った支援を行います。幼児期の人格形成を培う教育・保育については、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発育が等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

（２）切れ目の無い支援の実施

妊娠・出産期から発達段階に応じた切れ目の無い支援を行っていくため、全ての子ども・子育て家庭に対して、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を質・量ともに充実させていきます。また、子育てに対する負担や不安、孤立感を軽減できるよう、保護者に寄り添った適切な情報提供を実施していくなど、様々な支援を図ります。

（３）地域全体で子育てを応援

社会のあらゆる分野における人々や団体が、子ども・子育て支援の重要性について、関心や理解を深め、地域住民の連携のもと、身近な地域で子どもや子育て家庭を見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組めます。

3 基本目標

基本理念を実現するため、次の６項目を基本目標とし、「第１期名護市子ども・子育て支援事業計画」の考えを引き継ぎ、総合的に施策を推進していきます。

（１）全ての子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

子どもは、地域にとって宝であり、未来をつくる希望です。全ての子育て家庭が、楽しさやゆとりを感じながら子育てができるよう、地域の人材や社会資源などの活用により、乳幼児及び保護者同士の交流の場、世代間交流の場などの充実を図り、地域における子育て支援を強化します。

また、保護者の就労状況等にかかわらず、子育て支援サービスの提供に努め、次代を担う全ての子どもたちの幸せを第一に考え、良好な育ちの場を確保していきます。

（２）子どもが健やかに成長することのできる健康づくり

妊娠期から子どもと保護者が心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、健康に係る診査、教育、相談等、従来から進めている母子の健康づくり支援の充実とともに、食を通じての教育等、妊娠、出産、育児と深く関わる保健分野の健康づくり支援対策の強化を図ります。加えて、妊産婦・乳幼児等の状況把握に努め、妊産婦等の相談に対し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどの相談支援の拠点づくりを進めます。

(3) 名護市の次代を築く心豊かな人づくり

次代を担う子どもたちが豊かな心やたくましく生きる力を身に付け、国際化、情報化、少子・高齢化、科学の進展など急速に変化する社会に主体的に対応していくため、人との関わりや自然体験や社会体験などを大切にした学習の展開を図ります。幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、幼児教育の質の向上を目指します。また、子どもや地域住民にとって魅力ある教育環境づくりを目指します。

さらに、若者たちが将来、自立をし、子どもを持つという気持ちを高める取り組みを進めます。

(4) 子育てにやさしい環境づくり

子どもたちが伸び伸びと育っていけるよう、快適で安心な生活空間の充実に努め、子育て家庭を支える住みよいまちづくりを推進します。また、次代を担う子どもたちをはじめ、その家族や市民が安心して暮らしていくことができるよう、交通安全意識や防犯意識の啓発・高揚を促し、市民生活の安全の確保に努めます。

(5) 家庭生活と社会的活動の両立を応援する社会づくり

女性の社会進出が進む中、安定した気持ちで子育てや社会的活動の両立が図れるよう、男女がともに育児に参加する意識の高揚を促進します。

加えて、職場の慣行や男女の働き方の見直しなど、家庭や地域、企業における意識改革のための情報提供や広報活動を推進します。

(6) 子どもの人権を尊重する仕組みづくり

地域の宝である全ての子どもが愛情に包まれ、自分らしく成長できるよう、虐待等の人権侵害を未然に防止する要保護児童対策地域協議会を充実させます。また、支援が必要なひとり親家庭や経済的に困難を抱えた家庭、日本語の支援が必要な子どもなど、支援が必要な家庭や子どもたちの早期把握に努め、子どもだけでなく世帯を単位として受け止め、支援するとともに連携体制を強化します。



4 施策体系

<基本理念>

子どもの健やかな育ちと子育てを皆で支える共生のまち

<基本的視点>

子どもが尊重され、
子どもの視点に立った支援

切れ目の無い支援の実施

地域全体で子育てを応援

<基本目標>

全ての子どもと子育て家庭
を応援する地域づくり

子どもが健やかに成長する
ことのできる健康づくり

名護市の次代を築く心豊かな
人づくり

子育てにやさしい環境づく
り

家庭生活と社会的活動の
両立を応援する社会づくり

子どもの人権を尊重する仕
組みづくり

<施策の方向>

地域における子育て支援の推進

保育サービスの充実

地域との協働による児童の健全育成

子どもを産み育てる親等への支援の充実

次代を担う子どもの健やかな成長の支援充実

食育を通じた子どもの健全育成の支援

子どもの健全な心身の発達に向けた就学前教
育・保育の充実【名護市幼児教育アクション
プログラム】

子どもの豊かな心、生きる力を育む学校教育
環境の充実

次代の親となる子どもの健全育成の推進

快適で安心な生活空間の確保

男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方
の実現

児童虐待防止対策の充実

支援を必要としている家庭・児童への支援の
充実

母子健康包括
支援センター
(子育て包括支
援センター)

子ども家庭
総合支援拠点

第4章 具体的な取り組みの展開

第4章 具体的な取り組みの展開

基本目標 1 全ての子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

施策の方向 1 地域における子育て支援の推進

地域住民団体や保育所・幼稚園などが協力しあい、親子が気軽に遊べる場や外部との交流の場の創出、情報提供、相談窓口の利用を促進し、地域における仲間づくり、地域の各種相談員による子育て支援に向けた仕組みづくりを進めます。また、様々な事情により一時的に通常保育が困難になった児童に対する保育サービスを実施します。

＜具体施策＞ ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内容	所管課				
ファミリー・サポート・センター事業の推進 ★	<p>子育ての手助けをしてほしい「おねがい会員」と、子育てのお手伝いをしたい「まかせて会員」が会員となり、保育所等への送迎や一時的な預かりなど、子どもの世話を有償にて行う相互支援活動</p> <p>事業の周知を進めるとともに、まかせて会員が増加していないことから、保育サポーター養成講座、定例会への参加を促進し、提供会員の確保・育成に取り組みます。</p> <p>委託を検討し、提供会員の増加を含め、広域的で利用しやすい良質なサービスの提供に努めます。</p>	子育て支援課				
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の推進 ★	<p>保護者が疾病、出産、事故、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどにより、家庭で子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う事業</p> <p>児童福祉施設等での子育て短期支援事業は未実施となっておりますが、ファミリー・サポート・センター事業で対応しており、児童福祉施設等での実施については、ニーズを見極め必要に応じて、関係機関と調整を図り体制を確保していきます。</p>	子育て支援課				
	<table border="1"> <tr> <td>策定時直近</td> <td>令和6年度目標</td> </tr> <tr> <td>利用者数：0人日 【平成30年度】</td> <td>利用者数：1人日 箇所数：1箇所</td> </tr> </table>		策定時直近	令和6年度目標	利用者数：0人日 【平成30年度】	利用者数：1人日 箇所数：1箇所
	策定時直近		令和6年度目標			
利用者数：0人日 【平成30年度】	利用者数：1人日 箇所数：1箇所					
病児保育事業の推進 ★	<p>保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に家庭保育や集団保育が困難な場合に、医療機関等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業</p> <p>市内2箇所で実施しており、現状の体制を維持していきな</p>	保育・幼稚園課				

事業名等	内 容		所管課
	がら、今後も保護者のニーズに対応していきます。		
	策定時直近	令和6年度目標	
	定員数：7人 箇所数：2箇所 【平成30年度】	定員数：7人 箇所数：2箇所	
一時預かり事業の推進 ★	保護者の育児疲れ解消、急病又は冠婚葬祭、家庭の事情による一時的需要に対する保育事業 今後は、事業実施園の確保に努め、安心して子育てができるよう環境の確保に努めます。		保育・幼稚園課
	策定時直近	令和6年度目標	
	箇所数：0園 【令和元年度】	箇所数：1園	
幼稚園における預かり保育の推進 ★	幼稚園において平日午後、幼児に対し、保護者に代わって保育を行う事業 現在、公立幼稚園3園・私立幼稚園1園、認定こども園6園で実施しています。公立幼稚園については、子育てニーズを踏まえ、実施園の配置及び園数の見直しを行います。実施箇所の拡充については、幼稚園や認定こども園等の受け皿が不足している地域では実施を働きかけ、対応していきます。		保育・幼稚園課
	策定時直近	令和6年度目標	
	実施箇所数：10園 【公立幼稚園3園・私立幼稚園1園、認定こども園6園】 利用見込数：39,442人日 ※利用者数については私立も含んだ値 【令和元年度】	実施箇所数：10園 【公立幼稚園3園・私立幼稚園1園、認定こども園7園】 利用見込数：42,938人日	
利用者支援事業の実施 ★	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業 ■特定型：1箇所 保育所入所申込窓口（保育・幼稚園課）に利用者支援員を配置し、教育・保育施設や子育て支援に関する事業を円滑に利用できるように相談支援を行っています。関連機関等と連携しな		保育・幼稚園課 健康増進課

事業名等	内 容		所管課
	<p>がら、多様化する相談に対応できるよう、支援員の資質向上とともに、関係機関との連携を図り支援体制の充実に努めます。</p> <p>■母子保健型：1箇所（新規）</p> <p>加えて、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）を健康増進課内に設置し、保健師等が妊娠期から子育て期にわたる相談に応じ、母子保健サービス等の情報提供を行います。</p>		
	策定時直近	令和6年度目標	
	箇所数：1箇所 【令和元年度】	箇所数：2箇所 特定型1箇所、母子保健型1箇所	
地域子育て支援拠点事業の充実 ★	<p>保育所などの施設において、専任の職員を配置し、育児不安に対する相談・指導、親子が遊びながら交流できる居場所の提供や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業</p> <p>現在、6箇所（一般型：5箇所、連携型：1箇所）で実施しており、今後も実施体制を維持していきます。乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場の提供、育児不安に対する相談、子育てに関する情報発信やイベントの開催、園児との交流など、子育て家庭を地域で支える取り組みを進めます。特に、教育・保育施設等の未利用家庭の利用につながるよう、事業の周知を図ります。</p>		保育・幼稚園課 子育て支援課
	策定時直近	令和6年度目標	
	保育所での一般型：5箇所 児童センターでの連携型：1箇所	保育所での一般型：5箇所 児童センターでの連携型：1箇所	
地域の各種相談員等の活動充実支援	<p>地域で活躍している各種相談員（民生委員児童委員、母子保健推進員等）の活動内容などを市民に広く周知し、地域における子育て支援活動の円滑化につなげるとともに、人材確保に向けた取り組みを進めます。</p> <p>多様化する子育てニーズに対応していくため、各種相談員（民生委員児童委員、母子保健推進員等）のさらなる資質向上に向け、研修会や講習会等への参加を促進します。</p>		社会福祉課 健康増進課

施策の方向 2 保育サービスの充実

待機児童の解消に向け、保育士の確保により受け入れの拡充を進めるとともに、小規模保育事業の実施や各種保育サービスの提供を図るなど、子どもに最適な育ちの場が確保できるよう、保護者の働き方や生活のパターンに応じた保育サービスの充実に努めます。

＜具体施策＞ ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容		所管課
認可保育所による通常保育事業の充実 ★	<p>平日、保護者の労働や疾病等により、児童を家庭で保育できないとき、一定の時間、保護者等に代わって保育を行う事業</p> <p>待機児童の解消については、保育施設での保育士等の確保による受け入れ園児数の増加を図ります。</p> <p>小規模保育事業を促進するとともに、卒園後の3歳～5歳児を受け止める連携施設の確保に努めます。</p> <p>また、保育士の確保・育成に向け、県の取り組みと連携しつつ、保育士等緊急確保助成金事業等の独自事業を行い、保育士の確保を支援します。</p>		保育・幼稚園課
	策定時直近	令和6年度目標	
	定員数：2,567人 箇所数：29箇所 【令和元年度】	定員数：2,690人 箇所数：30箇所	
認定こども園への移行 ★	<p>保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、乳幼児期における保育と教育の連続性の確保や一体的な提供を図ることができる施設</p> <p>認定こども園について周知を図り、公立保育所と公立幼稚園の統合による公立の幼保連携型認定こども園への移行に向けて取り組みを進めます。そのほか、私立保育所の幼保連携型認定こども園への移行を検討していきます。そして、地域型保育事業の連携施設として3歳児の受け入れ先の確保や、待機児童の多い0歳～2歳の受け入れが拡充されるよう、施設との調整を行います。</p>		保育・幼稚園課 こども育成 環境整備 PT
	策定時直近	令和6年度目標	
	定員数：782人 箇所数：7箇所 【令和元年度】	定員数：870人 箇所数：8箇所 ※瀬嵩保育所の認定こども園への移行	

事業名等	内 容		所管課
小規模保育事業の実施 ★	<p>3号認定（0～2歳）の乳幼児を対象に、定員6人以上19人以下の少人数で行う保育事業</p> <p>3歳未満児を対象とした事業として、保育の質の向上を促進しつつ、継続実施を図ります。本市は0～2歳児の待機児童が多いことから、待機児童の解消のため、小規模保育事業所の創設に向けて取り組んでいきます。</p>		保育・幼稚園課
策定時直近	令和6年度目標		
定員数：71人 箇所数：4箇所 【令和元年度】	定員数：128人 箇所数：7箇所		
企業主導型保育事業の地域枠の活用 （新規） ★	<p>企業主導型保育事業は、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度で、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、国が施設の整備費及び運営費の助成をするもの</p> <p>企業の従業員の児童に加え、設定している地域の児童の受け入れ枠を積極的に活用していきます。</p>		保育・幼稚園課
策定時直近	令和6年度目標		
定員数：10人 箇所数：2箇所 【令和元年度】	定員数：10人 箇所数：2箇所		
障がい児保育事業等の推進 ☆	<p>障がい児と健常児が保育施設及び地域型保育事業所で共に生活する中で、共に育ち合い、相互の健やかな発達・成長を促し、豊かな人間性を培うことを目的とした事業</p> <p>令和元年度現在、市内では18箇所で開催しています。受け入れ可能な保育施設での障がい児保育を充実させるとともに、専門家との連携・巡回による指導や指導員による訪問支援の実施により、適切な保育サービスの提供に努めます。</p> <p>また、発達障がい児や気になる子ども、人との関わりが苦手な子ども等に対しては、就学前専門指導員を配置し、各園を訪問し指導・相談・助言等の支援及び保育士の加配補助を実施します。</p>		保育・幼稚園課
時間外保育事業（延長保育事業）の充実 ★	<p>保護者の勤務時間等の延長にあわせて、保育時間を延長して児童を保育する事業</p> <p>保育所、認定こども園等の実施施設の拡大を推進し、就労形態の多様化に対応したサービス提供に努めます。</p>		保育・幼稚園課

事業名等	内 容		所管課
	策定時直近	令和 6 年度目標	
	利用者数：1,956 人 【令和元年度見込】	利用者数：1,035 人	
休日保育事業の推進	<p>保護者が休日の就労等により、児童を家庭で監護できない場合に対応し、休日の保育を行う事業</p> <p>現在未実施となっており、ファミリー・サポート・センター事業の利用を促進しています。</p> <p>今後は、保護者のニーズを踏まえ、状況に応じて実施を検討していきます。</p>		保育・幼稚園課
	策定時直近	令和 6 年度目標	
	箇所数：0 箇所 【令和元年度】	箇所数：1 箇所	
夜間保育事業の推進	<p>夜間、保護者の就労等により保育に欠け、かつ市が保育の実施を行う児童に対して、午前 9 時から午後 12 時（24 時）までの 15 時間の開所時間（午前 11 時から午後 10 時は通常保育時間）で行う保育事業</p> <p>現在 1 箇所で実施しています。母子・父子家庭等、保護者の就業形態の変化と生活面での支援を考慮し、現状の提供体制を維持していきます。</p>		保育・幼稚園課
	策定時直近	令和 6 年度目標	
	定員数：20 人 箇所数：1 箇所 【令和元年度】	定員数：20 人 箇所数：1 箇所	
名護市幼保助成事業（新規）	<p>平成 30 年 9 月より、全国にさきがけて認可保育施設及び市内の認可外保育施設に通う子どもたちの利用料等を施設が減額又は免除した額について、市が施設に対して助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的とした事業</p> <p>今後については、国の幼児教育・保育の無償化の動向等を踏まえ、継続実施を目指します。</p>		保育・幼稚園課

施策の方向3 地域との協働による児童の健全育成

子どもたちが多様な人間関係や自然体験、社会体験等を通して、仲間づくりをしながら個性を伸ばしていけるような活動の場、放課後の居場所づくり等に取り組みます。また、地域全体で子どもを育てるという市民の意識を高めるとともに、青少年育成に関わる地域団体等の育成・連携を進めます。

＜具体施策＞ ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内容		所管課
放課後児童健全育成事業の推進 ★☆	<p>保護者が就労等により、昼間、家庭にいない小学生に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を確保し、児童の健全な育成を図る事業</p> <p>保護者の就労形態の多様化等で利用者の増加が予測されることから、クラブの活動内容や募集等の情報提供を行うとともに、ニーズに応じて支援員等の確保による定員増や新設を働きかけるなど、受け皿確保に努めます。</p> <p>運営状況等に対する指導・監督を行っていく必要があることから、より充実した居場所を確保するため、クラブ間の情報交換や情報共有する場として名護市学童保育連絡協議会への加入を促進し、各クラブとの連携を強化します。</p> <p>特別な配慮を必要とする児童を含めて利用する児童たちが安心して過ごせるよう、専門的な知識や技術を向上するため、支援員等への研修の充実や人材確保を図ります。</p> <p>さらに、余裕教室等の活用を図るとともに、子どもの家事業と一体的、又は連携実施に向けた検討を行います。</p>		子育て支援課
	策定時直近	令和6年度目標	
	利用者数：748人 クラブ数：22クラブ 【令和元年度】	利用者数：905人 クラブ数：23クラブ	

事業名等	内 容		所管課
子どもの家事 業の充実	<p>「子どもの家」とは、地域の公民館、集会所等を拠点とし、放課後等に子ども（保育期間を終えた子どもたちや児童生徒）の居場所を確保する事業。遊びなどの活動を通してながら成長する場で、地域のみんなで育てる子育て支援活動</p> <p>事業の委託先である名護子育て支援塾との連携のもと、「子どもの家」を実施している地域については、地域の高齢者やサポーターなどの人材確保に努めながら、活動の継続実施を支援していきます。</p> <p>そして、地域ぐるみの子育てを目指し、地域の良さや文化が次代へ受け継がれるよう活動内容の充実を図ります。</p> <p>子どもの家の継続実施を支援するためにも、名護子育て支援塾との連携を強化します。</p>		地域力推進課
	策定時直近	令和6年度目標	
	箇所数：18箇所 【令和元年度】	箇所数：18箇所	
児童センター 運営事業の実施	<p>健全な遊びを通して、異年齢の子どもとの交流や多様な経験を積みながら児童の健全育成を目指す施設</p> <p>利用者の意見を反映させた活動内容を拡充するとともに、乳幼児の親子が交流し、悩みなどを共有できる子育て支援の拠点として、中高生の居場所として利用を促進していきます。</p> <p>老朽化が進む児童センターについては、適宜修繕を行いながら新設を検討するなど、整備に向けた取り組みを進めます。</p>		子育て支援課
子育て支援サ ービスに関す る広報や情報 発信の充実	<p>多様な子育て支援サービスの中から、保護者が子どもにとって最適なサービスを選択することができるよう、内容について分かりやすい情報提供に努めます。</p> <p>また、これから子育てを迎える市民に対しても広く伝わるよう、「市民のひろば」や「健康だより」、「健康カレンダー」での情報提供を図るとともに、名護市の「ホームページ」の充実に努めます。</p> <p>商業施設等民間施設との連携により、事業案内を掲示し広く市民に伝わるよう、工夫を行います。</p>		地域力推進課 健康増進課
	策定時直近	令和6年度目標	
	こんにちは赤ちゃん冊子： 1,000冊 【令和元年度】	こんにちは赤ちゃん冊子： 1,000冊	

事業名等	内 容	所管課
青少年育成に関わる地域団体等の育成	<p>市内には、「名護市子ども会育成連絡協議会」をはじめ、「名護市青年ネットワーク連合会」、「名護市PTA連合会」、「名護市青少年育成協議会」、「名護市婦人会」といった社会教育団体の組織があり、青少年育成に関わる活動も行われています。</p> <p>多くの団体が役員の成り手不足や、会員の未加入など組織体制の弱体化、団体活動の活性化といった課題を抱えていることから、現在の社会状況を踏まえた団体の在り方や活動内容について意見交換を行います。</p> <p>会員のさらなる資質の向上と組織等の活性化に向け、団体指導者研修会を実施し、継続的に支援を進めていきます。</p>	地域力推進課
非行防止活動の推進	<p>子どもの非行などの問題行動の未然に防止するため、学校・PTA・警察・関係機関・青少年健全育成団体との連携を図り、夏祭り・さくら祭り夜間街頭指導等による早期発見・早期指導を行い、深夜はいかいや未成年者の飲酒を防止するとともに、全市民が夜型社会等の是正を図り、生活リズムの確立を目指すための市民大会を開催します。</p> <p>青少年の育成指導のための情報や資料の収集・発信に努めます。</p>	地域力推進課
名護市青少年育成協議会の活動支援	<p>名護市少年の主張大会、ふるさと・未来・絆リーダー研修、善行青少年・青少年育成功労者や青少年育成功労団体表彰、夜間街頭指導活動を支援し、未来を担う人材の育成を図ります。</p>	地域力推進課
自然体験活動を通じた児童生徒の健全育成事業の充実	<p>次代を担う青少年が、自然体験、社会体験等の活動を通して、自然や歴史、文化に触れ、仲間づくりをしながら個性を伸ばし、自ら考え発言し行動する力を培う活動の機会や場の提供を拡充します。</p>	地域力推進課



基本目標 2 子どもが健やかに成長することのできる健康づくり

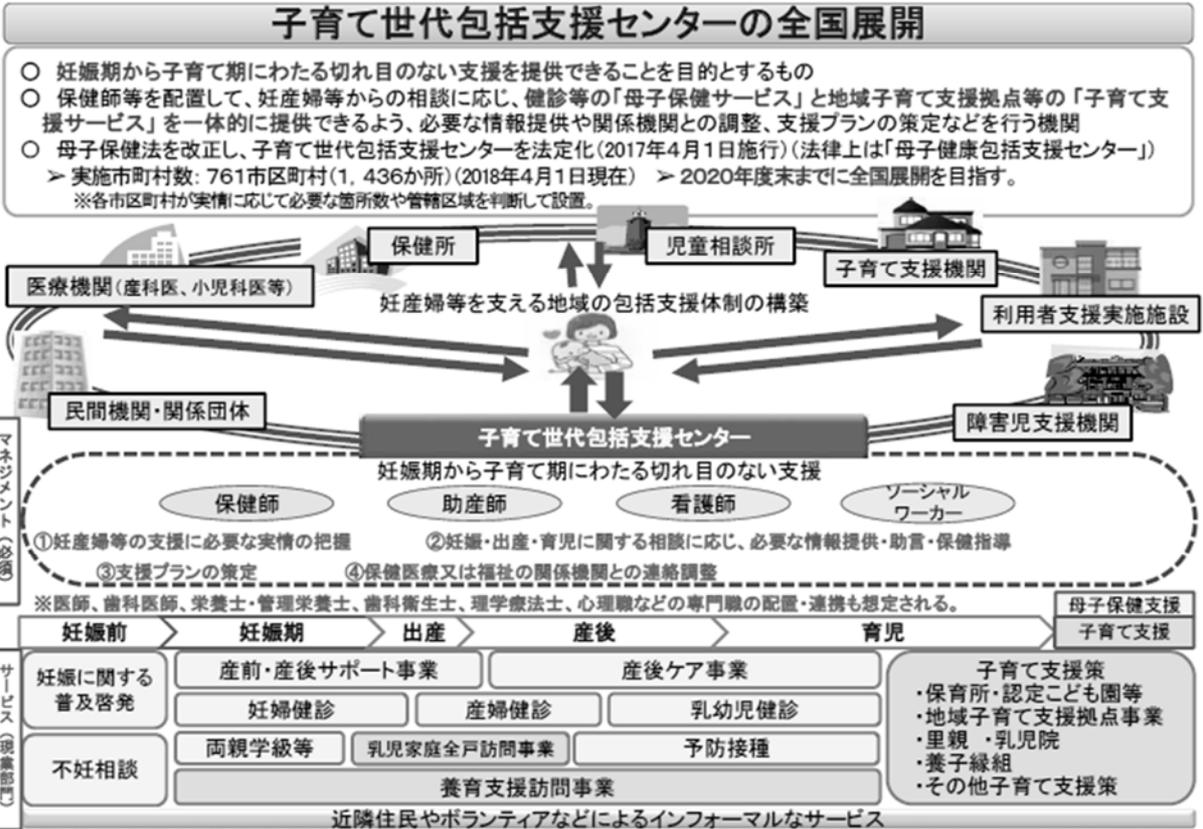
施策の方向 1 子どもを産み育てる親等への支援の充実

子どもを産み、育てる親が心身ともに健康で過ごすとともに、夫婦が協力して子育てできるよう、妊産婦の健診等健康管理支援の充実、育児への父親の参加促進等、親の子育て力の向上支援の充実を図ります。さらに、妊娠、出産、子育て等で切れ目のない支援が行えるよう、母子健康包括支援センター(子育て包括支援センター)の設置を進めます。

< 具体施策 > ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容		所管課
妊産婦支援事業の推進 (★妊婦健診必須事項)	<p>妊娠、出産、子育て時に母子の健康管理が適切に行われるよう、心身の発達等を記録する母子(親子)健康手帳の交付を行うとともに、妊婦及び産後の母子の健康状態を把握し、適宜、指導・助言を行う妊婦健康診査、妊産婦保健指導を進めます。</p> <p>さらに、医療機関との連携により、ハイリスク妊婦の早期把握や産婦健診・産後ケア事業等による支援に努めます。</p>		健康増進課
	策定時直近	令和6年度目標	
	<p>母子(親子)健康手帳交付 : 11週未満交付 649件(89.1%) 【平成30年度】</p>	<p>母子(親子)健康手帳交付 : 11週未満交付 (93%)</p>	
妊婦等の健康づくり支援事業の実施	<p>妊産婦等が妊娠、出産、育児等に安心して対応できるよう、妊産婦等のニーズを踏まえつつ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の整備を図ります。</p> <p>さらに、地域子育て支援拠点事業施設等の既存施設と連携した取り組みも検討し、妊産婦が気軽に利用できる居場所の確保や妊産婦等を対象にした講座の開催等を進めます。</p>		健康増進課 保育・幼稚園課 子育て支援課
	策定時直近	令和6年度目標	
	—	産前・産後サポート事業の実施	

事業名等	内 容		所管課
母子健康包括支援センター(子育て包括支援センター)の設置(新規)	妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行う母子健康包括支援センター(子育て包括支援センター)を設置し、母子保健コーディネーターによる、母子の健康状態の把握・支援、要支援妊産婦に対する支援計画の作成等を進めます。		健康増進課 子育て支援課
	策定時直近	令和6年度目標	
	未設置	1箇所	



資料：子ども・子育て支援新制度について 令和元年6月 内閣府子ども・子育て本部 資料より

施策の方向 2 次代を担う子どもの健やかな成長の支援充実

生まれた子どもが健やかに成長していくことができるよう、乳幼児期の健診、むし歯予防対策、訪問指導の充実、母子保健推進員との連携等、子どもの健康管理支援の充実を図ります。

<具体施策> ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容	所管課	
乳児一般健康診査、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査の推進 4歳児発達相談会の実施 (新規)	乳児（3～4か月、9～10か月）、幼児の健康状態を把握し、適宜指導・助言を行う事業 疾病の早期発見・早期治療の推進を図るとともに、乳幼児期の規則正しい生活リズムの確立や子どものよりよい育ちのための環境整備や、個々の多様性に合わせた育児支援として重要な事業です。受診率は90%前後を維持していますが、なお1割が未受診となっているため、乳幼児健診未受診者に対して、電話や家庭訪問による受診勧奨を行います。 また、乳幼児健診結果をもとに、個々に応じた生活習慣の確立に向けた保健相談に取り組みます。さらに、健診の結果、発達面において経過観察の必要な子どもについては、訪問や来所相談・保育所訪問等で経過を見ていきながら、必要に応じて専門機関につなぐことにより早期発見・早期支援を図っていきます。 また、就学前において、集団生活での困難さが予測される子どもを対象に4歳児発達相談を実施します。 聴覚が言語獲得に重要となることから新生児聴覚検査の公費助成の実施を検討します。	健康増進課	
	策定時直近		令和6年度目標
	乳児一般健康診査受診率 ：83.3%【平成30年度】		乳児一般健康診査受診率 94%
	1歳6ヶ月児健康診査受診率 ：89.0%【平成30年度】		1歳6ヶ月児健康診査受診率 92%
	3歳児健康診査受診率 ：89.1%【平成30年度】		3歳児健康診査受診率 91%
	午後10時までに就寝する者の割合（3歳児）：65.3% 【平成30年度】		午後10時までに就寝する者の割合（3歳児）：70%
むし歯予防対策の充実 (新規)	乳幼児期のむし歯予防を図るために行う事業 乳幼児のむし歯予防に向け、乳幼児健診会場での歯科衛生士によるブラッシング指導、フッ化物塗布等を進め	健康増進課	

事業名等	内 容		所管課
	<p>ます。また、2歳児歯科健診の実施により、3歳児のむし歯が無い者の割合が増えるなどの効果が出てきていることから、同健診の利用促進を図ります。</p> <p>さらに、むし歯対策として、保育所等へ乳幼児健診結果（歯科健診）情報提供を行い、今後の対策を各保育所等と検討していきます。</p>		
	策定時直近	令和6年度目標	
	むし歯が無い者の割合 (3歳児) : 74.7%	むし歯が無い者の割合 (3歳児) : 85%	
予防接種による疾病予防の推進	<p>乳幼児、学童期等の感染症予防を図るために行う事業</p> <p>MRワクチンII期については接種率の向上が課題となっていることから、保護者への予防接種知識の普及啓発、チラシ・はがき等による未接種者への通知を継続するとともに、保健師との連携や乳幼児健診、就学時健診時での接種勧奨を図ります。他の予防接種についても接種率の低下がみられるので、同様に接種勧奨を図っていきます。</p>		健康増進課
	策定時直近	令和6年度目標	
	MR (麻疹風疹) 予防接種率 ・ I 期 (1歳児) : 94.5% ・ II 期 (幼稚園児) : 91.6% 【平成30年度】	MR (麻疹風疹) 予防接種率 ・ I 期 (1歳児) : 95% ・ II 期 (幼稚園児) : 95%	
かかりつけ医の普及促進	<p>健康状態に応じて適切に受診できるよう、母子(親子)健康手帳交付時や新生児訪問時、乳児全戸訪問時、健診会場等でかかりつけ医の普及に努めます。</p>		健康増進課
	策定時直近	令和6年度目標	
	かかりつけ医がいる割合 : 90.0% 【平成30年度】	かかりつけ医がいる割合 : 95%	
こども医療費助成の充実	<p>子どもの医療費の一部負担金を助成する事業</p> <p>こども医療費の入通院助成について、平成31年4月から現物給付方式により沖縄県の基準を上回る18歳到達後最初の年度末までの年齢拡大を図っています。引き続きこども医療費助成を継続的に実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健やかな育成を支援します。</p>		子育て支援課

事業名等	内 容		所管課
新生児・乳児訪問指導の推進 (★こんにちは赤ちゃん事業は必須項目)	<p>保護者の育児不安等の軽減を図るため、保健師等が行う訪問指導事業</p> <p>母子(親子)健康手帳交付時や出生連絡票よりハイリスク者を把握し、保健師・助産師が訪問するケースとすくすくベビー訪問員が訪問するケースに振り分けて実施しています。</p> <p>こんにちは赤ちゃん事業(通称:すくすくベビー訪問)は、講習会を終了したすくすくベビー訪問員が各家庭を訪問し、必要に応じて保健師の保健指導につないでいます。</p> <p>今後も、子育て支援の一つとして関係部署と連携を図り、引き続き事業を実施していきます。</p>		健康増進課
	策定時直近	令和6年度目標	
	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)の訪問件数:712件 【平成30年度】	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)の訪問件数: :657件	
乳幼児健康相談の推進	<p>乳幼児等の健康に関する相談を行う事業</p> <p>乳幼児の発育や栄養に関して悩みや不安をもつ親に適切なアドバイスができるよう、保健師や栄養士、助産師等による相談事業を進めます。</p> <p>より多くの市民の利用がなされるよう、母子(親子)健康手帳交付面接時や新生児訪問、乳幼児健康診査会場等での周知を図ります。</p>		健康増進課
母子保健推進員活動の支援充実	<p>保護者の育児不安を軽減するため、地域の身近な相談相手となる母子保健推進員については、平成31年度現在、54人で市全体をカバーしています。推進員がいない区もありますが、区の出生数や乳幼児数に見合った推進員の配置に努めます。</p> <p>また、母子保健推進員活動の充実を図るため、研修会の実施により推進員の資質向上の支援を進めていきます。</p>		健康増進課
	策定時直近	令和6年度目標	
	定例会数:6回 【令和元年度】	定例会数:6回	
養育支援訪問事業の推進 ★	<p>子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して育児・家事の援助又は訪問指導を行う事業</p> <p>平成26年度より実施しており、児童虐待防止及び適切な養育環境の整備に努めています。今後、保健師との連携充実等に</p>		子育て支援課

事業名等	内 容		所管課
	より、事業を必要とする世帯の掘り起しを図るとともに、育児・家事等の支援を行う訪問員の育成を進めます。		
	策定時直近	令和6年度目標	
	利用実数：139件(8世帯) 【平成30年度】	利用実数：12世帯	

施策の方向3 食育を通じた子どもの健全育成の支援

子どもからその保護者等まで改めて食の大切さを知り、適切な食生活を営むことができるよう、食に関する教育、普及活動を推進します。

＜具体施策＞ ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容		所管課
各種育児教室等を通じての食育の推進	<p>保護者が正しい理解のもと、適切な食生活を営むことができるよう、食に関する知識を伝え、調理実習等を行う事業</p> <p>母子(親子)健康手帳交付の面接時、離乳食実習、乳幼児健診時等に実施しています。県平均と比べ、乳児の貧血や妊婦の肥満割合が高い状況にあります。引き続き、本市の課題を踏まえ、母子(親子)健康手帳交付時や各種健診時に食に関する情報提供や講習、栄養相談、栄養指導等を実施していきます。</p>		健康増進課
	策定時直近	令和6年度目標	
	乳児の貧血：25.6% 1歳6か月の貧血：8.0% 【平成30年度】	乳児の貧血：19.3% 1歳6か月の貧血：5.4%	
幼児期・学童期の食育の推進	<p>地域及び幼稚園や保育園、小中学校で、子どもや保護者を対象に、食事づくりを通じて食の大切さや料理の楽しさ等を学ぶ事業</p> <p>公立幼稚園、保育所では、引き続き食育計画等を策定し、栽培活動や調理活動、保護者への食育講話等の食育活動を進めます。</p> <p>また、食生活改善推進員等地域の人材との連携による食育を推進します。</p> <p>小中学校においては、栄養教諭や栄養職員、食生活改善推進員との連携により、食育に関する授業を推進するとともに、全小中学校で実施している「子どもが作る弁当の日」の推進を図</p>		保育・幼稚園課 健康増進課 教育総務課 学校教育課

事業名等	内 容	所管課
	ります。さらに、「早寝、早起き、朝ごはん」が各家庭に浸透していくよう、普及啓発を図ります。	
食生活改善推進員活動の支援充実	食生活改善推進員は、地域で食生活についての正しい知識を普及するとともに、各種食育事業のボランティアとして活動し、市全体を（3グループ（名護湾、久志、羽地・屋我地））をカバーしています。引き続き、地域での活動を推進していくために、食生活改善推進員協議会活動の支援を図るとともに、養成講座を通じて推進員の育成を進めます。	健康増進課



基本目標 3 名護市の次代を築く心豊かな人づくり

施策の方向 1 子どもの健全な心身の発達に向けた就学前教育・保育の充実（名護市幼児教育アクションプログラム）

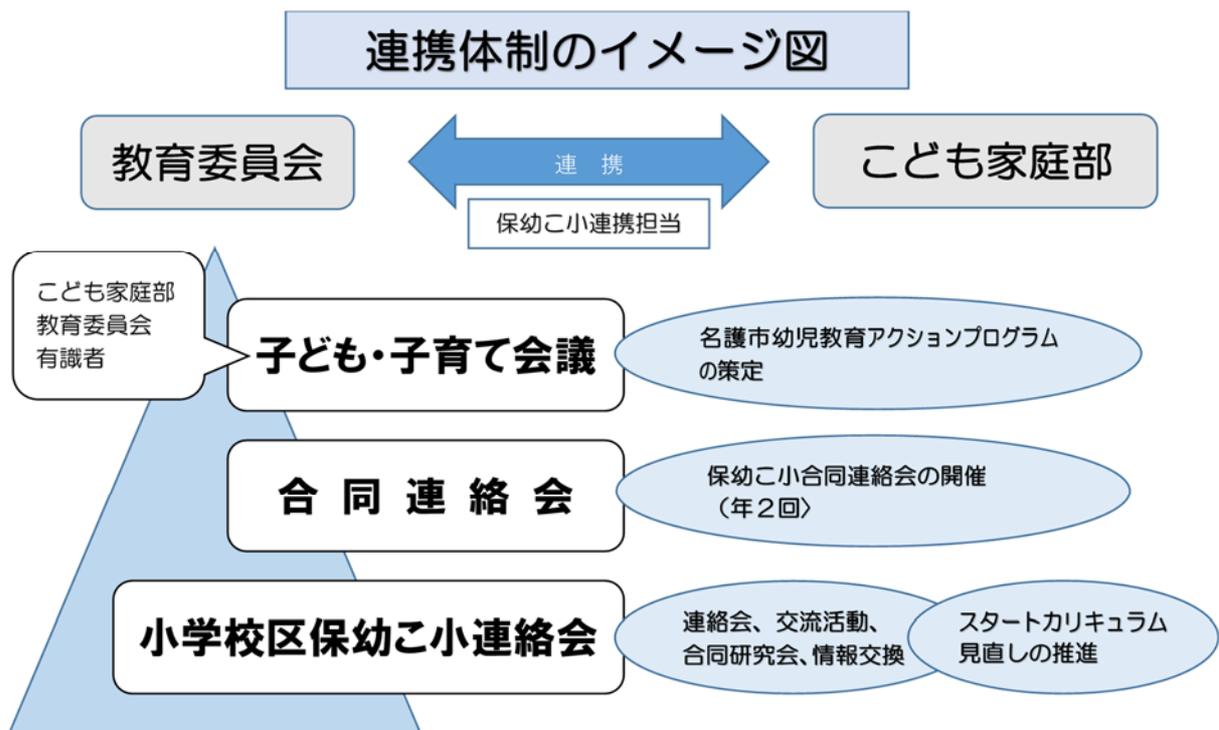
就学前の幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、幼児期の教育・保育では、遊び等を通しての総合的な指導により、生きる力の基礎を育むことが重要です。幼児期により良い教育・保育が提供されるよう、教育・保育を支える人材のさらなる質の向上の支援、保幼小の連携教育の推進、公立認定こども園の設置に向けた取り組み、就学前特別支援教育の充実等を進めます。

*保幼小とは、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校を指します。

< 具体施策 > ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容	所管課
保育者の資質能力の向上	<p>市内すべての幼児教育に携わる保育者のキャリアステージに応じた更なる資質能力の向上を図るため、保育者育成指標を策定し、周知します。</p> <p>また、公立幼稚園において、専門指導員、指導主事による保育参観及び保育研究会を行うとともに、外部講師を招へいした各種研修会を全ての就学前施設へ参加を呼びかけ開催し、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質能力の向上を図ります。</p>	保育・幼稚園課
保幼小連携教育の推進	<p>名護市保幼小合同連絡会を開催するとともに、年間計画に基づいた小学校区の保幼小合同連絡会での交流会や情報交換会、合同研究会等の実施により、全ての就学前施設と小学校との連携や円滑な接続を目指します。</p> <p>小学校においては、スタートカリキュラムを児童の実態を踏まえて見直し・編成し、幼児期において遊びを通して育まれてきたことが小学校の学習に円滑に接続されることを目指します。</p>	学校教育課、 保育・幼稚園課
市立幼保連携型認定こども園の設置等	<p>小中一貫教育校緑風学園の敷地内に、市立久志幼稚園と市立瀬嵩保育所を統合した市立幼保連携型認定こども園（令和3年度開園予定）の設置を進めます。</p> <p>幼保連携型認定こども園を設置することにより、適正な規模での教育・保育環境の確保及び就学前の一体的な教育・保育体制の整備、学びの連続性を踏まえた円滑な接続を図ります。</p> <p>また、教育・保育内容の指導助言を行う人員の配置を行い、市全体の就学前施設の教育・保育の質の向上を図ります。</p>	こども育成環境整備 PT 保育・幼稚園課

事業名等	内 容	所管課
就学前特別支援教育の充実	全ての就学前施設において保護者の要請に応じ、気になる幼児の発達障がい等の早期発見、早期支援に適切に対応できるよう、担当課に指導主事、専門指導員を配置し、訪問観察、相談、支援員等の配置による支援を進めます。特別支援教育に関する幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上を図るため、特別支援教育に関する研修会を開催するとともに、県教育センター研修の周知を図り、参加を促進します。	保育・幼稚園課



名護市保幼小連携・接続の流れ

		4月	5月 ~ 1月	2月	3月
小学校		スタートカリキュラム*の実施		スタートカリキュラムの見直し	
幼児教育施設	公立保育所 法人保育園 公立幼稚園 私立幼稚園 認定こども園 認可外保育施設	第1回保幼小合同連絡会への参加 ・連携教育の年間計画 ・教育支援の手続きについて確認 ・情報交換	・保育参観 ・小学校の授業参観 ・小学校の行事参観 ◇9月：就学に向けての教育支援に係る手続き	第2回保幼小合同連絡会への参加 ・連携活動の実践報告 ・体験入学、入学前情報交換会日程の確認 ◇2月：特別支援教育支援者の派遣要請	・次年度就学児童の申し送り ・小学校へ要録の提出
主担当部署 教育委員会 学校教育課 副担当部署 こども家庭部 保育・幼稚園課		第1回保幼小合同連絡会の開催 ・小学校区の連携教育年間計画のまとめと各施設への周知	・連携活動の参観 ・連携教育に関する研修会の開催 対象者：市内の5歳児保育を行う幼児教育施設	第2回保幼小合同連絡会の開催 ・連携教育に関する調査のまとめ公表 評価・反省 次年度の計画	

※スタートカリキュラムとは、小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した入学当初のカリキュラムのこと（生活科を中心に）

施策の方向2 子どもの豊かな心、生きる力を育む学校教育環境の充実

子ども一人ひとりがその特性に応じて豊かな心や生きる力等を習得できるよう、個々の児童生徒に応じ基礎学力の定着に向けた学習指導や個性を伸ばす教育に取り組みます。また、一人ひとりの児童生徒の理解に基づく指導に取り組み、それぞれが将来に夢と希望を抱けるよう支援を行います。さらに、学校が児童生徒にとって楽しく魅力的な場となるよう、いじめの予防に取り組むとともに、地域とともにある学校づくりを進めます。

＜具体施策＞ ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内容	所管課
総合的な学習時間の推進	<p>児童生徒が、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を通して、課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育むことを目指します。</p> <p>また、児童生徒が探究的な学習に主体的・協働的に取り組んでいけるよう、教職員の授業力向上支援に努めます。</p> <p>さらに、実社会・実生活と結びついた学習にすするため、企業との連携によるキャリア教育を推進するとともに、地域と連携した活動を増やしていくよう働きかけを行います。</p>	学校教育課
学習指導の充実	<p>教師の授業力向上に向けた研修や校内研修における指導助言を行うなど、指導方法や評価の工夫により基礎学力の定着に取り組みます。</p> <p>今後とも、市学力向上推進委員会を中心に、学校・家庭・地域の連携による学力向上に取り組みます。</p>	学校教育課
一人ひとりの児童生徒理解に基づく生徒指導と教育相談の充実	<p>教育相談員等の配置により教育相談体制・支援体制の強化を図るとともに、生徒指導支援員の配置により不登校児童生徒が登校できるよう支援を行います。</p> <p>今後とも、一人ひとりの幼児児童生徒の理解に基づく指導体制を充実するため、各関係機関や団体との連携による生徒指導の充実、並びに生徒指導支援員の未配置校の支援強化による不登校児童生徒への支援の構築を図ります。また、インターネットやスマートフォン等の普及に対応した適切な使用に関する指導に取り組み、ネットいじめ等の未然防止を進めていきます。</p>	学校教育課
あけみお学級の充実	<p>心因性の理由で学校に行けない子どもを受け入れ、自立を支援する学級</p> <p>入級を希望する児童生徒数は、横ばいの状況となっています。この間の支援スタッフの増員により登校支援や訪問支援等の充実が図られました。</p>	学校教育課

事業名等	内 容	所管課
	<p>今後とも、登校支援や訪問支援等を推進していくため、支援員等支援スタッフの配置を維持していくとともに、学習内容や進路指導等の充実を図り、学校復帰や社会参加に向けた支援を行います。</p>	
特別支援教育の充実	<p>児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための校内体制の支援を図ります。</p> <p>学校と医療、福祉等の関係機関との連携を図り、医療的ケア児等に早期から相談・支援に取り組めるよう、教育支援体制の充実を図ります。</p> <p>特別支援教育コーディネーターや校内教育支援担当者を中心とした特別支援教育を行うための体制整備を支援するため、研修等の充実に努めます。</p>	学校教育課
地域とともにある学校づくりの推進	<p>学校と地域のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」の体制を構築し、学校と地域が一体となって子どもの育ちを支援していくことができるよう、コミュニティ・スクールを推進します。そのために、全小中学校を対象に地域との連携により個別の学校運営協議会の設立を進めます。</p>	学校教育課
いじめ防止対策の推進	<p>名護市のいじめ防止基本方針の周知活動を進めるとともに、いじめの防止等のための対策「未然防止」「早期発見」「いじめに対する措置」「重大事態への対処」を総合的かつ効果的に推進していきます。</p>	学校教育課



施策の方向3 次代の親となる子どもの健全育成の推進

次代の親となる思春期の子どもたちの心身の健全な育成を図るため、思春期の性に関する問題をはじめ、喫煙・飲酒・薬物等に関する正しい知識の普及に取り組むとともに、命の尊さを学ぶことができるよう教育内容の充実を図ります。

＜具体施策＞ ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容	所管課
<p>心身の健全な育成を支援する思春期保健対策の充実 （性に関する知識の普及、思春期教室など）</p>	<p>特別活動や保健体育、道徳の授業の中で、性及び性感染症に対する理解を図るとともに、NPO法人の職員を招へいした講演会等を開催します。今後とも、性に対する正しい理解と選択を行うことができるよう、教育現場や保健所等関係機関との連携のもとに性教育を進めます。なお、本市においては若年妊娠者が減少していないことや、性に関する問題の低年齢化がみられることから、個別ケース会議での対応及び学校内外での相談対応等、全庁的な取り組みを行います。</p> <p>また、家庭科や総合的な学習の時間を活用し、保育所での体験学習等を行うことにより、幼児とふれあう中で生命の大切さや育児について学ぶ機会を確保します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>喫煙、飲酒、薬物等防止対策の充実</p>	<p>青少年を取り巻く喫煙、飲酒、薬物等の実態の把握に努め、学校においては、学校医やカウンセラーはもとより、医療機関等関係機関と連携した保健指導の充実を検討していきます。</p> <p>さらに、生徒指導連絡協議会等において重点化して取り組む等、喫煙補導件数の減少に向けた取り組みを強化します。</p> <p>また、名護市青少年育成協議会や名護地区少年補導協議会等との連携を強化し、「深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止名護市民大会」や「社会環境実態調査」などを通して、意識の啓発を図ります。</p>	<p>地域力推進課 学校教育課</p>

基本目標 4 子育てにやさしい環境づくり

施策の方向 1 快適で安心な生活空間の確保

人にやさしい道路整備や地域ぐるみで防犯体制づくりに努めるとともに、子どもや子育て世帯だけでなく、全ての人にやさしい生活環境づくりを進めます。また、市営住宅においては、引き続き住宅に困窮する世帯に対する支援を行います。

＜具体施策＞ ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内容	所管課				
道路交通環境の整備及び交通安全運動の充実	<p>道路については、安全で全ての人にやさしい空間とするために、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、歩道幅員の確保や危険箇所の段差解消などバリアフリー化を推進します。</p> <p>また、危険箇所の点検や横断歩道の補修等の要請を継続するとともに、名護警察署、名護地区交通安全協会等関係機関・団体と連携し、交通安全活動等の実施・支援に取り組みます。保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブを利用する園児たちが安全に通園及び園外を散歩することができるよう、園周辺の危険箇所等の点検を関係機関と合同で行い、安全の確保に努めます。</p> <p>加えて、「名護市通学路交通安全プログラム」を定期的に更新するとともに、当プログラムに基づき、地域や関係機関の連携体制構築を図り、校区の安全マップの作成など通学路の安全確保に向けた取り組みの推奨を図ります。</p>	総務課 都市計画課 建設土木課 保育・幼稚園課 学校教育課 子育て支援課 社会福祉課				
快適な公園・遊び場の確保	<p>現在、市内には県管理の公園を含めると 60 箇所の都市公園・都市緑地が供用開始されており、今後 2 公園の整備を予定しています。街区公園については、区による管理が行われています。</p> <p>今後は、防犯面や前面道路への安全面にも配慮しながら整備を進めるとともに、「名護市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した遊具の再整備等に取り組みます。</p> <p>さらに、自治会や子ども会等との連携を強化し、地域の方々が公園・広場への愛着を抱けるよう、地域ニーズを踏まえつつ、快適で安全な公園・遊び場の確保を推進します。</p>	都市計画課				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">策定時直近</td> <td style="text-align: center;">令和 6 年度目標</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 供用開始公園数：60 箇所 遊具更新が必要な公園数： 10 箇所（5 更新） 【令和元年度】 </td> <td style="text-align: center;"> 供用開始公園数：61 箇所 遊具更新が必要な公園数： 5 箇所（5 更新） </td> </tr> </table>	策定時直近	令和 6 年度目標	供用開始公園数：60 箇所 遊具更新が必要な公園数： 10 箇所（5 更新） 【令和元年度】	供用開始公園数：61 箇所 遊具更新が必要な公園数： 5 箇所（5 更新）	
	策定時直近	令和 6 年度目標				
供用開始公園数：60 箇所 遊具更新が必要な公園数： 10 箇所（5 更新） 【令和元年度】	供用開始公園数：61 箇所 遊具更新が必要な公園数： 5 箇所（5 更新）					

事業名等	内 容	所管課
市営住宅におけるひとり親世帯及び若年ファミリー世帯の優先入居	市営住宅では、母子世帯や父子世帯、障がい者世帯等に対し、入居の選考時に当選確率を2倍にする優遇措置を講じています。また、新規整備の際には若年ファミリー世帯向け住戸を含めた多様な世帯向け住戸（3DKタイプ）を建設しています。	建築住宅課
防犯対策の推進	<p>市域の安全・安心を確保するために、名護地区防犯協会への負担金交付をはじめ、各区への街灯設置補助金助成、区所有の街灯電気使用料の助成を実施</p> <p>今後も、名護地区防犯協会をはじめとする関係機関と連携していくとともに、地域への街灯設置及び電気使用料に対して補助継続に努めます。</p> <p>また、引き続き6:30運動を実施し、小中学校の部活動の終了時間を徹底するよう、児童生徒、保護者、指導者、地域住民へ周知していきます。</p> <p>学校、地域、警察等の関係機関と連携した安全点検や地域の情報の共有、下校時の見守りなどの取り組みを進めます。</p>	総務課 地域力推進課 学校教育課
危機管理マニュアルの点検と充実	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、学校などにおいて、火災発生時や自然災害への対応、不審者対策、救命対応等のマニュアルの整備を促進し、災害等の発生に対し適切な行動がとれるよう、関係機関や地域との連携のもと、日頃から訓練を行います。	総務課 保育・幼稚園課 学校教育課



基本目標 5 家庭生活と社会的活動の両立を応援する社会づくり

施策の方向 1 男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現

男女がともに家庭生活と社会的活動の両立した生活が送れるよう、家事・育児の分担など家庭における男女共同参画を推進し、育児と就労が両立できる職場環境づくりに取り組みます。また、安定した生活が営めるよう若年層の就労を支援します。

＜具体施策＞ ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容	所管課
男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの意識の普及 ☆	男女共同参画の推進に関し、各種講座やイベント、市民のひろばやパネル展などを活用し、男女共同参画社会の実現やワーク・ライフ・バランスの考え方を多くの市民に周知していくとともに、男女共同参画月間におけるの標語・写真募集などの取り組みから、子どもたちにも男女が平等であることを意識付けしていきます。	地域力推進課
育児休業法の普及・啓発及び働き方の見直し促進 ☆	商工会等関係機関との連携により、沖縄労働局の広報物等を用い、育児休業や介護休暇に関する法律等の周知を行っており、引き続き広報物を用いて市内事業者に対して各種法制度の普及、及び利用促進に努めます。 また、仕事と生活の調和のため、企業等に対して柔軟な働き方についての普及・啓発を図るとともに、仕事と家庭の両立支援を推進している企業等について、市民の広場等により働きやすさの紹介を行うなど、普及に努めます。	商工観光局 地域力推進課
若年層に対する就労支援の充実	特定非営利活動法人 NDA の行う各種講座や就職サポートをはじめ、中学生・高校生へのキャリア教育の実施を促進していきます。 特定非営利活動法人 NDA との連携のもと、金融・IT 等のキャリア教育支援事業を継続実施し、市内の学生・既卒・就業希望者向けのキャリアアップの講座開催、ジョブマッチングなどの就労支援を図ります。	商工観光局

基本目標 6 子どもの人権を尊重する仕組みづくり

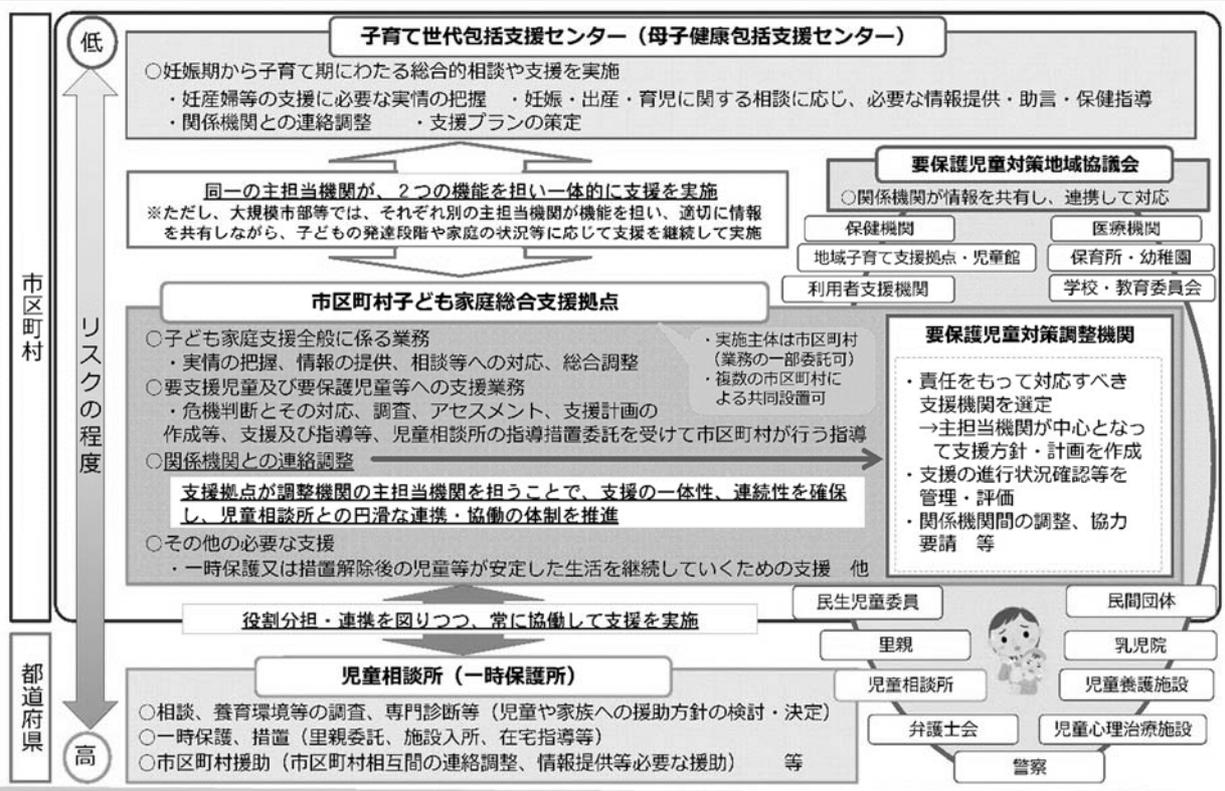
施策の方向 1 児童虐待防止対策の充実

すべての子どもの権利が守られるよう、相談機能等の強化を図り、児童虐待の未然防止や虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童を早期発見・早期対応、自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。複雑化するケースも増加していることから、名護市要保護児童対策地域協議会等において、関連機関との支援ネットワークを強化し、地域全体で虐待防止に取り組みます。

＜具体施策＞ ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内容	所管課
家庭児童相談室の相談体制の充実 ☆	家庭児童相談員により、家庭における児童養育に関する種々複雑な問題に対して、専門的な立場から相談指導を行う事業 現在、4人の家庭児童相談員（児童虐待確認員兼務）を配置し、各関連機関等と連携しながら、相談・助言・指導を行っています。 今後も、増加・多様化する相談に迅速に対応できるよう、各種講習会等への参加により、相談員や児童虐待確認員の専門的な知識と技術の向上と人員体制の強化に努めます。関係機関との連携充実とプライバシーに配慮した相談しやすい環境を整えます。	子育て支援課
要保護児童対策の充実 ☆	名護市要保護児童対策地域協議会において、地域の関係機関との連携体制の構築を図るとともに、児童虐待防止啓発活動としてシンポジウムやオレンジリボン運動を展開していきます。 保育所・幼稚園・学校関係等を訪問し児童虐待予防や発見した場合の対応法を周知していくとともに、関係機関のスキルアップを図るため、児童虐待防止啓発講演会や研修会等を企画・開催していきます。また、虐待を受けている子ども、支援の必要な家庭への迅速な対応、関係機関との連携により、解決、自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点の設置（新規）	子ども等のすべての相談に関する支援が行えるよう、子ども家庭総合支援拠点機能の整備を行います。（令和4年度開所予定）	子育て支援課

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

施策の方向 2 支援を必要としている家庭・児童への支援の充実

支援が必要なひとり親世帯や障がい児を抱える世帯、多様な文化を持つ日本語の支援が必要な子どもとその家庭が、地域一員として生活できるよう、行政や地域が一丸となった支援を図ります。

< 具体施策 > ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容		所管課
ひとり親家庭等日常生活支援事業の活用促進 ☆	母子家庭等がその親の修学や疾病等の事由により、一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に家庭生活支援員を派遣してサポートを行う事業（県が実施） 市ホームページや窓口での案内や母子寡婦会と連携を図りながら継続して事業の周知に努め、事業の活用を促進します。特に父子家庭への周知を強化していきます。		子育て支援課
	策定時直近	令和6年度目標	
	新規登録人数：16人 【平成30年度】	新規登録人数：16人	
幼児ことばの教室事業の推進 ☆	ことばの発達が気になる未就学児に対し、個人指導や集団行動、相談指導等を行い、発音の改善や成長を援助する事業で、現在1箇所で開催しています。 今後も、事業の周知を図り、ことばの発達に不安のある保護者に対する適切な援助を行うとともに、幼児の早期療育に努めます。		子育て支援課
	策定時直近	令和6年度目標	
	箇所数：1箇所 指導延べ人数：1,074人 【平成30年度】	箇所数：1箇所	
障がい児保育事業の推進 (再掲) ☆	障がい児と健常児が保育施設及び地域型保育事業所で共に生活する中で、共に育ち合い、相互の健やかな発達・成長を促し、豊かな人間性を培うことを目的とした事業 令和元年度現在、市内では18箇所で開催しています。受け入れ可能な保育施設での障がい児保育を充実させるとともに、専門家との連携・巡回による指導や指導員による訪問支援の実施により、適切な保育サービスの提供に努めます。 また、発達障がい児や気になる子ども、人との関わりが苦手な子ども等に対しては、就学前専門指導員を配置し、各園を訪問し指導・相談・助言等の支援及び保育士の加配補助を実施します。		保育・幼稚園課

事業名等	内 容	所管課
自立支援協議会（こども支援専門部会）の充実 ☆	<p>障がいのある児童への個別支援の検討・調整の場、関係機関相互の情報交換の場として、自立支援協議会（こども支援専門部会）が設置されています。また、子どもたちへの切れ目のない支援に向け、就学前児童への支援を調整する「こども就学支援連絡会」、高校3年生への進路支援を調整する「進路連絡会」を開催しています。</p> <p>今後も引き続き、庁内の各関係部署及び関連機関と連携を図りながら療育・保育・教育までの継続的な支援ができるよう協議会の充実に努めます。</p> <p>事業所連絡会の強化を図り、医療的ケアが必要な児童の支援の充実に努めます。</p>	社会福祉課
日中一時支援事業の推進 ☆	<p>保護者就労支援や一時的な休息等に資するとともに、障がい児（者）の居場所を確保するための事業</p> <p>市内では5事業所が実施しており、保護者のサポートに努めていますが、更なる利用者の増加が見込まれています。</p> <p>引き続き、保護者のサポートが行えるよう、事業の周知を図るとともに、医療的ケアの必要な児童の受け入れ等、受け入れ体制の強化を働きかけます。また、適切な居場所の提供に向け、連絡会の実施を通して事業所間の情報共有を促進し、質の高いサービスの確保に努めます。</p>	社会福祉課
障害児通所支援事業の充実 ☆	<p>障がいや発達に支援を要する幼児児童生徒に対し、障がい児通所支援事務所への通所により、日常生活における基本的な動作など、発達に必要な療育支援を行う事業</p> <p>全ての利用者に対してサービス等利用計画の策定が義務付けられたため、個々の発達に必要な療育支援を行えるようになってきました。</p> <p>今後も適切なサービス利用・質の高いサービス提供となるよう、事業の拡充や事業内容の周知に努めます。</p>	社会福祉課
児童短期入所事業の充実 ☆	<p>保護者の疾病その他の理由により、家庭において介護を受けることが一時的に困難となった障がい児を施設に短期間入所させ、必要な支援を行う事業</p> <p>個々のニーズに対応し、日数や期間などを柔軟に定めており、有効活用され、保護者の安心感につながっています。今後も関係機関と連携を図りながら事業の充実・事業内容の普及に努めます。</p>	社会福祉課

事業名等	内 容	所管課
児童居宅介護事業の充実 ☆	<p>障がい児であって日常生活を営むのに支障があるものに対して、家庭において行われる入浴、排泄、食事等の介護を行う事業</p> <p>保護者の負担軽減目的での利用等、ニーズが多様化してきていることから、個々に合ったサービスの利用支援に努めています。</p> <p>今後も個々のニーズに対応できるよう、障害児計画相談事業所をはじめ、関係機関と連携を図るとともに、事業の充実を推進します。</p>	社会福祉課
児童発達支援センターの設置・推進	<p>児童発達支援センターは障がいのある児童を受け入れ（通所）、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得、集団生活への適応のための訓練及び療育相談などを複合的に行う施設</p> <p>市内事業所と児童発達支援センター指定に向けた協議の場を設けるなど、センターの新規設置の推進を図ります。</p>	社会福祉課
医療的ケア児支援のための協議の場の設置（新規） ☆	<p>医療的ケアが必要な児等の受け入れ先が不足しており、個々の状態に応じた切れ目のない支援が行えるよう、関係機関が協議・連携する場として、自立支援協議会（こども支援専門部会）を活用し支援の充実を図ります。</p>	社会福祉課
日本語の支援が必要な子どもへの支援★ （新規）	<p>日本語の支援が必要な子どもたちが名護市の教育環境に適應できるよう日本語指導等の協力者を確保するなど、支援の充実を図ります。</p>	学校教育課
子どもの貧困対策の推進 （新規）	<p>地域や学校等に出向いて子どもの貧困の現状を把握し、関係機関との情報共有や、子どもを支援につなげるための調整を行い、また、新たな子どもの居場所づくりの支援等を行います。</p> <p>生活困窮者（生活保護受給世帯の子どもを含む）、就学援助制度の対象者（生活保護受給世帯の子どもを含む）に対して、学習支援を名桜大学と連携を図り、子どもの基礎学力の向上、生活指導に向けた支援を行います。また、地域のボランティア等を活用しながら食事をとる子ども食堂の活動を支援し、子どもたちの健やかな成長に向けた取り組みを進めます。</p> <p>経済的な理由により就学が困難な世帯に対して、負担を軽減するために学校教育に係わる学用品費・給食費・修学旅行費など、費用の一部の援助を行います。</p> <p>母子及び父子家庭等医療費助成、又は児童扶養手当該当者に対して学童利用料の助成を行います。</p>	生活支援課 学校教育課 子育て支援課



第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

(第2期)

第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画（第2期）

1 教育・保育提供区域の設定

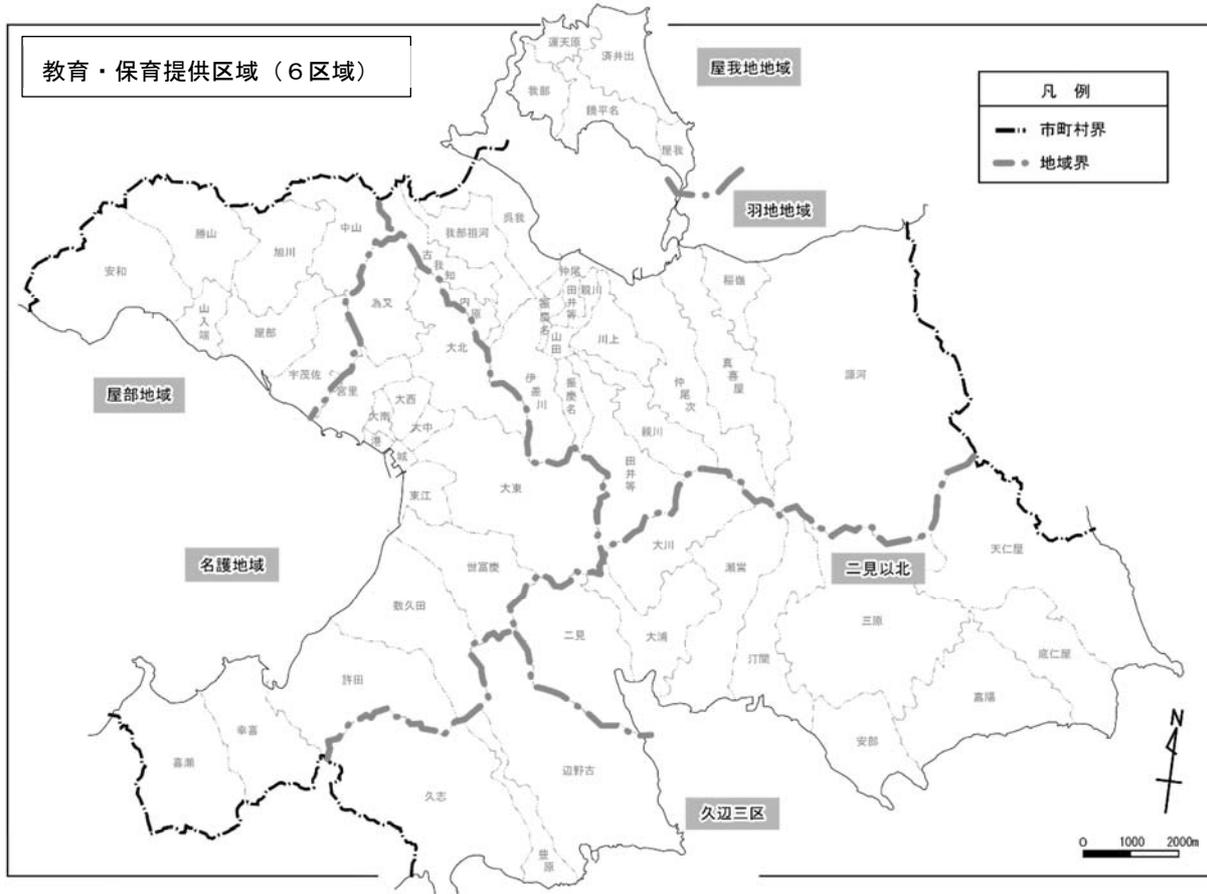
(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。そして、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが求められています。

(2) 名護市における教育・保育の提供区域の考え方

『幼児期の学校教育・保育』に係る事業量の検討に当たっては、本市の歴史的な結びつきを考えた5地域をもとに、必要に応じ中学校区の範囲での区分を行うものとし、以下の6区域を基本に「教育・保育提供区域」を設定します。

なお、『地域子ども・子育て支援事業』に係る事業量の検討に当たっては、13事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業については上記の「教育・保育提供区域」(6区域)、それ以外の事業については市全体を1つの区域としていくものとします。



2 子ども・子育て支援事業計画において定める事業

子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画において「量の見込み」とそれに対する提供体制の確保等について定めることとなっている事業は以下のとおりです。

事業名	事業内容
幼児期の学校教育・保育（施設型・地域型保育給付）	
①教育・保育施設 ※認定こども園・幼稚園・保育所	認定こども園・幼稚園・保育所が該当。 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなる。 ・1号認定子ども：3～5歳、学校教育のみ ・2号認定子ども：3～5歳、保育の必要性あり ・3号認定子ども：0～2歳、保育の必要性あり
②地域型保育事業 ※小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育	小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育が該当。 上記と同様、保育の必要性を認定した上で給付。 ※3号認定子どもを主とし、定員規模が20人未満の小規模な保育事業。特例給付による利用形態として1号・2号認定子どもにも対応することが想定されている。
地域子ども・子育て支援事業	
①時間外保育事業 （延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間外以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
②放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が仕事等により昼間自宅にいない児童に対し、授業の終了後に児童館や学校の余裕教室等を利用して適切な遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図る事業。
③子育て短期支援事業	
短期入所生活援助事業 ショートステイ事業	保護者の疾病や仕事、育児疲れなどのため、家庭での子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で子どもを預かり、療育・保護を行う事業。（原則として7日以内）
夜間養護等事業 トワイライトステイ事業	保護者の仕事などのため、夜間等家庭での養育が一時的に困難な場合等の緊急の場合に、児童養護施設等で児童を預かる事業。（宿泊可）
④地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施。（交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、親育ち・子育て支援に関する講習等）
⑤一時預かり事業	地域子ども・子育て支援事業においては、保育所等における「一時預かり事業」と、幼稚園等における「預かり保育」について一時預かりとして扱っている。 ※一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。 ※幼稚園等での預かり保育：在園児を対象に、通常の降園時間以上、園児を預かる事業。

事業名	事業内容
⑥病児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。
⑦子育て援助活動支援事業 ※ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。 ※相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など。 ※平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を付加。 ※平成28年度6月からひとり親利用料助成事業開始（付加）
⑧利用者支援事業	子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。 教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等も行う。
⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
⑩養育支援訪問事業、その他事業	
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待を防止するため、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための以下の取り組みに対する支援の実施。 ※調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取り組み（児童福祉司任用資格取得のための研修受講、学識経験者による研修会開催等） ※ネットワーク関係機関の連携強化（ケース記録・進行管理台帳の電子化等）
⑪妊婦健康診査	妊婦の状態を的確に把握し安心して出産を迎えられるよう、全妊婦に対し公費負担で妊婦健診（14回分）を行う事業。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の考え方

(1) 認定区分について

「幼児期の教育・保育」の利用に当たっては、利用者の「認定区分」に応じて利用することとなります。利用者の「認定区分」は、子どもの年齢と保育の必要性の事由により次の3区分となります。

【認定区分と提供する施設】

《認定区分》		《提供する施設》
1号認定こども	3～5歳：学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定こども	3～5歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園
3号認定こども	0～2歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

(2) 家庭類型について

幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分に、それぞれどれだけの家庭が該当するのか想定する必要があります。

そのため、アンケート調査結果をもとに、子どもの父母の有無や就労状況、今後の就労形態・就労時間の転換希望、現在利用している教育・保育施設、今後利用したい教育・保育施設より、以下の8種類の類型化を行います。なお、類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」をベースに、今後の就労形態・就労時間の転換希望を踏まえ、「潜在的な家庭類型」を算出しています。

- A. ひとり親家庭
- B. フルタイム共働き
- C. フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- C´. フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- D. 専業主婦（夫）家庭
- E. パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- E´. パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- F. 無業×無業

STEP 1：現在の家庭類型の抽出

アンケートより、以下の条件で家庭類型（現在）を振り分ける。

- ・配偶者の有無
- ・父親及び母親の就労状況
- ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望
(学校教育のみ希望者の抽出)

STEP 2：潜在的な家庭類型の抽出

アンケートより、以下の条件で家庭類型（現在）を振り分ける。

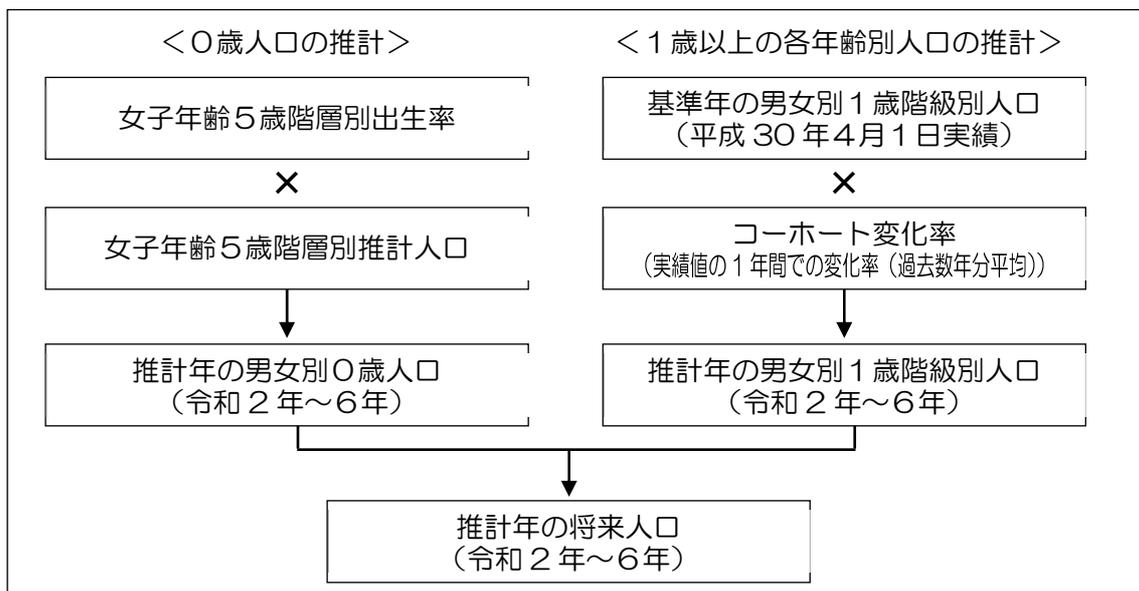
- ・母親の将来の就労希望
- ・母親が将来希望する就労形態
- ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望
(学校教育のみ希望者の抽出)

(3) 人口推計について

子ども・子育て支援事業等の量の見込みの算出に当たっては、アンケート結果を「認定区分」や「家庭類型」で振り分けた上で、将来人口推計を反映させていくことになります。

人口推計については、各歳別・各年別に推計することができるよう、コーホート変化率法で実施しています。人口推計は、住民基本台帳の実績人口データに基づいた1歳ごとの推計を行います。第2期子ども・子育て支援事業計画の目標年である令和6年を含む令和7年までの人口を推計します。

- ◆コーホート変化率法について：「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。平成28年4月2日～29年4月1日生まれのコーホートは、平成31年4月1日時点で満2歳となり、令和4年度の小学1年生となる人々の集団である。コーホートごとの人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する。（厚生労働省HP参考）



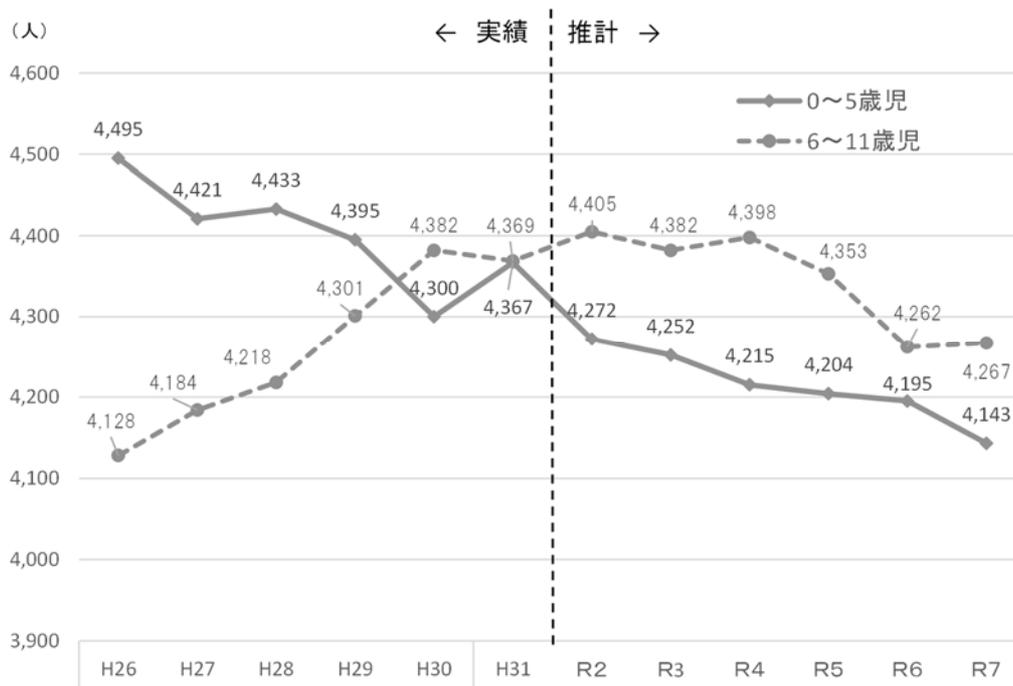
■計画期間内における児童数推計結果

計画目標年度の令和6年度を含む7年度までの人口推計結果は以下の通りです。

計画期間

市全体	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	716	688	679	671	664	657	649
1歳児	707	720	707	698	690	683	676
2歳児	713	690	725	712	703	695	688
3歳児	731	706	697	732	719	710	702
4歳児	735	743	710	701	736	723	714
5歳児	765	725	734	701	692	727	714
6歳児（小1）	725	741	720	729	696	687	722
7歳児（小2）	773	718	742	721	730	697	688
8歳児（小3）	740	772	711	735	714	723	690
9歳児（小4）	710	733	770	709	733	712	721
10歳児（小5）	728	706	734	771	710	734	713
11歳児（小6）	693	735	705	733	770	709	733
0～11歳児計	8,736	8,677	8,634	8,613	8,557	8,457	8,410
0～5歳児計	4,367	4,272	4,252	4,215	4,204	4,195	4,143
6～11歳児計	4,369	4,405	4,382	4,398	4,353	4,262	4,267

図 0～5歳児、6～11歳児の人口推移（将来推計含む）



各区域の推計結果

名護地区	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	410	393	388	383	380	376	373
1歳児	398	409	401	396	391	388	384
2歳児	424	395	420	412	407	402	399
3歳児	422	412	394	420	412	407	402
4歳児	406	435	416	397	423	414	409
5歳児	447	404	433	414	396	420	412
6歳児（小1）	424	437	402	431	411	394	419
7歳児（小2）	466	419	435	399	427	409	392
8歳児（小3）	436	470	416	431	397	424	407
9歳児（小4）	423	433	469	414	429	396	423
10歳児（小5）	450	422	431	465	411	427	392
11歳児（小6）	439	452	424	434	468	415	430
0～11歳児計	5,145	5,081	5,029	4,996	4,952	4,872	4,842
0～5歳児計	2,507	2,448	2,452	2,422	2,409	2,407	2,379
6～11歳児計	2,638	2,633	2,577	2,574	2,543	2,465	2,463

屋部地区	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	182	173	171	168	167	165	163
1歳児	189	183	179	177	175	173	171
2歳児	159	179	175	171	169	167	165
3歳児	178	161	186	181	178	176	173
4歳児	190	174	160	185	180	177	175
5歳児	172	176	168	153	179	175	171
6歳児（小1）	156	157	172	164	150	176	171
7歳児（小2）	147	152	158	173	166	151	177
8歳児（小3）	163	145	147	152	166	160	145
9歳児（小4）	140	152	140	143	148	162	155
10歳児（小5）	137	134	150	138	141	147	160
11歳児（小6）	124	134	131	147	136	138	144
0～11歳児計	1,937	1,920	1,937	1,952	1,955	1,967	1,970
0～5歳児計	1,070	1,046	1,039	1,035	1,048	1,033	1,018
6～11歳児計	867	874	898	917	907	934	952

羽地地区	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	92	87	85	85	83	83	81
1歳児	83	91	90	88	87	86	86
2歳児	94	78	92	91	89	88	87
3歳児	99	96	78	92	90	88	88
4歳児	98	94	93	76	89	88	86
5歳児	100	96	93	93	75	89	88
6歳児（小1）	100	93	93	90	90	72	86
7歳児（小2）	106	98	93	94	91	90	72
8歳児（小3）	90	100	98	93	94	91	90
9歳児（小4）	100	93	104	102	97	97	95
10歳児（小5）	96	99	95	107	105	100	101
11歳児（小6）	85	100	102	96	108	106	101
0～11歳児計	1,143	1,125	1,116	1,107	1,098	1,078	1,061
0～5歳児計	566	542	531	525	513	522	516
6～11歳児計	577	583	585	582	585	556	545

屋我地地区	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	7	7	7	7	7	7	6
1歳児	7	8	8	8	8	8	8
2歳児	7	7	8	8	8	8	8
3歳児	4	7	7	8	8	8	8
4歳児	10	7	10	9	11	11	11
5歳児	7	15	7	10	9	11	11
6歳児（小1）	10	9	15	7	10	9	11
7歳児（小2）	9	10	9	15	7	10	9
8歳児（小3）	8	9	10	9	15	7	10
9歳児（小4）	11	8	9	10	9	15	7
10歳児（小5）	8	12	10	11	11	10	18
11歳児（小6）	6	12	12	10	11	11	10
0～11歳児計	94	111	112	112	114	115	117
0～5歳児計	42	51	47	50	51	53	52
6～11歳児計	52	60	65	62	63	62	65

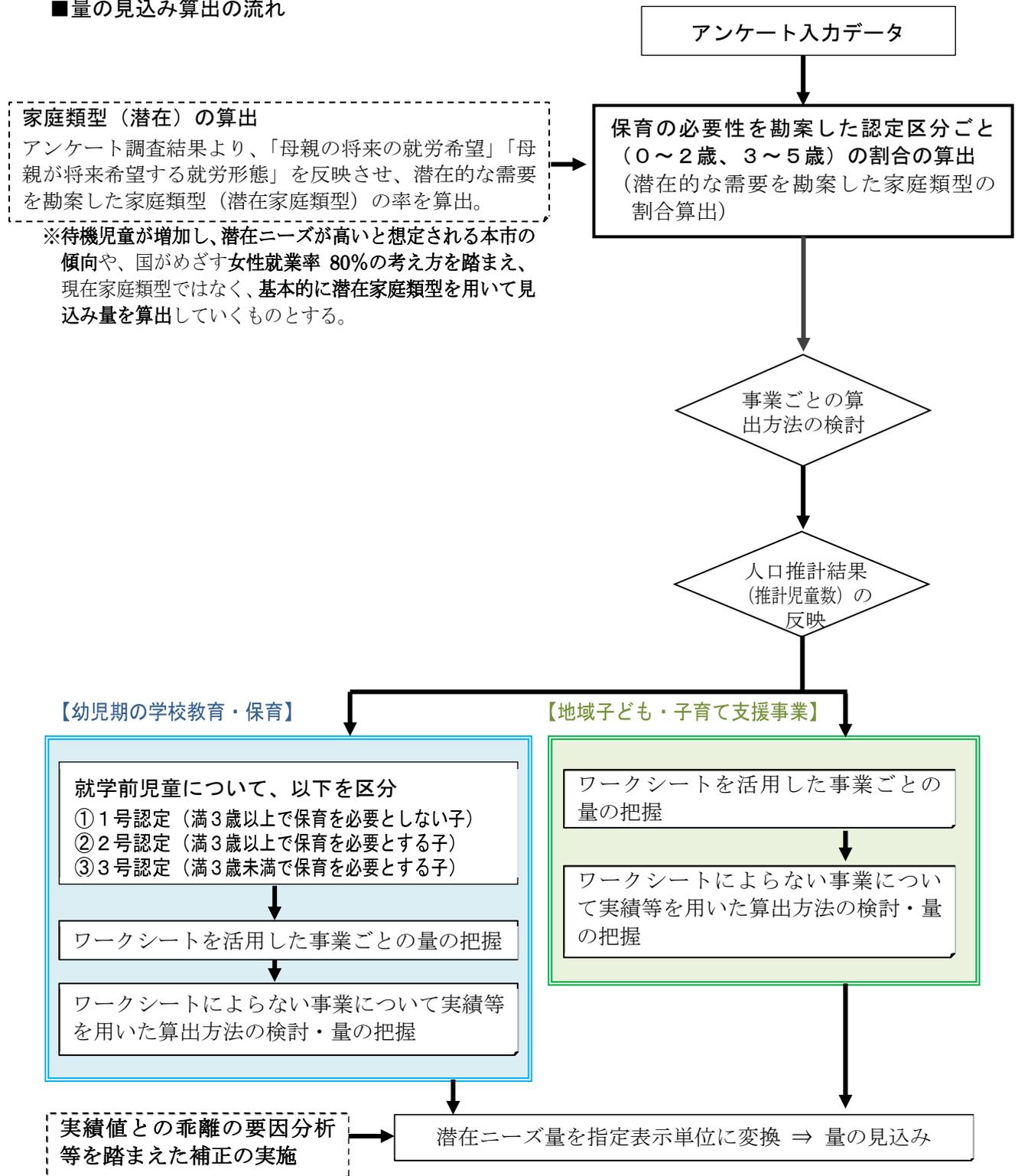
久辺三区地区	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	17	18	18	18	17	17	17
1歳児	20	19	19	19	19	18	18
2歳児	17	22	20	20	20	20	19
3歳児	19	18	23	21	21	21	21
4歳児	24	22	19	25	23	23	23
5歳児	27	27	22	19	24	22	22
6歳児（小1）	19	31	30	24	21	26	24
7歳児（小2）	28	23	33	32	26	23	28
8歳児（小3）	31	33	26	37	35	30	26
9歳児（小4）	20	35	33	26	37	35	30
10歳児（小5）	27	21	34	32	25	35	34
11歳児（小6）	27	27	22	35	33	26	36
0～11歳児計	276	296	299	308	301	296	298
0～5歳児計	124	126	121	122	124	121	120
6～11歳児計	152	170	178	186	177	175	178

二見以北地区	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	8	10	10	10	10	9	9
1歳児	10	10	10	10	10	10	9
2歳児	12	9	10	10	10	10	10
3歳児	9	12	9	10	10	10	10
4歳児	7	11	12	9	10	10	10
5歳児	12	7	11	12	9	10	10
6歳児（小1）	16	14	8	13	14	10	11
7歳児（小2）	17	16	14	8	13	14	10
8歳児（小3）	12	15	14	13	7	11	12
9歳児（小4）	16	12	15	14	13	7	11
10歳児（小5）	10	18	14	18	17	15	8
11歳児（小6）	12	10	14	11	14	13	12
0～11歳児計	141	144	141	138	137	129	122
0～5歳児計	58	59	62	61	59	59	58
6～11歳児計	83	85	79	77	78	70	64

(4) 事業ごとの量の見込みの算出について

量の見込みを算出する項目（事業）ごとに、アンケート結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることでニーズ量を算出しています。

■量の見込み算出の流れ



4 幼児期の教育・保育の事業計画

(1) 検討の前提として

教育・保育事業の確保に当たっては、その前提として、子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を念頭におきつつ、地域の実情に応じて計画内容を検討し、位置づけていくものとします。

(2) 確保方策検討の視点

①待機児童の解消に向けた取り組みの検討

名護市においては、待機児童の解消に向け、第1期名護市子ども・子育て支援事業計画期間において入所定員増等を進めてきました。しかしながら、全国的な保育士不足や幼児教育・保育の利用料の無償化、保護者の就労状況などから、本市の保育ニーズも高いことが予測されます。量の見込みでは、第1期計画同様に3号認定の子どもの保育ニーズが高く、その受け皿の確保が求められます。

今後の保育需要への対応としては、待機児童の多い0～2歳児までの認可保育所等の「特定保育施設」での受け皿確保を中心としながら、保育の質の担保にも留意しつつ、小規模保育事業所の整備に取り組み、保育ニーズの増減に対して柔軟に対応していく必要があります。

加えて、待機児童の解消に向けた確保方策を検討する上でも大きな課題となっている保育人材の確保については、国、県の行う確保方策等と連携しつつ、保育士等の確保・育成や、その活用に向けた条件整備等に取り組む必要があります。

②就学前施設の充実による確保方策

平成30年度に施行された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、これらの施設すべてが『幼児教育機関』として位置付け、幼児教育の目的等を明確にし、共通化が図られました。名護市の子どもたちが、どの施設でも質の高い教育・保育が受けられるよう、施設の役割や機能の充実、施設間の連携を促進していきます。

保育所については、年齢や発達に応じた養護や教育、職員のさらなる質の向上や確保に努めます。幼稚園では、午後の預かり保育への対応や複数年保育について取り組みを進め幼稚園教育の充実に努めてきました。共働き家庭やひとり親家庭の増加等に伴い保育を必要とする児童が増加しており、公立幼稚園での預かり保育、複数年保育の拡充について引き続き検討が必要となっています。

認定こども園は、就学前施設の認定こども園への移行、公立の認定こども園を設置し、多様な保育ニーズへ対応していく必要があります。

(3) 確保方策の基本的な考え方

令和2年度において待機児童解消を目標としているため、受け皿の確保については、地域型保育事業所の新設及び保育士等の確保による既存施設の受け入れ児童の拡充等を中心に検討を行っていくものとします。

以下に、施設区分ごとの確保方策の考え方を示します。

<施設ごとの確保方策の考え方>

1) 特定教育・保育施設

①認可保育所

ア：公立保育所

- ・市立瀬嵩保育所については、市立久志幼稚園と統合し、市立幼保連携型認定こども園の設置を行います。令和3年度、小中一貫教育校緑風学園の敷地内にて開園を目指します。

イ：私立保育所

- ・保育士不足により定員までの受け入れができていないことなどが主な待機の要因となっていることから、私立保育所での保育士確保に向けた対策を行います。
- ・保育士の確保については、潜在保育士を掘り起こすなど、私立保育所への就職を支援する名護市独自の事業を進めます。また、保育士養成施設や養成講座を実施している関係組織との連携を図ります。
- ・今後、待機児童数の状況や保護者の保育ニーズ等をみながら私立保育所の創設・増改築等についても検討を行います。

②幼稚園

ア：公立幼稚園

- ・市立幼稚園は13箇所（令和元年5月1日現在、4園が休園）となっており、そのうち久志幼稚園については、市立瀬嵩保育所と統合し、市立幼保連携型認定こども園として令和3年度の開園を目指し取り組みを進めます。
- ・「名護市立幼稚園今後の在り方についての方針」に基づき、ニーズの推移を見極めながら、3歳児保育、預かり保育の充実などを検討し、確保方策として見込むものとします。

イ：私立幼稚園

- ・私立幼稚園1園は現状の私学助成を継続することを想定しておくものとします。（確保方策上、私学助成を継続する幼稚園に計上）新制度に移行する意向が示された場合は柔軟に対応するものとします。

③認定こども園

- ・令和3年度をめぐり、市立久志幼稚園と市立瀬嵩保育所を統合し、市立幼保連携型認定こども園へと移行させ、小中一貫教育校緑風学園の敷地内にて開園を目指します。
- ・なお、地域型保育事業の卒園後の受け皿を担うため、連携施設としての設定についても必要に応じて検討していくものとします。

○市立幼保連携型認定こども園への移行（1箇所）※園の定員を88名と設定

- ・1号認定分：3名
- ・2号認定分：48名
- ・3号認定分：37名（0歳：9名、1・2歳：28名）

2) 私学助成を継続する幼稚園（私立幼稚園）

- ・前述したように、市内1箇所の私立幼稚園については、現段階において移行までは現状の私学助成を継続することとしています。

3) 地域型保育事業

①小規模保育事業

- ・令和2年度内に、3園（各園19人）の確保を見込むものとします。合計で57名分の確保となり、予想されている待機児童に対応していきます。
- ・3歳からの受入先となる連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の確保に向けた支援を行います。

○小規模保育事業所（3箇所）を確保。各園19名として設定。（計57名）

- ・3号認定分：0歳18名（6名×3園）、1・2歳39名（13名×3園）

②家庭的保育事業

- ・計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ、今後確保方策として検討していくものとします。

③居宅訪問型保育事業

- ・計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ、今後確保方策として検討していくものとします。

④事業所内保育事業

- ・計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ、今後確保方策として検討していくものとします。

4) 認可外保育施設など

①認可外保育施設

- ・沖縄県の指導監督基準を満たすよう、連携・指導を行います。

②企業主導型保育事業所（平成 28 年度～）

- ・平成 28 年に政府が創設した企業への助成制度（仕事・子育て両立支援）で、多様な働き方に対応した保育サービス拡大を行うことで待機児童解消をはかり、仕事と子育てとの両立支援を目的としています。企業が従業員の子どもを預かるために設置した保育施設です（認可外保育施設に分類されるものの、都道府県に届け出をし、条件を満たしていれば助成を受け取れる仕組みとなっています）。
- ・国の基本指針にも、市の利用者支援とした場合には提供体制の確保に含めて差し支えないことが示されており、従業員だけでなく地域住民の子どもも受け入れることができることから、設置者との調整を図り地域枠を活用していくものとします。

○地域枠を確保。（計 10 名）

- ・ 3号認定分：0歳4名、1・2歳6名

（4）確保方策のまとめ

確保方策を検討した結果、第1期計画に基づき就学前の各種施設の整備、認定こども園への移行等により、提供体制の確保に努めてきましたが、保護者の就学前の保育ニーズは高く、特に3号認定の保育ニーズに対し確保方策が不足しています。令和2年度に待機児童の解消を図るため、小規模保育事業所を新たに3園創設します。さらに、保育士不足により定員までの受け入れができていないことが主な待機の要因となっている、保育士確保に向けた対策を行います。また、企業主導型保育事業所の地域枠を活用し、3号認定の低年齢児の受け皿確保に努めます。今後、待機児童数の状況、保育ニーズ等をみながら私立保育所の創設・増改築等についても検討を行います。

今後は、待機児童の解消に加え、教育・保育人材の確保とともに専門知識や技術の向上を図り、教育・保育の質をさらに高める取り組みを展開していくものとします。

■教育・保育の量の見込みと確保方策(市全体)

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

市全体	令和2年度(推計児童数: 4,272 人のうち)					令和3年度(推計児童数: 4,252 人のうち)					令和4年度(推計児童数: 4,215 人のうち)					令和5年度(推計児童数: 4,204 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 4,195 人のうち)					
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)																						
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	200人	1,879人		1,689人		200人	1,878人		1,702人		201人	1,877人		1,678人		199人	1,861人		1,658人		200人	1,882人		1,640人		
		281	1,598	1,243	446		280	1,598	1,262	440		279	1,598	1,243	435		277	1,584	1,228	430		279	1,603	1,214	426	
②確保の内容	696人	1,966人		1,708人		669人	1,978人		1,721人		654人	1,978人		1,721人		654人	1,978人		1,721人		654人	1,978人		1,721人		
		185	1,781	1,262	446		185	1,793	1,272	449		185	1,793	1,272	449		185	1,793	1,272	449		185	1,793	1,272	449	
特定 教育・ 保育 施設			1,369	977	344		1,333	959	338		1,333	959	338		1,333	959	338		1,333	959	338		1,333	959	338	
保育所																										
幼稚園	480	90				450	90				450	90				450	90				450	90				
認定こども園	61	60	412	190	59	64	60	460	218	68	64	60	460	218	68	64	60	460	218	68	64	60	460	218	68	
確認を受けない幼稚園	140	35				140	35				140	35				140	35				140	35				
地域型保育(小規模)				89	39				89	39				89	39				89	39					89	39
企業主導型保育				6	4				6	4				6	4				6	4					6	4
②-①	481	▲96	183	19	0	454	▲95	195	10	9	453	▲94	195	29	14	455	▲92	209	44	19	454	▲94	190	58	23	
令和2年度の量の見込み(①)の合計: 3,768人					令和3年度の量の見込み(①)の合計: 3,780人					令和4年度の量の見込み(①)の合計: 3,756人					令和5年度の量の見込み(①)の合計: 3,718人					令和6年度の量の見込み(①)の合計: 3,722人						
令和2年度の確保内容(②)の合計: 4,370人					令和3年度の確保内容(②)の合計: 4,368人					令和4年度の確保内容(②)の合計: 4,353人					令和5年度の確保内容(②)の合計: 4,353人					令和6年度の確保内容(②)の合計: 4,353人						

■教育・保育の量の見込みと確保方策(名護地区)

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

名護地区	令和2年度(推計児童数: 2,448 人のうち)					令和3年度(推計児童数: 2,452 人のうち)					令和4年度(推計児童数: 2,422 人のうち)					令和5年度(推計児童数: 2,409 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 2,407 人のうち)					
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)																						
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	115人	1,082人		964人		116人	1,090人		975人		117人	1,096人		962人		115人	1,073人		951人		116人	1,091人		939人		
		161	921	709	255		162	928	723	252		163	933	713	249		160	913	705	246		162	929	696	243	
②確保の内容	466人	1,091人		996人		466人	1,091人		996人																	
		150	941	740	256		150	941	740	256		150	941	740	256		150	941	740	256		150	941	740	256	
特定 教育・ 保育 施設			595	519	183		595	519	183		595	519	183		595	519	183		595	519	183		595	519	183	
保育所																										
幼稚園	270	60				270	60				270	60				270	60				270	60				
認定こども園	56	55	346	154	41	56	55	346	154	41	56	55	346	154	41	56	55	346	154	41	56	55	346	154	41	
確認を受けない幼稚園	140	35				140	35				140	35				140	35				140	35				
地域型保育(小規模)				64	30				64	30				64	30				64	30					64	30
企業主導型保育				3	2				3	2				3	2				3	2					3	2
②-①	351	▲11	20	31	1	350	▲12	13	17	4	349	▲13	8	27	7	351	▲10	28	35	10	350	▲12	12	44	13	
令和2年度の量の見込み(①)の合計: 2,161人					令和3年度の量の見込み(①)の合計: 2,181人					令和4年度の量の見込み(①)の合計: 2,175人					令和5年度の量の見込み(①)の合計: 2,139人					令和6年度の量の見込み(①)の合計: 2,146人						
令和2年度の確保内容(②)の合計: 2,553人					令和3年度の確保内容(②)の合計: 2,553人					令和4年度の確保内容(②)の合計: 2,553人					令和5年度の確保内容(②)の合計: 2,553人					令和6年度の確保内容(②)の合計: 2,553人						

■教育・保育の量の見込みと確保方策(屋部地区)

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

屋部地区	令和2年度 (推計児童数: 1,046 人のうち)					令和3年度 (推計児童数: 1,039 人のうち)					令和4年度 (推計児童数: 1,035 人のうち)					令和5年度 (推計児童数: 1,048 人のうち)					令和6年度 (推計児童数: 1,033 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)																					
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	47人	441人	431人			49人	456人	422人			47人	439人	417人			49人	459人	411人			48人	453人	407人		
		66	375	319	112		68	388	312	110		65	374	308	109		68	391	303	108		67	386	300	107
②確保の内容	95人	585人	419人			95人	585人	419人																	
		35	550	309	110		35	550	309	110		35	550	309	110		35	550	309	110		35	550	309	110
特定 教育・ 保育 施設																									
保育所			484	248	83			484	248	83			484	248	83			484	248	83			484	248	83
幼稚園	90	30				90	30				90	30				90	30				90	30			
認定こども園	5	5	66	36	18	5	5	66	36	18	5	5	66	36	18	5	5	66	36	18	5	5	66	36	18
確認を受けない幼稚園	0	0				0	0				0	0				0	0				0	0			
地域型保育(小規模)				25	9				25	9				25	9				25	9				25	9
企業主導型保育				0	0				0	0				0	0				0	0				0	0
②-①	48	▲31	175	▲10	▲2	46	▲33	162	▲3	0	48	▲30	176	1	1	46	▲33	159	6	2	47	▲32	164	9	3
令和2年度の量の見込み(①)の合計: 919 人					令和3年度の量の見込み(①)の合計: 927 人					令和4年度の量の見込み(①)の合計: 903 人					令和5年度の量の見込み(①)の合計: 919 人					令和6年度の量の見込み(①)の合計: 908 人					
令和2年度の確保内容(②)の合計: 1,099 人					令和3年度の確保内容(②)の合計: 1,099 人					令和4年度の確保内容(②)の合計: 1,099 人					令和5年度の確保内容(②)の合計: 1,099 人					令和6年度の確保内容(②)の合計: 1,099 人					

■教育・保育の量の見込みと確保方策(羽地地区)

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

羽地地区	令和2年度 (推計児童数: 542 人のうち)					令和3年度 (推計児童数: 531 人のうち)					令和4年度 (推計児童数: 525 人のうち)					令和5年度 (推計児童数: 513 人のうち)					令和6年度 (推計児童数: 522 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)																					
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	26人	247人	205人			24人	229人	216人			26人	240人	212人			24人	224人	208人			25人	234人	207人		
		37	210	149	56		34	195	161	55		36	204	157	55		33	191	155	53		35	199	154	53
②確保の内容	60人	173人	196人			60人	173人	196人																	
		0	173	142	54		0	173	142	54		0	173	142	54		0	173	142	54		0	173	142	54
特定 教育・ 保育 施設																									
保育所			173	142	54			173	142	54			173	142	54			173	142	54			173	142	54
幼稚園	60	0				60	0				60	0				60	0				60	0			
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0				0	0				0	0				0	0				0	0			
地域型保育(小規模)				0	0				0	0				0	0				0	0				0	0
企業主導型保育				0	0				0	0				0	0				0	0				0	0
②-①	34	▲37	▲37	▲7	▲2	36	▲34	▲22	▲19	▲1	34	▲36	▲31	▲15	▲1	36	▲33	▲18	▲13	1	35	▲35	▲26	▲12	1
令和2年度の量の見込み(①)の合計: 478 人					令和3年度の量の見込み(①)の合計: 469 人					令和4年度の量の見込み(①)の合計: 478 人					令和5年度の量の見込み(①)の合計: 456 人					令和6年度の量の見込み(①)の合計: 466 人					
令和2年度の確保内容(②)の合計: 429 人					令和3年度の確保内容(②)の合計: 429 人					令和4年度の確保内容(②)の合計: 429 人					令和5年度の確保内容(②)の合計: 429 人					令和6年度の確保内容(②)の合計: 429 人					

■教育・保育の量の見込みと確保方策(屋我地地区)

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

屋我地地区	令和2年度 (推計児童数: 51 人のうち)					令和3年度 (推計児童数: 47 人のうち)					令和4年度 (推計児童数: 50 人のうち)					令和5年度 (推計児童数: 51 人のうち)					令和6年度 (推計児童数: 53 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)																					
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	3人	25人		18人		2人	18人		19人		2人	21人		19人		2人	21人		19人		2人	22人		19人	
②確保の内容	0人	32人		18人		0人	32人		18人																
特定 教育・ 保育 施設			32	12	6			32	12	6			32	12	6			32	12	6			32	12	6
保育所			32	12	6			32	12	6			32	12	6			32	12	6			32	12	6
幼稚園	0	0				0	0				0	0				0	0				0	0			
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0				0	0				0	0				0	0				0	0			
地域型保育(小規模)				0	0				0	0				0	0				0	0				0	0
企業主導型保育				0	0				0	0				0	0				0	0				0	0
②-①	▲3	▲4	11	▲1	1	▲2	▲3	17	▲2	1	▲2	▲3	14	▲2	1	▲2	▲3	14	▲2	1	▲2	▲3	13	▲2	1
令和2年度の量の見込み(①)の合計: 46人					令和3年度の量の見込み(①)の合計: 39人					令和4年度の量の見込み(①)の合計: 42人					令和5年度の量の見込み(①)の合計: 42人					令和6年度の量の見込み(①)の合計: 43人					
令和2年度の確保内容(②)の合計: 50人					令和3年度の確保内容(②)の合計: 50人					令和4年度の確保内容(②)の合計: 50人					令和5年度の確保内容(②)の合計: 50人					令和6年度の確保内容(②)の合計: 50人					

■教育・保育の量の見込みと確保方策(久辺三区地区)

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

久辺三区地区	令和2年度 (推計児童数: 126 人のうち)					令和3年度 (推計児童数: 121 人のうち)					令和4年度 (推計児童数: 122 人のうち)					令和5年度 (推計児童数: 124 人のうち)					令和6年度 (推計児童数: 121 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)																					
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ-ズ)	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	6人	58人		48人		6人	58人		46人		6人	53人		45人		6人	58人		46人		6人	55人		45人	
②確保の内容	30人	49人		50人		30人	49人		50人																
特定 教育・ 保育 施設			49	38	12			49	38	12			49	38	12			49	38	12			49	38	12
保育所			49	38	12			49	38	12			49	38	12			49	38	12			49	38	12
幼稚園	30	0				30	0				30	0				30	0				30	0			
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0				0	0				0	0				0	0				0	0			
地域型保育(小規模)				0	0				0	0				0	0				0	0				0	0
企業主導型保育				0	0				0	0				0	0				0	0				0	0
②-①	24	▲9	0	2	0	24	▲9	0	4	0	24	▲8	4	4	1	24	▲9	0	4	0	24	▲8	2	5	0
令和2年度の量の見込み(①)の合計: 112人					令和3年度の量の見込み(①)の合計: 110人					令和4年度の量の見込み(①)の合計: 104人					令和5年度の量の見込み(①)の合計: 110人					令和6年度の量の見込み(①)の合計: 106人					
令和2年度の確保内容(②)の合計: 129人					令和3年度の確保内容(②)の合計: 129人					令和4年度の確保内容(②)の合計: 129人					令和5年度の確保内容(②)の合計: 129人					令和6年度の確保内容(②)の合計: 129人					

■教育・保育の量の見込みと確保方策(二見以北地区)

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

二見以北地区	令和2年度 (推計児童数: 59 人のうち)					令和3年度 (推計児童数: 62 人のうち)					令和4年度 (推計児童数: 61 人のうち)					令和5年度 (推計児童数: 59 人のうち)					令和6年度 (推計児童数: 59 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 (保育ニ一 ズ)	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	3人	26人	23人			3人	27人	24人			3人	28人	23人			3人	26人	23人			3人	27人	23人		
②確保の内容	30人	36人	29人			3人	48人	42人																	
特定 教育 ・ 保 育 施 設			36	18	6			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0
保育所																									
幼稚園	30	0				0	0				0	0				0	0				0	0			
認定こども園	0	0	0	0	0	3	0	48	28	9	3	0	48	28	9	3	0	48	28	9	3	0	48	28	9
確認を受けない幼稚園	0	0				0	0				0	0				0	0				0	0			
地域型保育(小規模)				0	0				0	0				0	0				0	0				0	0
企業主導型保育				3	2				3	2				3	2				3	2				3	2
②-①	27	▲4	14	4	2	0	▲4	25	13	5	0	▲4	24	14	5	0	▲4	26	14	5	0	▲4	25	14	5
令和2年度の量の見込み(①)の合計:				52人	令和3年度の量の見込み(①)の合計:				54人	令和4年度の量の見込み(①)の合計:				54人	令和5年度の量の見込み(①)の合計:				52人	令和6年度の量の見込み(①)の合計:				53人	
令和2年度の確保内容(②)の合計:				95人	令和3年度の確保内容(②)の合計:				93人	令和4年度の確保内容(②)の合計:				93人	令和5年度の確保内容(②)の合計:				93人	令和6年度の確保内容(②)の合計:				93人	

5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

①時間外保育事業（延長保育）

■保護者の勤務時間等の延長にあわせて、保育時間を延長して児童を保育する事業。

・量の見込みに対して実績値が上回っています。勤労形態の多様化に伴う延長保育のニーズに応じて実施できるよう、現在の提供量の維持・確保に取り組みます。

・今後、認定こども園へ移行する施設についても移行前の提供体制の維持に努め、新たに施設を整備する際も当事業が提供できるよう働きかけを行います。

1. 時間外保育事業(延長保育)

実人数 単位:人

区域	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	1,054	1,050	1,040	1,038	1,035
	②確保の内容	1,956	1,956	1,956	1,956	1,956
	②-①	902	906	916	918	921
名護地区	①量の見込み	604	606	602	597	596
	②確保の内容	1,086	1,078	1,078	1,078	1,078
	②-①	481	473	477	481	482
屋部地区	①量の見込み	258	258	251	257	253
	②確保の内容	543	539	539	539	539
	②-①	285	282	288	283	286
羽地地区	①量の見込み	133	131	132	128	130
	②確保の内容	207	205	205	205	205
	②-①	74	75	73	78	76
屋我地区	①量の見込み	13	11	12	12	12
	②確保の内容	28	28	28	28	28
	②-①	16	17	16	16	16
久辺三区	①量の見込み	31	30	29	30	29
	②確保の内容	56	55	55	55	55
	②-①	24	25	27	25	26
二見以北 地区	①量の見込み	14	15	15	14	15
	②確保の内容	36	50	50	50	50
	②-①	22	35	35	36	35

○実績:平成30年度1,697人/平成31(R元)年度1,956人

【提供区域別確保方策】

・各区域において、今後の量の見込みに対し提供体制が確保できる予定となっています。

②放課後児童健全育成事業

■保護者が就労等により、昼間、家庭にいない小学生に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を確保し、児童の健全な育成を図る事業。

- ・量の見込みについては、平成29年に実施した「地域における子どもの居場所づくりに関するアンケート調査」より、放課後児童クラブの学年ごとの利用意向率より算出しました。
- ・公的施設を活用しながら令和3年度に1箇所、令和4年度に1箇所確保し合計23箇所での実施を目指し、事業者等との連携のもと提供体制の確保に努めます。

2. 放課後児童健全育成事業

実人数

名護市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生6歳	302	294	297	284	280
2年生7歳	188	194	189	191	183
3年生8歳	178	164	170	165	167
4年生9歳	81	85	78	81	78
5年生10歳	33	34	36	33	34
6年生11歳	29	28	29	31	28
1～3年生 計	669	652	656	640	630
4～6年生 計	143	147	144	145	141
①合計	812	800	800	785	771
②確保方策 定員数	825	865	905	905	905
②-①	13	65	105	120	134
箇所数	21	22	23	23	23

H31(R元)年度 名護市放課後児童クラブ 学年別利用児童数(人) ※ () の数値は障がい児数

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
254(3)	235(3)	138(3)	70(2)	40(3)	11(1)	748(15)

提供区域別

実人数

名護地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生6歳	198	193	195	186	183
2年生7歳	123	127	124	125	120
3年生8歳	117	107	111	108	109
4年生9歳	52	55	51	53	51
5年生10歳	21	23	24	22	22
6年生11歳	18	18	19	19	18
1～3年生 計	438	427	430	419	412
4～6年生 計	91	96	94	94	91
①合計	529	523	524	513	503
②確保方策 定員数	579	579	579	579	579
②-①	50	56	55	66	76
箇所数	15	15	15	15	15

提供区域別	実人数				
屋部地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生6歳	44	43	43	41	41
2年生7歳	27	28	27	28	26
3年生8歳	26	24	25	24	24
4年生9歳	12	12	11	12	11
5年生10歳	5	5	5	5	5
6年生11歳	4	4	4	4	4
1～3年生 計	97	95	95	93	91
4～6年生 計	21	21	20	21	20
①合計	118	116	115	114	111
②確保方策 定員数	81	81	121	121	121
②-①	▲ 37	▲ 35	6	7	10
箇所数	2	2	3	3	3

提供区域別	実人数				
羽地地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生6歳	26	26	26	25	24
2年生7歳	16	17	16	17	16
3年生8歳	16	14	15	14	15
4年生9歳	7	7	7	7	7
5年生10歳	3	3	3	3	3
6年生11歳	3	2	3	3	2
1～3年生 計	58	57	57	56	55
4～6年生 計	13	12	13	13	12
①合計	71	69	70	69	67
②確保方策 定員数	80	80	80	80	80
②-①	9	11	10	11	13
箇所数	2	2	2	2	2

提供区域別	実人数				
屋我地地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生6歳	17	17	17	16	16
2年生7歳	11	11	11	11	11
3年生8歳	10	9	10	9	10
4年生9歳	5	5	4	5	5
5年生10歳	2	2	2	2	2
6年生11歳	2	2	2	2	2
1～3年生 計	38	37	38	36	37
4～6年生 計	9	9	8	9	9
①合計	47	46	46	45	46
②確保方策 定員数	45	45	45	45	45
②-①	▲ 2	▲ 1	▲ 1	0	▲ 1
箇所数	1	1	1	1	1

提供区域別	実人数				
久辺地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生6歳	6	6	6	5	5
2年生7歳	4	4	4	4	4
3年生8歳	3	3	3	3	3
4年生9歳	2	2	1	2	2
5年生10歳	1	1	1	1	1
6年生11歳	1	1	1	1	1
1～3年生 計	13	13	13	12	12
4～6年生 計	4	4	3	4	4
①合 計	17	17	16	16	16
②確保方策 定員数	40	40	40	40	40
②-①	23	23	24	24	24
箇所数	1	1	1	1	1

提供区域別	実人数				
二見以北地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生6歳	11	11	11	10	10
2年生7歳	7	7	7	7	7
3年生8歳	7	6	6	6	6
4年生9歳	3	3	3	3	3
5年生10歳	1	1	1	1	1
6年生11歳	1	1	1	1	1
1～3年生 計	25	24	24	23	23
4～6年生 計	5	5	5	5	5
①合 計	30	29	29	28	28
②確保方策 定員数	0	40	40	40	40
②-①	▲ 30	11	11	12	12
箇所数	0	1	1	1	1

【提供区域別確保方策】

- ・各区域の量の見込みの算出にあたっては、名護市全体の量の見込みに対して、先述の地域における子どもの居場所づくりに関するアンケート調査から小学校毎の放課後児童クラブの利用意向をもって按分しました。
- ・屋部地区においては、確保内容が不足しています。これらのニーズに対して、新設に向けた取り組みを進めるとともに、児童一人当たりの専用区画面積を確保しつつ既存施設への定員増への働きかけ、近隣の放課後児童クラブへの送迎や子どもの家との連携・活用等を検討します。
- ・二見以北地区については、放課後児童健全育成事業として確保内容が不足していますが、これにかわる二見以北地域ふれあいスクール事業を実施し、放課後の子どもたちの居場所などを提供し、健全育成に取り組んでいます。引き続きふれあいスクールでニーズを受けとめていくものとします。そして、令和3年度をめぐりに放課後児童健全育成事業の提供体制を整えていきます。

③子育て支援短期支援事業（ショートステイ）

- 保護者が疾病、出産、事故、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどにより、家庭で子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う事業。
- ・現在、未実施となっており、ニーズ調査からの量の見込みはありませんが、保護者による養育が一時的に困難になった場合には、ファミリー・サポート・センター事業にて支援（宿泊を伴う支援）を行っています。

3. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0 (人日)				
参考値：1日平均利用者数	0 (人)				
②確保の内容	1 (人日)				
②-①	1 (人日)				

H30年度実績:0人日

④地域子育て支援拠点事業

- 保育所などの施設において、専任の職員を配置し、育児不安に対する相談・指導、親子が遊びながら交流できる居場所の提供や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業。
- ・現状の箇所数を維持しつつ、利用促進を図るものとします。

4. 地域子育て支援拠点事業

延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,287 (人回)	5,320 (人回)	5,244 (人回)	5,184 (人回)	5,128 (人回)
参考値：利用者数	578 (人)	582 (人)	573 (人)	567 (人)	561 (人)
②確保の内容	6 (箇所)				

H31(R元)年度実績:6箇所

⑤一時預かり他

- ・保護者の育児疲れ解消、急病又は、冠婚葬祭、家庭の事情による一時的需要に対する保育事業です。

<一時預かり保育（幼稚園型）>

- 幼稚園・認定こども園において平日午後、幼児に対し、保護者に代わって保育を行う事業。
- ・幼稚園および認定こども園における在園児を対象としている事業となっていることから、量の見込みに対する提供体制は確保できる予定です。
- ・1号認定による一時的な利用については、市全体で年間の実利用者数50人程度の利用を想定していくものとします。(1人あたり約27日の利用と想定) 今後の量の見込みと実際の幼稚園や認定こども園等の利用実績を踏まえ、必要な提供量を確保します。
- ・幼稚園における定期的な2号認定枠確保分について、市全体で年間156人程度の利用を想定していくものとします。(1人あたり約266日の利用と想定)

幼稚園型一時預かり保育

延べ利用者数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	42,833	42,812	42,846	42,434	42,938
1号認定による利用	1,362	1,342	1,337	1,345	1,353
2号認定による利用	41,471	41,471	41,509	41,089	41,585
②確保の内容	42,833	42,812	42,846	42,434	42,938
②-①	0	0	0	0	0

<幼稚園型を除く一時預かり事業>

- ・平成 31（令和元）年度、保育士の不足により保育所での一時預かりは未実施となっておりますが、一時的な子どもの保育が必要となった場合はファミリー・サポート・センター事業の利用を促進しています。
- ・今後も安心して子育てができるよう保育士の確保に取り組み、一時預かりの受け入れ施設が増加するよう働きかけるとともに、引き続きファミリー・サポート・センター事業の利用を促進し、多様な受け皿の提供に努めるものとします。

一時預かり事業(幼稚園型を除く)

延べ利用者数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,952	1,930	1,899	1,878	1,859
②確保の内容	1,952	1,930	1,899	1,878	1,859
②-①	0	0	0	0	0

○実績：平成 30 年度 1,697 人／平成 31（R 元）年度 1,956 人



⑥病児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

- 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に家庭保育や集団保育が困難な場合に、医療機関等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業。
- ・現在、市内2箇所を実施し定員が7人となっており、量の見込みでは1日あたり5人の利用となっていることから、今後の量の見込みを確保できる予定です。
- ・現在の箇所数（2箇所）を維持しつつ、ファミリー・サポート・センターについて病児・病後児対応を行える会員の育成及び市民への周知を図っていくものとします。

6. 病児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,384（人日）	1,378（人日）	1,366（人日）	1,362（人日）	1,359（人日）
参考値：1日平均利用者数	5（人）	5（人）	5（人）	5（人）	5（人）
②確保の内容	2,216（人日）	2,216（人日）	2,216（人日）	2,216（人日）	2,216（人日）
②-①	832（人日）	838（人日）	850（人日）	854（人日）	857（人日）

○実績：平成30年度1,109人（定員7人）

○確保の内容内訳：病児保育事業2,184人、ファミリー・サポート・センター事業32人、計2,216人

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター：就学児のみ）

- 子育ての手助けをしてほしい「おねがい会員」と、子育てのお手伝いをしたい「まかせて会員」が会員となり、保育所等への送迎や一時的な預かりなど、子どもの世話を有償にて行う相互支援活動。（ここでは就学児のみの量の見込みと確保方策）
- ・量の見込みに対応できるよう現在の提供体制を維持しつつ、広報周知等によりまかせて会員（援助会員）の確保と質の更なる向上を促進します。

7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児のみ）

延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み低学年	86（人日）	84（人日）	85（人日）	83（人日）	82（人日）
①量の見込み高学年	83（人日）	85（人日）	85（人日）	85（人日）	83（人日）
②確保の内容	169（人日）	169（人日）	170（人日）	168（人日）	165（人日）
②-①低学年+高学年	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）

⑧利用者支援事業

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。
- ・現在、保育所入所申込窓口（保育・幼稚園課）に利用者支援員を配置し、教育・保育施設や子育て支援に関する事業を円滑に利用できるよう相談支援を行っています。（特定型）
- ・これに加え、令和2年度に妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談や支援など総合的に対応する母子健康包括支援センター機能を設置（健康増進課に窓口を設置）し、子育て家庭の個別ニーズを把握した上、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援します。（母子保健型）

8. 利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	－（箇所）	－（箇所）	－（箇所）	－（箇所）	－（箇所）
②確保の内容	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）
②-①	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）	2（箇所）

○実績：令和元（平成31）年度 特定型 1箇所

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

- 生後4か月までの乳幼児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
- ・基本的に生まれてくる赤ちゃんを対象としていることから人口推計で算出された0歳児数を量の見込みとします。
- ・保健師や助産師をはじめ、母子保健推進員等が全戸訪問に対応していくものとし、量の見込みと同数を確保内容として設定します。

9. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	688（人）	679（人）	671（人）	664（人）	657（人）
②確保の内容	688（人）	679（人）	671（人）	664（人）	657（人）
②-①	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）

○実績：平成30年度 712人

⑩ 養育支援訪問事業

- 子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して育児・家事の援助又は訪問指導を行う事業。
- ・ 近年の支援世帯数で最も多い、12世帯を量の見込みとして設定し、ニーズに応じて対応を図ります。量の見込みと同数を確保内容として設定します。

10. 養育支援訪問事業

実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12 (人)				
②確保の内容	12 (人)				
②-①	12 (人)				

平成26年度 (計画策定時実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
63件 (7世帯)	128件 (12世帯)	141件 (12世帯)	125件 (10世帯)	139件 (8世帯)	—

⑪ 妊婦健康診査

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
- ・ 平成27年度～30年度の健診受診率の平均(94.0%)を求め、人口推計で算出された0歳児人口を妊婦の人数として見込み、これに受診率の平均と公費の14回を乗じて量の見込みを算出しました。量の見込みと同数を確保内容として設定します。

11. 妊婦健診

延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,054 (人)	8,936 (人)	8,830 (人)	8,738 (人)	8,646 (人)
②確保の内容	9,054 (人)	8,936 (人)	8,830 (人)	8,738 (人)	8,646 (人)
②-①	0 (人)				

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 認定こども園や幼稚園、保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとされていますが、保育料とは別に発生する日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、低所得者の負担軽減を図るため補助を行う事業。
- ・ 現在の実績を量の見込みとし、同数を確保内容として設定します。

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	22 (人)				
②確保の内容	22 (人)				
②-①	0 (人)				

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
- ・教育・保育のニーズの動向を踏まえ、適切に実施を図っていくものとします。

13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1 (箇所)				
②確保の内容	1 (箇所)				
②-①	0 (箇所)				



第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 庁内及び国・県等との連携

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野のみならず、保健分野や教育分野等、多岐にわたります。そのため、庁内関係各課との連携体制のもと、施策の推進に当たるものとします。なお、計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

2 市民・地域等との連携

本計画の推進に当たっては、行政のみならず、保育所や幼稚園、学校、地域、事業者など多様な主体が関係することから、計画の周知を図るとともに、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体施策の進行状況について把握するとともに、「名護市子ども・子育て会議」にて施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

この計画はP D C Aサイクルにより、継続的改善を行いながら進行管理を図っていくものとします。

